

令和3年3月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和3年2月26日 開会

令和3年3月11日 閉会

飯 島 町 議 会

令和3年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年2月26日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第11号）

日程第10 第 7号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第11 第 8号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

日程第12 第 9号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第13 第10号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第14 第11号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第4号）

日程第15 第12号議案 令和3年度飯島町一般会計予算

日程第16 第13号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第17 第14号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第18 第15号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第19 第16号議案 令和3年度飯島町水道事業会計予算

日程第20 第17号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計予算

日程第21 第18号議案 飯島町第6次総合計画について

日程第22 第19号議案 国土利用計画（第4次飯島町計画）について

日程第23 第20号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について

日程第24 第21号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅田切の里の指定管理者の指定について

日程第25 第22号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第26 第23号議案 飯島町B&G海洋センター艇庫の指定管理者の指定について

日程第27 第24号議案 岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について

日程第 2 8	第 2 5 号議案	北町地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 2 9	第 2 6 号議案	上ノ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 0	第 2 7 号議案	中町地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 1	第 2 8 号議案	豊岡地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 2	第 2 9 号議案	山久地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 3	第 3 0 号議案	石曾根地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 4	第 3 1 号議案	鳥居原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 5	第 3 2 号議案	日曾利地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 6	第 3 3 号議案	春日平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 7	第 3 4 号議案	飯島町地域交流センター追引公会所の指定管理者の指定について
日程第 3 8	第 3 5 号議案	南割地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 3 9	第 3 6 号議案	南田切地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 4 0	第 3 7 号議案	飯島町天竜川地域伝承施設の指定管理者の指定について
日程第 4 1	第 3 8 号議案	北河原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 4 2	第 3 9 号議案	本郷第一地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 4 3	第 4 0 号議案	本郷第五地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 4 4	第 4 1 号議案	本郷第六地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 4 5	第 4 2 号議案	高遠原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 4 6	第 4 3 号議案	飯島町地域交流センター新屋敷地域交流センターの指定管理者の指定について
日程第 4 7	第 4 4 号議案	南街道地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 4 8	第 4 5 号議案	北村地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 4 9	第 4 6 号議案	柏木地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 5 0	第 4 7 号議案	荒田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 5 1	第 4 8 号議案	新田地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 5 2	第 4 9 号議案	針ヶ平地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
日程第 5 3	第 5 0 号議案	飯島町地域交流センター赤坂グリーンヒル集会所の指定管理者の指定について
日程第 5 4	第 5 1 号議案	令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 1 契約の締結について
日程第 5 5	第 5 2 号議案	令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 2 契約の締結について
日程第 5 6	第 5 3 号議案	飯島流ワーケーション事業用トレーラーハウス購入に関する物品売買変更契約の締結について
日程第 5 7	第 5 4 号議案	飯島町道路線の変更について

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企 画 政 策 課 長 堀越 康寛 住 民 税 務 課 長 大島 朋子 健 康 福 祉 課 長 藤木真由美 産 業 振 興 課 長 座光寺満輝 建 設 水 道 課 長 那須野一郎 地 域 創 造 課 長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫 企画政策課企画調整係長 斉藤 修司 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯 島 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議開会

開 会	令和3年2月26日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまです。 本議員任期最後の定例会となります令和3年3月飯島町議会定例会を開会します。 本定例会におきましては、羽生代表監査委員、片桐農業委員会長の御出席をいただいております。大変御多忙のところ、よろしくお願いをいたします。 3月定例会は令和3年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力をいただきますようお願いをいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。
町 長	おはようございます。議会の招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和3年2月4日付、飯島町告示第2号をもって令和3年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。 また、羽生代表監査委員さん、片桐農業委員会長さんにおかれましても、お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 最初に、東日本大震災から間もなく10年が経過しようとしています、今月13日には東北地方で再び大規模な地震が発生し、多くの皆様が被害を受け、避難者も出ているところでございます。 また、今月21日に発生した栃木県の山火事でも住宅地への延焼のおそれから100世帯を越える皆さんに避難勧告が出されました。 多くの被災された方、避難生活を送っておられる方々に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。 山火事も強風により延焼が広がったとの見解もあり、地震も含めて、自然の力に対して改めて無力さを感じるところでございます。防災対策は行政の大きな責務の1つですので、気を引き締めて対応していかなければならないと改めて感じているところでございます。 新型コロナウイルス感染症につきましては、10都府県に発出されている緊急事態宣言も徐々に解除される状況となってきました。 長野県においても新規感染者の発生は抑えられているものの、緊急事態宣言が続いている都県があることで行動自粛のムードの収まる気配はまだまだ感じられないところでございます。

		このような中、ワクチン接種が医療関係者から始まり、今後、高齢者などへの接種が進む予定となります。ワクチン接種により、感染予防の効果と併せて人の動きが活発になり、経済へのカンフル剤ともなればと思っておるところでございます。 さて、本議会には令和3年度の予算の審議をいただくことになります。飯島町では、第6次総合計画の初年度となり、新たなスタートの年度ともなるわけでございます。後ほど施政方針として私の考え方を述べさせていただきますけれども、しっかりと足元を見詰めて取り組む施策と将来の町のあるべき姿を描き、それに向かって進める施策、この2つをバランスよく講じていきたいと考えております。 本定例会に御提案いたします案件は、人事案件1件、条例案件4件、予算案件12件、一般案件37件の計54件であります。大変多くの議案を御審議いただくことになりますけれども、何とぞ慎重な御審議をいただき適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。
議 長	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により9番 浜田稔議員、10番 本多昇議員を指名します。
議 長	長	日程第2 会期の決定についてを議題とします。 本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日から3月11日までの14日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。 お諮りします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの14日間とすることに決定しました。
事務局長		会期の日程は事務局長から申し上げます。 (会期説明)
議 長	長	日程第3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 初めに例月出納検査結果についての報告をします。12月から2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 また、本会議では、総合計画、新年度予算がありますので、企画政策課企画調整係長、財政係長に出席を願うこととしました。 次に、町当局からの報告を求めます。
町 長	長	それでは、私のほうから2つ報告を申し上げます。

飯島町土地開発公社の令和2年度事業計画及び予算につきましては、去る2月19日の飯島町土地開発公社理事会におきまして審議をお願いし、御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。初めに、陣馬工業団地につきましては、昨年11月25日に新日本薬業株式会社と土地売買契約を締結し、売却しました。現在、物流センター建設に向けて準備している段階とお聞きしておりますので、御報告申し上げます。さて、令和3年度の事業計画であります、土地造成事業につきましては、久根平工業団地の拡張計画を進めてまいります。また、未販売の分譲宅地につきましても定住促進事業との連携や不動産業者への働きかけ、パンフレットやホームページなどを活用した販売促進に努めてまいります。次に、予算概要について申し上げます。主な収入見込みとしましては、工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業収益などにより収入合計でおよそ2億100万円を予定しております。これに対し、支出見込みとしましては、土地造成事業原価およそ1億9,500万円など、事業支出およそ1億9,790万円を予定しており、この結果、単年度収支ではおよそ310万円の黒字となる予算でございます。詳しくはお手元の事業計画及び予算書のとおりでございますので、御覧ください。

続きまして、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和3年度事業計画及び予算計画につきましては、去る2月9日開催の取締役会におきまして承認されましたので、地方自治法の規定により、その概要を報告いたします。初めに、本年度の事業実施状況等につきまして御報告申し上げます。今年度の事業は、コロナ禍におけるテレワークやリモート学習の普及により、全国的にもインターネット事業が伸びました。また、外出自粛に伴いインターネット動画配信サービスでのコンテンツ視聴が大きく契約者を増やしましたが、半面、有料チャンネルや他チャンネルサービスは契約者が減少するなど、スマートフォンやタブレット端末の普及とともにライフスタイルが大きく変化してきたところでございます。加入の状況につきましては、テレビ、インターネット、電話の各サービスともに純増となりました。また、災害対策として実施している各集会施設への音声告知と希望によるインターネットの導入も順調に進んできたところでございます。決算見込みにつきましては、昨年を上回る利益を計上できる見込みとの報告があったところでございます。次に、令和3年度の事業計画及び予算計画について御説明申し上げます。資料を御覧ください。基本方針及び運営方針につきましては、本年度と同様でございます。主たる事業計画といたしましては、新規加入者及び各サービス利用者の獲得に向けた営業活動の推進、みなこいチャンネルの充実、確実に安心な放送通信環境の整備、新しいサービスの展開と次世代サービスの研究、高度BS放送の普及促進となります。資料2ページの資産取得計画では、光回線の終端装置の更新に5,000万円など、御覧のとおりとなっております。資料の3ページは予算計画となります。営業利益として1,650万円、営業外収益として850万円、合計2,500万円の利益を見込んでおるところでございます。なお、今回の取締役会において長期経営計画が提案され、承認されております。内容につきましては資料の4ページとなりますので、後刻お目通しをいただきたいと思います。以上、報告です。

総務課長	大変申し訳ございません。町長の今の諸般の報告のエコーシティー・駒ヶ岳の資料の中で4ページが欠落しております。後ほど配付をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。
議 長	ただいま報告のありました2件につきましては、最終日の議会全員協議会において質疑を受けることとします。 以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第4 第1号議案 飯島町教育委員会委員の任命について を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第1号議案、教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。このことにつきましては、現在、委員としてお務めをいただいております桃澤宗夫さんがこの3月31日をもって任期満了となります。任期満了後の委員として、山積する多くの教育課題に対処いただくため、また人格、見識とも最適任と考え、桃澤宗夫さんを引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお、任期につきましては令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間といたします。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 本案は討論を省略し、これから第1号議案 飯島町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。 お諮りします。本案は、これに同意することに賛成の方は御起立をお願いします。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立全員です。したがって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定しました。
議 長	日程第5 第2号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第2号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。現在、紙媒体に印刷できるものを公開しておりますが、データでの公開もできるようにするため、また併せて請求者を町民に限定している条文の表記を誰でも請求が可能となる表記としたいため、条例の一部改正を提案するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)

議 長 8 番 坂本議員	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
総務課長	1 つお尋ねしますが、これは、施行は分かりますが、内容は過去に遡っても情報公開されるということになるのでしょうか。過去の例えば 20 年ぐらい前の内容でも情報公開されるということでしょうか。
議 長	今回の改正では、公開する方法を磁気データにすることと誰でもができるということですので、現行、それ以外のことは変更してございませんので、公開できる内容のものについては今までどおり公開できるということをお願いしたいと思います。
議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、第 2 号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 2 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 6 第 3 号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例 を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 3 号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。今回の改正は、新たに基金を 1 件創設し、事業完了により 1 件廃止する改正内容となっております。まず新規に創設する基金ですが、令和 2 年 11 月 6 日付で地方創生応援税制に関わる地域再生計画の認定を受けたことに伴い企業版ふるさと納税の受入れが可能となったことから、町が取り組む各種の事業に対して頂戴いたしております寄附金を積み立てるため、新たに飯島町企業版ふるさと納税基金を創設するものでございます。次に廃止する基金ですが、飯島町中山間地域水とみどりの保全基金につきまして、令和 2 年度をもって目的が達成され事業完了となるため、基金を廃止するものでございます。細部につきましては、御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
議 長 9 番 浜田議員	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
地域創造課長	企業版の基金についてお尋ねいたします。この企業版の基金につきましては、運用基準、それから上限等について何かお考えがあるかお尋ねいたします。
議 長	現状で、どちらからも頂戴をいたしておりませんし、金額がまだございませんので、状況を見ながら適正な運用を図ってまいりたいと思います。 ほかにありませんか。

議 長	(なしの声)
	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、第3号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第7 第4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例
	を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部を改正する法律及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、この条例の関係する各項等を整備するため一部を改正するものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。
住民税務課長	(補足説明)
	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	(なしの声)
	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、第4号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
	異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第8 第5号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例
	を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第5号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。令和3年度から令和5年度までの3年間を対象とする第8期飯島町介護保険事業計画に基づき適正な介護保険事業の実施及びサービスを提供するための介護保険料の額を定めるものでございます。向こう3年間の介護給付費及び介護予防事業費等の推計により保険料率を算定いたしました。今回の改正は、保険料率について現行のまま

		据え置くことといたし提案させていただくものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
健康福祉課長	(補足説明)	
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。	
	(なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。	
	これから討論を行います。討論はありませんか。	
	(なしの声)	
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
	これから、第 5 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。	
	お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。	
	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。	
議 長	日程第 9 第 6 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計補正予算 (第 1 1 号)	
	日程第 1 0 第 7 号議案 令和 2 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)	
	日程第 1 1 第 8 号議案 令和 2 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号)	
	日程第 1 2 第 9 号議案 令和 2 年度飯島町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)	
	日程第 1 3 第 1 0 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計補正予算 (第 4 号)	
	日程第 1 4 第 1 1 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計補正予算 (第 4 号)	
	以上 6 議案を一括議題とします。それでは、本 6 議案について提案理由の説明を求めます。	
町 長	第 6 号議案から第 11 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。	
	まず、第 6 号議案、令和 2 年度一般会計の補正予算 (第 1 1 号) について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から 656 万 2,000 円を減額し、歳入歳出をそれぞれ 75 億 8,389 万 9,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、令和 2 年度の決算を迎えるに当たり、事業実績等の見通しにより必要な補正を行うものであります。主な歳入の内容としましては、学校教育施設等整備事業債 7,000 万円、財政調整基金 5,000 万円、多面的機能支払交付金およそ 640 万円をそれぞれ減額する一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金およそ 9,790 万円、担い手確保・経営強化支援事業 2,000 万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に 1,150 万円増額補正を計上いたしました。主な歳出の内容としましては、飯島警察官駐在所用地取得 1,030 万円、林道維持補修工事等およそ 930 万円、農地・水・環境保全管理協定運営委員会交付金およそ 860 万円、また上伊那広域連合負担金をそれぞれ減額する一方、担い手確保・経営強化支援事業補助金に 2,000 万円、道路除雪・融雪剤散布業務およそ	

610 万円、高度情報化基金積立におよそ 260 万円の増額補正を計上いたしました。そのほか、各種事務事業において決算を見込みそれぞれ補正計上したところでございます。

続きまして、第 7 号議案、令和 2 年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 5 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に 158 万 5,000 円を追加し、歳入歳出をそれぞれ 9 億 3,123 万 4,000 円とするものでございます。今回の補正は、国庫補助金及び保険基盤安定事業負担金の確定と保健事業の不足分を補正するものであります。歳入では、国庫支出金を 32 万 8,000 円、繰入金を 125 万 7,000 円増額するものであります。歳出では、保健事業費を 80 万円、予備費を 78 万 5,000 円増額するものであります。

続きまして、第 8 号議案、令和 2 年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 5 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から 25 万 7,000 円を減額し、歳入歳出をそれぞれ 1 億 5,376 万 8,000 円とするものでございます。今回の補正は、上伊那広域連合情報センター負担金の確定により補正を行うものです。歳入では繰入金を 25 万 7,000 円、歳出では総務費を 25 万 7,000 円減額するものであります。

続きまして、第 9 号議案、令和 2 年度介護保険特別会計の補正予算（第 5 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から 61 万 9,000 円を減額し、歳入歳出をそれぞれ 11 億 5,478 万 7,000 円とするものであります。歳入につきましては、事業実績見込み等により負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。歳出につきましては、総務費を職員の配置換えによる人件費と事務費により減額、保険給付費、地域支援事業費を事業実績見込み等により増額し、また決算状況を鑑み予備費を 1,000 万円減額し、基金へ積立てを行うものであります。

続きまして、第 10 号議案 令和 2 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。営業費用につきまして不足が見込まれる会計年度任用職員の報酬について 19 万 5,000 円増額し、収益的収支の増額を 2 億 1,301 万 2,000 円とするものであります。

続きまして、第 11 号議案 令和 2 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について提案理由の説明を申し上げます。営業収益のうち一般会計からの負担金につきまして下水道事業の決算状況を鑑み 600 万円減額し、収益的収入の総額を 5 億 2,143 万 1,000 円とするものであります。

その他細部につきましては、第 6 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 7 号議案から第 11 号議案の特別会計等につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

企画政策課長	（補足説明）
総務課長	（補足説明）
住民税務課長	（補足説明）

健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
地域創造課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	ここで休憩いたします。再開時刻を 10 時 50 分といたします。休憩。
休 憩	午前 10 時 35 分
再 開	午前 10 時 50 分
議 長	会議を再開します。 令和 2 年度補正予算各会計の提案理由の説明がありました。 これから本 6 議案について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。
8 番 坂本議員	ページでいきますと 24 ページ、一般会計の 3300 の農業振興総合対策事業の中の補助金の内容なんですけれど、具体的にこれのどこにどのように金額を配当したとか、そこら辺を教えていただきたいと思います。
産 業 振 興課長	3300 農業振興総合対策事業の補助金でございますが、上の信州農業生産力強化対策事業につきましては本郷農産のラジコン草刈り機 1 台分でございます。下の担い手確保・経営強化支援事業につきましては、個人の農業者でございますが、ビニールハウスを建設するということでの補助ということで、こちらは個人の方が 2 名ということになってございます。以上でございます。
議 長	そのほかにありませんか。
2 番 三浦議員	それでは 2 件お聞きをしたいと思います。 1 件は、17 ページの 2104 の……
議 長	すみません。マイクをもうちょっとこっちのほうへ……
2 番 三浦議員	(マイク操作) すみません。2104 の会計年度任用職員とひきこもりサポーター派遣の財源組替えがあったんですけれども、この関係について、どのような関係でなっているのか、ひきこもりサポーターの関わる部分が会計年度任用職員に変わったのか、そこらの内容についてお聞きをしたいと思います。
	それから、戻ります。すみません。15 ページ、循環バスについてです。燃料の増額ということで 2 万円が増額になっていますけど、この増額の理由について、利用者が増えたというか、そういう状況の中で増額となったのか、その辺の内容についてお聞きをしたいと思います。
健康福祉課長	御質問のありました最初の質問、2104 の生活困窮者自立相談支援事業の補正の内容でございますが、こちらのほうにつきましては、事業の中で減になる部分、サポーターの

	派遣の部分なんですけれども、派遣事業に予定していた金額、そこに残が見込まれるものでございます。会計年度任用職員の報酬につきましては、今後を見ての不足額、こちらのほうを事業コード内で調整するものでございます。
総務課長	循環バスの燃料代についてです。当初予算はぎりぎりの算定の中で予算を組んでいるということが1点ありますが、今年度の秋にやりました無料のところの利用が多かった、それも1つの要因ではあるのかなと思います。
議長 8番	そのほかに質問ありませんか。
坂本議員	18ページの2303の扶助費が100万円という減額になっているわけなんですけれども、これは、様々な活動に関して多分コロナでできなかったのではないかとということで減額ということですが、そのできないことに対する影響はどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。どんな感じで、利用者の方たちとか、その質問とかは聞いたりしておりますでしょうか。
健康福祉課長	今回補正をお願いしてあります2303の減額についてですけれども、こちらのほうは、主には、実績に応じた介護慰労金を支給するものの部分の精算が終わりましたので、その精算実績に準じて減額をするものになります。
議長 9番	そのほかに質疑はございませんか。
浜田議員	一般会計13ページの1123CATV業務費の減額であります。先ほど決算状況からの減免という話がありましたけれども、これは町長から説明のあったエコシティのほうで順調であるので、この費用を減免していただいたという理解でいいのかということと、それから、当然それは決算に反映された上でのという理解でいいのかということと、それから、放送内容についての例えばコロナに関係した業務の縮小などはなかったのか、この点についてお伺いいたします。
総務課長	この件につきましては、平成何年だったかな、ちょっと平成何年か記憶になくて大変申し訳ありませんが、エコシティとの協定というか、申合せがございまして、毎年500万円っていうのがあるんですけれども、その中で状況に応じて減免できるというような規定がございまして、毎年、これについては計上し、また減額しというのを繰り返して、毎年、また御質問もいただいているところではございます。内容につきましては、そういった内容でございますので御理解いただきたいと思います。
	また、2つ目の放送内容についてでございますが、聞き取りする中では、やはり人の動きがないので取材には行けないというような影響はかなりあったと、そういったところもあります。エコシティとしても、一年間、みなこいを中心に頑張ってきたという報告がこの前の取締役会でもございましたので、おつなぎさせていただきたいと思っております。
議長 11番	そのほかにありませんか。
竹沢議員	6号議案、一般会計の補正予算で、予算書では15ページです。事業コード1831の1,030

万円の減額の、いわゆる飯島警察官の駐在所の用地のことについてです。あまり詳細な説明がなかったのであえて聞くんですけど、説明の中では、減額して、これから今日 12 号議案で提案があります令和 3 年度の一般会計の防災対策費のほうで同額を予算計上し、加えて設管料ですとか造成工事の費用を予算化するというようになっておりまして、後ほど提案説明があります。私が問題だと思うのは、これは何で減額になったかという理由の説明がない。私が想像するのに、これは、農地を農地以外にする場合には、まず農振法による農振除外の手続が必要です。加えて、公共用地の場合は農地転用の必要ございませんので、今、農業委員会の会長もおりますけど、農地転用の申請はいいんですけど、農振除外だけは必要なわけですね。これは、国の用地も、県の用地も、町の用地も同じです。多分これは 3 月 31 日までに農振除外の手続ができないということから減額ということになったというふうに判断いたします。これは、この補正予算そのものについて私は異論申し上げませんが、義務的に予算計上して、間に合わなかったっていう事務処理に問題が私はあるんじゃないかと思うわけです。この部分についての担当課長なり理事者の見解を求めます。

総務課長

延びた原因につきましては、農振除外の許可が年度内に下りない、それは議員の御指摘のとおりでございます。理由につきましては、御存じのとおり、年に今 3 回審議会を開きまして県のほうに農振除外の申請を上げている、その中で、新たな事業が 1 件ございまして、県の審議が通常よりも時間を要するというようなことで、当初ですと、我々の駐在所の用地のほうとしましては、2 月に除外が下りて、3 月中には許可が下りて、年度末には契約できるというわけだったんですが、新たな事業が加わったことによりまして県の審議が延びたというふうに聞いておりますので、我々のほうの手続的には何ら問題はなかったのかなあというふうに総務課では判断しておりますので、よろしく願いたいと思います。

議長
2 番

そのほかにありませんか。

三浦議員

それでは質問したいと思います。22 ページの 2853 の委託料で循環器健診、2 次健診等の業務と、それから、その下のがん検診、健康増進法健診等業務ということでマイナス補正とプラス補正とありますけれども、一年間が過ぎて、もうじき終わるところですけども、この状況と、なぜこういう結果になったかということを知りたいと思います。

健康福祉課長

健診についての状況でございますけれども、予定しておりました健診については全て実施をすることができております。予算については、最初ちょっと見込みをしていた人数よりも実績によって予算のほうの必要額を計上させていただいているところでございます。こちらのほうでの受診勧奨を行ったこともありますし、また、健診については健診の期日をちょっと変更したりして実施をした結果、ほぼほぼ予定をしていた方が受診されたのかなというような状況でございます。

議長
9 番

ほかに質問はありませんか。

浜田議員

一般会計 25 ページの事業コード 3413、600 万円余の不用額が出ているように見えるん

産業振興課長

ですけれども、その背景についてお尋ねします。実際になぜ事業が執行されなかったかということになるわけですが、一方、ローカルな話になりますけれども、私どもの自治会は同じ農地面積を持っているにもかかわらず年々内示額が減っているんですね、数割の割合で。それで事業も縮小、できなくなるようなことになっている一方、こういうことになっているという理由がよく分からないので、背景の説明をお願いいたします。

多面的機能支払の関係でございますけれども、こちらにつきましては、対象面積を今回確定した部分での実績となりますけれども、それと、これ、農地が転用された部分につきまして、過去に遡って、遡及しまして交付金を返還しなければならないという制度もございます。この中で、今回につきましては、現状、今の現計画、5年計画のうち2年目となりますけれども、これは遡及の部分が過去の計画のうち最大では5年間なりを遡って返すということも将来的には出てくるということもございまして、今でいうと、今2年目ですけれども、農地が転用された部分で対象外になった部分は返還していくということになりますので、その分が入ってございます。ですので、そういった分も含めまして今回は860万円の減額ということになってございますので、御理解いただきたいと思います。

議 長

そのほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

最初に、第6号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第6号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第11号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に第7号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第7号議案 令和2年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に第8号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

議	長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第8号議案 令和2年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号） について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。 次に第9号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について討 論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第9号議案 令和2年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第5号）につい て採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。 次に第10号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算（第4号）について討論 を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第10号議案 令和2年度飯島町水道事業会計補正予算（第4号）について 採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。 次に第11号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第4号）について討 論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第11号議案 令和2年度飯島町下水道事業会計補正予算（第4号）につい て採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第11号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第15 第12号議案 令和3年度飯島町一般会計予算 日程第16 第13号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計予算 日程第17 第14号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

		日程第 18 第 15 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計予算
		日程第 19 第 16 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計予算
		日程第 20 第 17 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計予算
		以上 6 議案を一括議題とします。町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。
町	長	令和 3 年 3 月議会定例会を招集し令和 3 年度の一般会計予算案をはじめ特別会計及び公営企業会計予算を含めた 6 議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。
議	長	町長、ちょっとお待ちください。 暫時休憩とします。
休	憩	午前 11 時 09 分
再	開	午前 11 時 28 分
議	長	会議を再開いたします。 ただいま施政方針要旨を配付いたしました。次年度以降も事前に配付をしていただくように町のほうへはお願いをしておきたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。 (はいの声)
議	長	それでは、当日の朝になるかと思いますが、ぜひ施政方針要旨については事前にお配りをいただくよう町のほうへお願いをしておきます。 それでは、引き続きお願いをいたしますが、町長の施政方針並びに提案理由の説明をお願いいたします。
町	長	それでは、最初から施政方針を発表させていただきます。 令和 3 年 3 月議会定例会を招集し令和 3 年度の一般会計予算案をはじめ特別会計及び公営企業会計予算を含めた 6 議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端と、これに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。 関係する各議案及びあらかじめ配付いたしました予算概要書等を併せて御覧いただければと思います。 昨年は、新型コロナウイルス感染症の脅威に世界中が震撼させられた一年でありました。国は、感染症拡大への対策として大規模イベントの延期や休止、学校の臨時休校の要請、東京オリンピック・パラリンピック大会の延期、さらに 4 月 7 日からは緊急事態宣言の発出や不要不急の外出自粛要請を行い、国民生活全体に大きな制約が生じることになりました。 このような中、当町もこれまで経験したことのない感染症の影響に対する早急な支援策を講じることが優先課題となりました。また、感染拡大の対策は、一刻も早い対応が求められていたことから、補正予算の決定におきましては、臨時会の開催や専決処分を

はじめ、議会の皆様にも多大なる御理解と御協力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。

本年4月からは、高齢者の皆様から順次新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が開始される予定ですので、県や医師会との連携、協力を取りながら迅速に接種が行えるよう準備を進めてまいります。町民の皆様が一日も早く安全で安心な日常生活を送ることができるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

また、令和3年度は飯島町第6次総合計画のスタートの年に当たります。当町の将来像である「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向け、8つの政策を柱とした基本構想と54の施策で構成する基本計画、また2つの重点プロジェクトである飯島町環境循環ライフ構想と人口増対策事業を基に、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また子どもたちが夢や希望を感じられるまちづくりを根幹に据えて、行財政運営に取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆様には、引き続き、よりよいまちづくりに格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

内閣府によりますと、我が国の経済の先行きは新型コロナウイルス感染症の影響により依然として不透明かつ厳しい状況であり、1月の月例経済報告では、これまでの感染拡大防止策と社会経済活動の段階的な引上げ等による各種政策の効果や海外経済の改善傾向もあり、今後も持ち直しの動きが継続するものと期待されるものの、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響によっては予断を許さない状況にあるとされております。

こうした中において、令和3年度の国家予算は、令和2年度第3次補正予算と合わせ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大の防止に万全を期すとともに、将来を切り開くため中長期的な課題を見据えて着実に対応を進めていく、こういう予算として編成されました。その結果、一般会計予算はおよそ106兆6,097億円、前年度対比およそ5兆7,306億円、率にして5.7%の増となり、当初予算としては過去最大の規模となりました。

歳入については、税制改正により税収を9.5%の減額と見込む一方、公債金を133.9%の増額としています。

歳出については、社会保障関係費が高齢化による増加分等により0.4%、およそ1,507億円の増となり、地方交付税交付金等も経済財政運営と改革の基本方針2018を踏まえ平成30年度と同水準を確保することとされたため、およそ1,396億円、0.9%の増となっております。

予備費については、新型コロナウイルス感染症の危機管理体制や保健所体制の整備等により感染拡大防止に万全を期すとともに、予期せぬ状況変化への備えとして5兆円が措置されております。

また、令和3年度予算における公債依存度は40.9%で前年度より9.2%上昇し、依然として借入金に頼る財政運営に変わりはありません。

このような国家財政の現状を考えますと、今後さらに国民や地方自治体の負担が増え

ることが予想され、国の動向を注視しながら、地に足をつけたまちづくりと堅実な行財政運営に努めつつ、町民の皆様が元気になるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

令和3年度における国の地方財政計画を見ますと、歳入では地方特例交付金、地方交付税、地方債の増額を見込む一方で、地方税、地方譲与税、国庫支出金、使用料及び手数料、雑収入を減額しております。歳出では、国は地域社会全体のデジタル化を進めるため2年間で集中的に取り組む経費として新たに地域デジタル社会推進費を創設するほか、近年の災害の頻発化に対応するため緊急自然災害防止対策事業費及び緊急防災・減災事業費について事業期間を5年間延長するなど、地方公共団体が安定的に財政運営を行うことができるよう配慮されています。これらにより、令和3年度の地方財政計画の規模は総額およそ89兆8,000億円で前年度に比べておよそ9,000億円、1.0%減となっており、別枠で東日本大震災の復旧・復興事業分がおよそ3,300億円、全国防災事業分がおよそ1,000億円確保される仕組みとなっております。このうち地方交付税総額を見ますと、およそ17兆4,300億円で前年度に比べておよそ8,500億円、5.1%の増額、関連する臨時財政対策債についても前年度に比べて74.5%、およそ2兆3,300億円の増額となっており、この2つを合わせた実質的な交付税総額はおよそ3兆1,900億円の増額となっております。

次に、長野県の令和3年度当初予算案ですが、新型コロナウイルス感染症対策に1,630億円を計上したほか、2050年までに県内のCO₂排出量をゼロにする8億8,000万円規模の長野県ゼロカーボン基金の創設により再生可能エネルギーの普及やCO₂削減に関する技術開発への支援を行うなど、新たな施策を盛り込み、しあわせ信州創造プラン2.0を着実に推進するための予算として編成されています。

予算総額はおよそ1兆400億円で、前年度に比べ10%、およそ900億円の増となり、阿部県政下で最大となっております。

歳入面では、地方交付税は前年度に比べ4.3%増、臨時財政対策債はおよそ70%増を見込む一方で、県税は経済活動の低迷により法人関係税の落ち込みを予想し7.3%減を見込んでおります。

歳出面では、人件費や社会保障関係費がほぼ横ばいのほか、公共事業など投資的経費が令和元年の台風19号災害の復旧・復興が進んだことから29.9%減少しています。

このような国、県の情勢の中、当町の令和3年度予算編成の考え方は、2027年開業予定のリニア中央新幹線や近い将来に開通する三遠南信自動車道により中央都市圏との時間的距離が飛躍的に縮まり、2つのアルプスに抱かれた飯島町をはじめとする伊那バレーが全国から注目される地域になることが予想されます。引き続き町の魅力について情報発信を行い、人口増対策を進めながら、新たに飯島町の豊かな森林や水資源を地域の資本として活用する経済の構築や資源の地産地消を図る取組の第一歩を踏み出してまいります。この豊かな自然の中での癒し、熟成、スローライフをキーワードにしたまちづくりを推進してまいります。

そのほか、引き続きコロナ対策、人口減少対策、商業振興、地域医療の確保など課題

は山積しておりますが、新年度予算は、第6次総合計画に基づき、住民要望等も総合的に判断する中で、各種補助事業や基金等を活用し、創意工夫しながら予算編成を行いました。

それでは、提案いたします令和3年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。

各会計の予算規模であります。一般会計は49億8,100万円で、前年度に比べ2.6%の増、国民健康保険特別会計はおよそ9億6,900万円で8.6%の増、後期高齢者医療特別会計はおよそ1億5,700万円で6.1%の増、介護保険特別会計はおよそ11億2,100万円で1.0%の減となっております。また、水道事業会計はおよそ4億5,700万円で3.5%の減、下水道事業会計はおよそ9億1,200万円で4.4%の減であります。これら6会計の合計予算規模はおよそ85億9,900万円で、前年度に比べ1.7%の増として編成をいたしました。

一般会計の当初予算は前年度に比べて1億2,600万円増額となり、平成以降では2番目に大きい予算規模となりました。町の将来像である「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」の実現に向けて着実に取り組んでまいります。

国民健康保険特別会計は、県の経営が定着してまいりました。歳出では国民健康保険事業納付金及び保険給付費、歳入では県支出金の額を基に編成しており、予算規模は保険給付費の増を見込み増額しております。引き続き国民健康保険事業計画に沿った保健事業を推進してまいります。

後期高齢者医療特別会計は、昨年からの保健事業の強化に取り組みました。昨年同様の保健事業の実施、被保険者の増加により予算規模は6.1%の増となっております。町の皆様の健康長寿の推進のため、医療と介護の一体化事業を実施してまいります。

介護保険特別会計は、第8期介護保険事業計画の初年度となります。予算規模は微減ですが、介護保険の保険者として適正な事業運営を行うとともに、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止に努め、住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくり、地域で暮らす高齢者の支援に取り組んでまいります。

水道事業会計は、老朽配水管布設替え実施の工事費の計上により、引き続き安全・安心な水道の維持に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き中川村との広域連携の実現に向けて具体的な事務の進めを進めるために委託業務を予算化しております。事例が少ないこともありますので、関係機関との連携を密にし、確実に進めてまいります。

下水道事業会計は、引き続き維持管理経費が主な内容となっており、適切な維持管理に努めてまいります。

それでは、最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。

町税は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による個人収入及び企業収益の悪化等が見込まれるため、町民税がマイナス13.1%、固定資産税がマイナス6.1%、軽自動車税がマイナス2.8%、たばこ税がマイナス5.9%と全ての税目で減とし、合わせておよそ1億円の減額といたしました。

次に、地方譲与税と各交付金、地方交付税につきましては、予算編成時における国や県からの情報や前年度までの交付実績などから推計し、それぞれ増減を見込んでおりますが、特に地方特例交付金では、固定資産税の減収額を補填するため新たに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が創設されたこと等によりおよそ 1,500 万円増のおよそ 2,100 万円とした一方、自動車重量譲与税は 600 万円の減の 4,900 万円を計上いたしました。

また、地方交付税のうち普通交付税は 3,000 万円、1.8%増の 16 億 5,000 万円、特別地方交付税は大きな増減要因がないため前年度同額の 9,000 万円を予算計上いたしました。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業でおよそ 2,800 万円の増となる一方、社会資本整備総合交付金を活用した道路や橋梁工事等の総事業費の減により前年度と比べおよそ 7,900 万円、3.8%の減額となりました。

県支出金は、主に農地耕作条件改善事業や農業基盤整備促進事業、子ども・子育て支援整備交付金事業の増により全体でおよそ 4,600 万円、14.1%の増額となりました。

繰入金につきましては、町税の減収等による財源不足を補うため各種基金からそれぞれの事業への繰入れを計上し、前年度に比べおよそ 1 億 1,000 万円、53.7%の増額となりました。

最後に、町債につきましては、道路・農道工事等を目的とした起債がおよそ 7,100 万円減少したものの、臨時財政対策債は 3,400 万円、29.6%増の 1 億 4,900 万円を計上し、財源不足に対応してまいります。

以上、歳入について申し上げましたが、制度改正やコロナ禍における景気の動向などにより不確定な要素を含んでおりますので、現時点で得た情報を基に慎重に精査の上、それぞれ予算計上したところであります。

次に、歳出予算の概要について、第 6 次総合計画の基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向に沿って説明を申し上げます。

第 1 に「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」について申し上げます。

飯島町の豊かな自然環境の中で将来にわたり町民の皆様が安心して暮していける町を目指してまいります。

具体的には、防犯面では、現在、中町にあります飯島警察官駐在所について、長野県警察の統廃合の方針に基づき飯島町文化館西側への移転に関する用地取得と造成を町で実施するほか、平成 22 年～23 年に町が設置した自治会管理の LED 防犯灯について、修繕も対応するよう防犯灯設置等事業補助金として拡充いたしました。

防災面では、消防団において、団員の安全確保の観点から、国の基準に基づいた新たな活動服への更新を順次進めてまいります。

また、行政サービスの向上と職員の育成を図るため、継続して県への研修派遣と新たに国への研修派遣を実施してまいります。

第 2 に「美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ」について申し上げます。

2 つのアルプスの麓で美しい自然に育まれた快適で豊かな暮らしを将来の世代に引き

継ぐため、環境施策の推進と住民と行政の接点でもある窓口業務の接客ホスピタリティーの向上を図ってまいります。

環境面では、重点プロジェクトである環境循環ライフ構想の具体的な施策を担う計画として町の新エネルギービジョンの改訂に取り組み、近い将来、民間等を中心に展開される再生可能エネルギー事業に関する計画への位置づけを図ってまいります。

また、窓口業務関連では、マイナンバーカードの普及について国が令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡る目標を掲げたことから、職員が地域へ出向き申請事務を実施することで交付率の向上に努めてまいります。

そのほか、公平で適正な税収を確保するため、令和4年度から実施する固定資産税の家屋全棟調査に必要な資料作成業務に着手してまいります。

第3に「誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり」について申し上げます。

生涯を通じて安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、介護の関係機関が密に連携し、適切な対応ができるネットワークの構築を推進してまいります。

具体的には、飯島版総合事業の推進を図るため、令和2年度から構築を始めたお助隊の具現化により新しいお互いさまの社会づくりを進め、技術、経験、趣味にたけた方の能力を支援が必要な方に対し生かすことで地域コミュニティの向上対策を図ってまいります。

また、多胎児ファミリーサポート利用費補助の新設による切れ目のない妊産婦への支援を行うほか、救急医療情報キットの支給対象の拡大により高齢者やその家族も安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

第4に「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」について申し上げます。

将来にわたり暮らしやすい町であるためには、暮らし続けるための仕事が必要になります。それぞれの地域の特性を生かしながら新しい時代にも対応できる産業を創造してまいります。

農業関係では、農業振興の10年先を見据えた各種施策を計画的に実施するために必要な飯島町農業振興地域整備計画の総合見直しを実施するほか、スマート農業に取り組む農業者支援として飯島町営農センターによるデータサービスの利用料補助を実施してまいります。

また、令和5年度から実施予定である日曽利地区の圃場整備事業の概要書作成業務にも着手し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

商工関係では、町内企業の特性を生かした音楽村構想や発酵食品のまちをアピールするイベント事業の実施と、新たに地域おこし協力隊制度を活用して後継者がいない事業所に従事しながら事業承継につなげる第三者承継マッチング事業に取り組んでまいります。

第5に「暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造」について申し上げます。

道路、上下水道を中心とした公共インフラは町民の暮らしを支える重要な要素であり、今後はリニア新時代を見据えた整備や維持管理、強靱化を進めることが必要不可欠とな

ります。令和3年度におきましても、道路改良や町道整備、林道整備など、インフラ整備関係の諸施策を講じてまいります。

まず、暮らしを支える道路や林道の整備について、継続事業では県営の農道整備やJR水路橋事業の延伸と、町道では社会資本整備総合交付金事業の南田切線の改良工事、上ノ原幹線の道路舗装補修工事、広域1号線中田切ふれあい橋修繕工事のほか、林道関係では企業局助成事業である林道横根山線整備事業を実施してまいります。

また、地元要望である山久地区の町道火の見線や北街道地区の町道丸山線など、新たな町道整備について設計業務に取り組むなど、生活基盤整備の充実を図ってまいります。

なお、国等への要望活動につきましては、引き続き国道153号伊那バレー・リニア北バイパス改良促進と伊南バイパスの4車線化を要望するほか、現在実施中の与田切川砂防事業に伴う流域整備として町の観光資源への活用が図られますよう強く要望を行ってまいります。

第6に「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」について申し上げます。

町の魅力を発掘し磨き上げることで交流人口、関係人口、定住人口の増加へつなげるとともに、将来を見据えた暮らしやすい地域づくりを進めます。

儲かる飯島町の創出としましては、新たに企業版ふるさと納税に取り組みます。全国の企業から寄附金を募り、飯島町の地方創生に関する各種事業の財源として活用を図ってまいります。

また、住民参加で盛り上げるコミュニティ機能の充実としては、まちの駅いいちゃんについて、今までの地域おこし協力隊による運営から、より地域の実情に詳しい住民によるまちなか活性化支援員を配置し、引き続き、立ち寄りやすい町なかの居場所づくりと活性化を図ってまいります。

第7に「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らしについて申し上げます。

次世代を担う子どもたち一人一人が確かな学力と豊かな人間性、柔軟な創造性を身につけ生きる力を育む学校教育を推進するとともに、町民誰もが生き生きと充実した人生を送ることができる生涯学習の環境を整えてまいります。

子育て支援関係では、町の子ども・子育て支援事業計画に基づき民間の事業主体による病児・病後児保育施設設立に向けた建設への側面的支援として補助を行うなど、切れ目のない子育て支援による子育て環境の充実を図ってまいります。

学校教育関係では、引き続き新学習指導要領で位置づけられている情報教育を学ぶためICT支援員を配置するほか、老朽化が著しい中学校プールの利用をB&G海洋センタープールに切り替えるための水泳学習時の送迎を新たに行ってまいります。

生涯学習関係では、飯島体育館の長寿命化対策としてスポーツ振興くじ助成金を活用し体育館フロア・トイレ・器具庫の大規模改修を実施するほか、地元要望である本郷運動場のトイレ整備工事を行い、指定避難所としての機能強化を図ってまいります。

なお、学校給食センター改築事業は、繰越事業として令和4年4月の供用開始に向け事業を進めてまいります。

最後に、第8「将来像を実現する創造力にあふれた行政基盤づくり」について申し上げます。

社会情勢の変化にも対応できる持続可能な行財政基盤の構築を目指し、人口減少、少子高齢化、住民ニーズの多様化などに創造力と実行力で応えられる簡素で効率的な行政組織を構築してまいります。

第6次総合計画の重点プロジェクトの1つである飯島町環境循環ライフ構想を推進するため、この4月の組織機構改革により地域創造課に環境循環ライフ構想推進室を新設いたします。

長野県企業局や民間事業者等と連携し、小水力発電やバイオマス発電によるエネルギーの地産地消や20代から30代の若者が新たな発想でもうかる農業に取り組むアグリイノベーション2030事業のほか、繰越事業である飯島流ワーケーション事業など、将来に向けて住み続けたい町の魅力を高める新しい価値の創出に取り組んでまいります。この構想は環境循環ライフ構想という新しい名称を付しておりますが、町が以前から抱えてきた継続的課題であるエネルギーの地産地消、森林環境の整備、農業の後継者不足や新しい農業価値の創出、新しい観光の推進、都市との関係人口、交流人口の創出、移住・定住促進の新しいアプローチなどなど、飯島町営業部や観光戦略会議、地元企業や農業組織等、地域の皆様としっかり意見交換をしながら協力体制を整えつつ、国や県の機関、民間企業といった組織や財界の力もお借りしながら、継続的諸課題の解決を同時並行的に目指すものであります。

構想の柱となる4つの事業の実現に向け町を挙げて取り組んでまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。

令和3年度は、第6次総合計画の初年度としてまちづくりがスタートする年です。各種事務事業を推進するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、町の将来を見据えながら時代の流れを的確につかむとともに、各種補助事業の積極的な活用や交付税措置のある有利な起債の活用を原則とした事業の実施、また基金を繰り入れてでも適切な時期に適切な事業を実行することが町民の皆様に信頼される行政運営であると考えております。

町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が新たな発想と行動力を発揮し全力で行財政運営に当たってまいります。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和3年度の施政方針と一般会計並びに特別会計事業予算の概要説明といたします。

議長 大分時間が押してまいりましたが、ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時30分

議 長	会議を再開いたします。 引き続き会議を続けます。 再開前に引き続き令和３年度各会計予算について各課長から補足説明を求めます。なお、説明に当たっては、主要な事務事業を中心に要点をよく捉えて的確な説明に努めていただくようお願いをします。
企画政策課長	(補足説明)
総務課長	(補足説明)
住民税務課長	(補足説明)
健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
地域創造課長	(補足説明)
会計管理者	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	これから令和３年度会計予算６議案について一括して質疑を行います。なお、議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをします。質疑はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ここでお諮らいます。第１２号議案から第１７号議案は、議長を除く１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本６議案については１１人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、第１２号議案から第１７号議案までの予算６議案をこれに付託して審査することに決定しました。
議 長	日程第２１ 第１８号議案 飯島町第６次総合計画について 日程第２２ 第１９号議案 国土利用計画（第４次飯島町計画）について を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	ただいま一括上程されました第１８号議案、第１９号議案の２議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。飯島町第６次総合計画と国土利用計画（第４次飯島町計画）につきましては、いずれも平成２３年度からの１０か年にわたり当町のまちづくりの指針としてまいりました。第５次総合計画と国土利用計画（第３次飯島町計画）が令和２年度末をもって計画期間が満了することから策定を進めてきた計画でございます。策定作業は２か年にわたり行ってまいりました、住民アンケート調査や各地区での住民懇談会では活発な意見やアイデアをいただき、計画へは住民の皆さんの多くの声が反映されたものとなりました。本会議の議員の皆様にも節目ごとに計画の進捗状況の報告を

させていただくとともに、貴重な御意見を賜りました。この場をお借りして感謝を申し上げます。また、飯島町基本構想審議会へ計画の具体的な内容について諮問を行い、活発な審議をいただいた中で町へ答申をいただいております。町としましては、この答申を十分に尊重した内容をもちまして、本日、飯島町第6次総合計画と国土利用計画（第4次飯島町計画）を御提案申し上げる次第であります。第6次総合計画では、町の将来像として「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」が掲げられております。御議決をいただきました上は、これらの計画に沿った中で、2つのアルプスをはじめとする自然との調和を保ちながら、ここに暮らすみんなが新しい発想を持って心の豊かさや幸せを実感できる魅力あるまちづくりを進めていく所存でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長

それでは、提案のありました2議案について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

9番

浜田議員

お尋ねいたします。

10か年計画は、以前は義務化されていたと思いますけれども、例えばこれは繰り延べることが可能なのかどうかということについて1つお尋ねしたいというふうに思っております。

それから、もう一点は、この策定に当たって最後のほうにプロジェクトが提示されていますけれども、町長の意向はどのような形で審議会のほうに反映されてきたのかというのが2点目。

それから、3点目、この策定の過程でコロナ感染症の急拡大ということに直面したわけであります。ところが、審議会の様々な住民懇談会等は、それ以前に、たしか2019年に行われたんだというふうに思いますけれども、コロナ感染症の影響というのは策定の中でどのように反映されているのか、これは10か年ですのでかなり大きな影響を与えるというふうに私は思うんですけれども、その3点をお尋ねいたします。

企画政策課長

ただいま幾つかの御質問をいただきました。

1つ目の市町村の基本構想っていうのは、地方自治法から、平成23年だったかと思いますが、義務化が外れております。ただ、飯島町の場合においては、飯島町議会基本条例の中の議決事案となっておりますので、引き続きこのような形で議会へも審議案件として出させていただきたいというふうに考えております。

続きましてプロジェクトの関係であります。このプロジェクトにつきましては、庁内各所での役場内部での検討、また町長の意見を踏まえながら審議会の中へ提案をさせてきていただいております。

それと、コロナ禍の中ではありましたが、住民懇談会については一昨年から行って、4地区回ってまいりました。貴重な御意見を賜り、それをまとめたものを役場の中の会議、また基本構想審議会等にもお示ししながら、意見聴取、また計画づくりへ生かさせていただきました。

議長

そのほかにありませんか。

9 番

浜田議員

答弁漏れだと思うんですけども、10 年間の縛りがなくなったという意味で繰り延べることが可能なのかということを私はお尋ねしたわけです。例えば1年遅らせて立案するとか、それについての答えをいただいております。

それから、もう一つはコロナの後に住民の意向調査を行ったのか、これについてもお答えをいただいているので、答弁いただきたいと思います。

企画政策課長

ただいまの一件、ちょっと確認をさせていただきますが、1つ目の質問の繰延べというちょっと意味が分かりづらくて、申し訳ございませんが、例えば第5次総合計画を10年やって、それをもう一年延ばすことができるかどうかと、そういう意味でしょうか。

9 番

浜田議員

6次総を来年度からにするという意味です。

企画政策課長

まず、5次総につきましては23年度からの計画でございました。この策定については21・22年度において長期構想を検討してきておりました。そのときから目指す10年先の姿、それと今現在でここから見通す10年先というのは大きな違いがあるかと思えます。リニア、また三遠南信の開通等々もこれから10年の中に入ってきてまいります。5次総を1年延ばすというより、むしろ今ある構想、今まで一昨年から拾い上げてきた住民の構想も含めて、今回は令和3年4月からの第6次総合計画という位置づけで策定を行ってまいりました。

それと、コロナの関係でございますが……

9 番

浜田議員

繰延べ可能か聞いているんです。

企画政策課長

できるかどうかで申し上げますと、そういった法の縛りはありませんので、可能です。ただ、このような形を取ったっていうのは今説明申し上げたとおりでございます。

議 長

よろしいですか。

町 長

コロナと6次総の関係ですけども、6次総につきましては、今から10年先を見据えた長期の計画でございます。まちづくりの魅力ある10年後の姿を目標に、どのように進んでいくかということでございます。コロナは目下の事変への対応ということでございますから、コロナがあろうとなかろうと10年後の目標に向かって事業を進めていく、この計画を立てなければならないという認識でおります。

議 長

いいです？

9 番

浜田議員

はい。

議 長

そのほかに質疑はありますか。——ありませんか。

8 番

坂本議員

37 ページなんですけれども、37 ページ 36 ページは農業関係の部分が書かれておりますけれども、その中で具体的に5番の中でミヤマシジミとコマツナギとかビオトープや水田の冬期湛水のような形で文言が盛られているわけですけども、飯島町は地域複合営農の中で共生栽培ということで越百黄金という名前をつくって米に対しては力を入れ

てきていると思うわけですが、そういう農地の圃場を整備するとか保っていくということはすごく書かれているんですが、栽培する農産物の安全性の部分での話があまり載ってきていないんですけれども、それはどうしてなのでしょう。そこら辺をお聞きしたいと思います。

産業振興課長

今回の6次総とパート5も含めましてでございますが、安心・安全な農産物の生産というのは確かに大事なことでございまして、これにつきまして取り組んでいくというのは紛れもない事実でございますので、書き方としましては、パート5の中では触れておりますし、弱いって言われればそういうことなのかもしれませんけれども、そういった安心・安全な農作物を作っていくということは当然頭の中に入っております、計画でも盛り込まれていると思っていますので、よろしくお願いします。

議長
6番

そのほかにありますか。

好村議員

一括ということだったので、第19号議案の国土利用計画のほうについてちょっとお尋ねします。A3版の2枚目、土地利用構想図、これについてちょっとお伺いしたいんですけれども、これ見ると、10年後、伊南バイパスと農道の上ノ原のほうに商業ゾーンっていうふうになっていますので商店の誘致とかあるのかなあと思うんですけれども、一般的に、ちょっと中心市街地、この図でいうと4番、そことの共存って結構難しいんじゃないかなあと思うんですけれども、この構想になった経過をちょっと教えていただけたらと思います。

企画政策課長

ただいまの御質問でございますが、この土地利用計画、今回は第4次という形で出させていただきます。その前が第3次になっております。商業ゾーン、市街地の中と、あとバイパス沿線への商業、また農道の沿線の商業ということで、特に農道の飯島地区の商業エリアが増えてきたかと思えます。この商業について、また住宅も含めてですが、地区の懇談会や、またアンケート等からも商業や住宅需要が多いために、このような設定も検討をして、このような構想図としてまとめてきました。それと、中心市街地の商業と、またバイパスの商業っていうものの関わりについては、今後さらに検討を進めて、よりよい形の商業振興が図られるように、今後の都市計画、マスタープランをはじめ、商工会や関係機関とも連携しながら商業の振興も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

議長
8番

そのほかにありますか。

坂本議員

もう一つ質問したいと思います。今の地図の飯島町土地利用構想図なんですけれども、その中で、北街道縦3号線っていうのがここには書かれていないわけでありまして、コメリの前から荒田集会所までは拡幅されて、それがそのまま中川に通じまして、消防車や、それから救急車の非常に重要なラインとなっております。土地利用図は、それとともに、土地だけではなく、道路の部分も含んでおりまして、今後の緊急な場合とか、そういうことに対しては大事な路線だと思いますので、ここには書いてありませんが、それを書いていただいて、計画の中できちっと消防車と救急車という点も踏まえた中で考

企画政策課長

えていただきたいと思います。その点はどういうふうに考えていらっしゃいますか。
今回の土地利用計画、また土地利用構想図というのは面的なイメージでありまして、全ての道路については載せてはございません。主に土地の利用についてのイメージとしてここを見ていただきたいと思います。ただ、今後、この土地利用計画ができますと、都市計画のマスタープランや農振、また道路網計画というのもし出てまいります。そういった中で、また詳しい位置づけをしてまいりたいというふうに思います。

議長

そのほかにありませんか。
(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

初めに第18号議案 飯島町第6次総合計画について討論を行います。討論はありませんか。

9番

浜田議員

第6次総合計画に対して反対の立場から討論いたします。

この計画は、さらに練り直すべきだというふうに私は考えております。その最大の理由は、コロナ感染症に対する扱いがあまりにも薄いといえますか、浅いといえますか、そういうところにあります。

今回のコロナ感染症からの回復がどのくらいかかるか、人によって様々な見方はありますけれども、日本の財界の幹部の皆さんの一般的な見方をすれば、数年間かかるというふうに言われています。それから、私どもは町内のアンケートも行いましたけれども、単に感染した、しないというだけではなくて、町内の皆さんの生活は非常に深いところで傷つけられている、商業は言うに及ばず、独り暮らしの方、あるいは近所との付き合い、保健、医療、様々な面で。この回復の過程を本来であればきちんとした第6次総合計画の中に入れるべきだろうと思います。10か年のうち短めに見ても3分の1ないしは半分近くはコロナ感染症からの回復の道をたどると、このことが町の構想の中になければ、明るく楽しい絵を描くだけでは済まない大きな変更が求められるのではないかと思います。人が集まる場所1つについても、従来のような集会所だけでいいのか、そういう問題も長く尾を引くのではないかと思いますというふうに思っております。それが、まず第1点です。

それから、もう一つの点は、この計画の基本にはスーパーメガリージョンというのが根底に置かれていると、町長のお好きなリニアと三遠南信道ですね。けれども、今回のコロナでもって、まず一極集中の問題っていうのが非常に明らかになりました。スーパーメガリージョンっていうのは、まさにコロナ感染を拡大させたメカニズムそのものじゃないでしょうか。大都市への集中、これを前提としてもものを考えていいのかというのがまず第1点ですね。

それから、もう一つは、そもそもこのような輸送機関が今後機能するのか、もう既に多くの航空会社が潰れました。特に、日本のように今産業が下り坂になって1人当たりのGDPが韓国に抜かれるとか抜かれないとか言っている時代に、高度成長の始まりのときに建設された新幹線と同じような運営ができるとは私には到底思えません。しかも、

在来新幹線と2本立てで収益を得なければいけない。このようなビジネスは、到底私は成立しないと思っているわけです。

一方、この計画の中にはテレワークとかりモートワークとかっていう話もあります。つまり人が移動しない、ネットでやっている、そういう絵が描かれているわけです。これ、本当に計画として矛盾していませんか。私は、大変支離滅裂な計画ではないかというふうに思うわけです。

したがって、今回のコロナ感染症の深い影響を掘り下げて、町が復興するに当たってどのような姿で町が元気を取り戻すことができるのかということをもう一年かけて練り直すべきだという意味で反対するわけであります。もちろん、細部については大いに賛同できるポイントはあります。けれども、このように様々に矛盾が満ち、しかもコロナ感染症に対して極めて浅い見方しか考えていないような総合計画で今後10か年を動かすわけにはいかないというふうに考えまして、反対するものであります。

議長
7番

ただいま反対討論がありましたので、賛成討論はありませんか。

折山議員

本構想は、一言でいえば、もう全方位的な内容で、そこに町長の思いがそちらこちらに盛り込まれているというようにことで、例えばコロナに対する医療体制についても町内医療の充実を進めようという部分、それから、お互いにコロナっていうのはそれぞれが自粛してきているんで、やはりそういった地域の助け合いっていった部分も漏れなく盛り込まれております。そういった部分については、やっぱり当面した政策でとして考えて、本構想は10年後のあるべき姿というのを町民の皆さんと合意の上でここに示すわけですから、この構想、新たな時代を先取った循環型のライフ構想っていうのは、ひとつ、私の今まで聞いてきた中で例のない飯島町であるべき姿であるんだろうなという期待を大いに持ちましたので、ぜひその方向へ向かって、政策を今度は実施計画、基本計画の前編5か年、こういったようなものできっちりうたい込んで取り組んでいただきたい、こういったことを希望申し上げまして、本案について賛成の討論といたします。

議長

次に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

次に賛成討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第18号議案 飯島町第6次総合計画についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長

お座りください。起立多数です。したがって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

9 番
浜田議員

続いて第 19 号議案 国土利用計画(第 4 次飯島町計画)についての討論を行います。
討論はありませんか。

この土地利用計画について反対の立場から討論いたします。
実は 10 年前も反対いたしました。論点は同じです。
一番最大の問題は、バイパス沿線の商業地について極めて曖昧な位置づけが行われているということでもあります。

どこの市町村を見ても、バイパスは町の繁栄にはつながりません。私も全国いろんなところへ引っ越して暮らしてきましたけど、唯一、問題なかったのは大阪の枚方市でした。そこは切り通しだったんで、商店街が出る場所もなかったということなんですけれども。もともとバイパスというのは、読んで字のごとく迂回路ですよ。つまり、町に用のない車が迂回するための道路です。そこに商業地をつくるという構想自身が、もともとのバイパスの役割から外れているわけです。

特に、隣接する宮田村等では、町内市街地を守るために、いかに町の従来の市街地からバイパスを遠ざけるか、こんな議論が一生懸命熱心になされたというふうに聞いています。それと同時に、接続点も減らすこと、要するに町内からの流出を減らすために接続点を減らすという議論が活発に行われたという話も聞いています。

それに対して、この計画でバイパス沿いに商業地域をつくるということは、取りも直さず中心商業地域との確執を生むことは明らかであります。したがって、この点が曖昧な計画に賛成するわけにはいかないということを申し上げて、反対討論といたします。

議 長
8 番
折山議員

次に賛成討論ありますか。

それでは賛成の立場で討論申し上げます。

町なかの活性化っていうことの中で、1 つは、町の中心部に商業施設があると、これはもう市街地内の皆さんの消費活動を誘発できる。またバイパス、確かにこれ交通の流れをよくするために建設される道路なんですけど、商業活動者の視点からすると、広域的な商圈の確保という意味では、どうしてもこういう所へ出たがるわけです。これを飯島町が抑えてしまうと、子ども議会からよく提案のあるお店が欲しい、こういったような夢のある絵を縛ってしまうことに逆になってしまうんで、これをやるのであれば、バイパス沿線への商業施設建設は相ならんといったようなものはちょっと全国レベルの法整備のほうへ託すべきであって、当町だけがこれを行ってしまうと、近隣の沿線へ商業施設の進出、町内の低迷、こういったところにつながりかねませんので、ぜひ第 3 次産業の進出可能エリアとしてこういった表示は求めたいということで、賛成討論といたします。

議 長
2 番
三浦議員

次に反対討論はありませんか。

私は反対で討論をしたいと思います。

		全国あらゆるところで、やはり大型のこうしたバイパスとか、そういう道路ができたときに、そちらのほうに大きな商店が移り、流れが大きく変わります。近いところであれば、飯田市を見ていただければ分かりますけれども、昔はとても繁栄した町の中が、今は空洞化です。飯島町の町内を見ていただいてもお分かりと思いますけれども、大変に町の中の商店の皆さんも苦勞をしております。やはり、そういう全体の町の在り方というものをもっともっと深く考えた上での私は利用計画というものが必要だというふうに思います。今回の出されてきている内容については、私は反対をいたします。
議 長		次に賛成討論はありませんか。 (なしの声)
議 長		討論はありませんか。 (なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 19 号議案 国土利用計画（第 4 次飯島町計画）について採決をします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長		お座りください。起立多数です。したがって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第 23 第 20 号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について
副 町 長		を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 第 20 号議案、飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。道の駅花の里いいじまは、平成 18 年 4 月から道の駅花の里いいじま利用組合を指定管理者として施設の管理運営を行ってまいりました。これまで善良なる管理運営をしていただいております、問題点等はありませんでした。この 3 月をもって 5 年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き道の駅花の里いいじま利用組合を指定管理者として指定するため地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、指定管理期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。細部につきましては御質問により担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
9 番 浜田議員		この指定管理に賛成する立場から討論いたします。

		御存じのように、コロナの中にあっても飯島町の花の里いいじまはかなり活発な活動 を続けてまいりました。したがって、適正に管理されていると思います。
		なお、先般、嘆願書でしたっけ、あれで差し上げましたように、法人でないことによっ て不利な扱いを受けることがありました。ぜひ、今後そのようなことがないように、や はり指定管理する町側におかれましてもきちんとした支援を行うように求めて、賛成と いたします。
議	長	ほかに討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第20号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅花の里いいじまの指定管理 者の指定についてを採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第20号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第24 第21号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅田切の里の指定管理者 の指定について を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長		第21号議案、飯島町農業農村活性化施設の設置に関する条例に基づく道の駅田切の 里の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。道の駅田切の里は平成 28年4月から株式会社道の駅田切の里を指定管理者として施設の管理運営を行って おります。これまで善良なる管理をしていただいております。問題点はございませんでした。 この3月末をもって5年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き株式会社道 の駅田切の里を指定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定に 基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、指定管理期間は令和3年4月1日 から令和8年3月31日までの5年間でございます。細部につきましては御質問により担 当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い 申し上げます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第21号議案 飯島町農業農村活性化施設道の駅田切の里の指定管理者の指 定についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。したがって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 2 5 第 2 2 号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
副 町 長	を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 第 22 号議案、滝ヶ原地区の高齢者支えあい拠点施設について提案理由の説明を申し上げます。飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例に基づく滝ヶ原地区の高齢者支えあい拠点施設につきましては、平成 21 年 7 月から有限会社アグリネーチャーいいじまを指定管理者として施設の管理運営を行ってきております。これまで善良なる管理をしていただいております、特に問題点はありませんでした。この 3 月末をもって 5 年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き有限会社アグリネーチャーいいじまを指定管理者として指定するため地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、指定管理期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 2 2 号議案 滝ヶ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 2 6 第 2 3 号議案 飯島町 B & G 海洋センター艇庫の指定管理者の指定について
副 町 長	を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。 第 2 3 号議案 飯島町 B & G 海洋センター艇庫の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。飯島町 B & G 海洋センター艇庫の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、新たに指定管理者の公募を行い、審査の結果、指定管理者候補者として決定した紡縁社を指定管理者として指定するため地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
教育次長	(補足説明)

議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 23 号議案 飯島町 B & G 海洋センター艇庫の指定管理者の指定についてを採決いたします。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 23 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	ここで議事進行についてお諮りします。これから提案になります第 24 号議案から第 50 号議案までの 27 議案については、いずれも自治会施設の指定管理者の指定についての議案であり、各自治会を指定管理者として同一の指定期間を設定したいというもので、関連がありますので、これを一括議題として一括質疑、一括討論、一括採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 24 号議案から第 50 号議案までの 27 議案を一括議題とすることに決定しました。 それでは、 日程第 27 第 24 号議案 岩間地区介護予防・生活支援拠点施設の指定管理者の指定について から 日程第 53 第 50 号議案 飯島町地域交流センター赤坂グリーンヒル集会所の指定管理者の指定について までの 27 議案について一括して提案理由の説明を求めます。
副 町 長	ただいま一括上程されました第 24 号議案から第 50 号議案までの 27 議案につきまして一括して提案理由の説明を申し上げます。これらの公共施設につきましては、いずれも国県補助金等により飯島町が事業主体となって整備をいたしました集会施設でございます。各集会施設の効用を最大限に発揮できるという基準から、これまでも各自治会を指定管理者として指定してまいりましたが、この 3 月をもって指定期間が満了となることから、引き続き同一の自治会を指定管理者として指定するものでございます。なお、指定管理期間は、いずれも令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間でございます。細部につきましては御質問により担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから 27 議案について一括質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから 27 議案について一括して討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 24 号議案から第 50 号議案までの 27 議案について一括して採決します。 お諮りします。本 27 議案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 24 号議案から第 50 号議案までの 27 議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 5 4 第 5 1 号議案 令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 1 契約の締結について 日程第 5 5 第 5 2 号議案 令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 2 契約の締結について を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。
町 長	第 51 号議案、令和 2 年度飯島町学校給食センター改築事業建設工事その 1 契約の締結について、第 52 号議案、令和 2 年度飯島町学校給食センター改築事業建設工事その 2 契約の締結について、一括して提案理由の説明を申し上げます。令和 3 年 2 月 1 日及び 2 月 8 日に飯島町財務規則の規定により一般競争入札に付した飯島町学校給食センター改築に関わるその 1、その 2、それぞれの工事につきまして建設工事請負契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
教育次長	(補足説明)
議 長	それでは、提案のありました 2 議案について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 初めに第 5 1 号議案 令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 1 契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 5 1 号議案 令和 2 年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その 1 契約の締結について採決を行います。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 51 号議案は原案のとおり可決されました。

		次に第52号議案 令和2年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その2 契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。
		（なしの声）
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第52号議案 令和2年度飯島町学校給食センター改築（防災備蓄倉庫併設）事業建設工事その2 契約の締結について採決します。
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、第52号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第56 第53号議案 飯島流ワーケーション事業用トレーラーハウス購入に関する物品売買変更契約の締結について
		を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第53号議案 飯島流ワーケーション事業用トレーラーハウス購入に関する物品売買変更契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。飯島流ワーケーション事業用トレーラーハウスにつきましては、本年第1回の飯島町議会臨時会で購入についてお認めをいただいたところですが、年度内設置が困難であることから契約期間を本年10月31日までといたしたく、さきに御議決いただいた内容に変更を生じるため地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき変更契約の締結について御提案申し上げるものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
		（なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
9 番		
浜田議員		この契約議決に反対する立場から討論いたします。
		12月議会で明らかになったように、このワーケーション事業はほとんど一部の皆さんだけで決められたということが明らかになってまいりました。町民の中からも数多くの疑問が出されています。ですので、もう一度これは振り出しに戻して議論すべきではないかというふうに思います。間もなく町議会も改選が行われます。次の議会の皆さんが町民の声を受けてこの先の運営について考えるのが妥当ではなかろうかと、言い逃げという言い方はちょっと不適當だとは思いますので、そういう言い方はしませんけれども、少なくとも今議会であるよりも本当に事業を見詰める次の議会が決定すべきではないかという立場で、一旦この契約議決を破棄することを求め、反対といたします。
議	長	賛成討論はありませんか。
		（なしの声）

議 長	反対討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 5 3 号議案 飯島流ワーケーション事業用トレーラーハウス購入に関する物品売買変更契約の締結について採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立多数です。したがって、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 5 7 第 5 4 号議案 飯島町道路線の変更について を議題とします。提案理由の説明を求めます。
副 町 長	第 5 4 号議案 飯島町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。変更につきましては、道路改良工事などにより道路区域が変更となった路線について道路法第 10 条第 3 項の規定により町道本郷迂回線ほか 15 路線の道路区域変更をお願いするものでございます。細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 5 4 号議案 飯島町道路線の変更について採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 54 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会いたします。 御苦労さまでした。
散 会	午後 2 時 5 3 分

令和3年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年3月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

本多 昇 議員

滝本登喜子 議員

久保島 巖 議員

橋場みどり 議員

折山 誠 議員

坂本 紀子 議員

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企 画 政 策 課 長 堀越 康寛 住 民 税 務 課 長 大島 朋子 健 康 福 祉 課 長 藤木真由美 産 業 振 興 課 長 座光寺満輝 建 設 水 道 課 長 那須野一郎 地 域 創 造 課 長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年3月9日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。 10 番 本多昇議員。
10 番 本多議員	おはようございます。通告に従いまして5件の質問をいたします。改選期のため、任期最後の質問となります。よろしくお願いします。 「1 令和3年度予算について」予算、決算の質問は私のおはことなっていますので、簡単に最後の質問をします。昨年12月、令和3年度予算編成の一般質問で、新型コロナウイルスの影響で町税の減収が1億3,000万円～1億7,000万円と予測されているとのことでした。住民要望に応える予算とするため、予算査定に工夫があったと考えています。町長の令和3年度の施政方針の中で、新年度予算は、第6次総合計画に基づき、住民要望等も総合的に判断する中で、各種補助事業や基金を活用し、創意工夫しながら予算編成を行ったとのことでした。一般質問が議会最後の日程となったため、予算審査は既に終わっていますので、私は予算の内容はよく分かっています。一般質問を見ている傍聴している方、テレビを見ている住民の方々に分かるように説明していただきたいと思っています。
町 長	1－1です。町税の減収額は幾らと見込み予算に反映させたのかお伺いします。 おはようございます。お答えいたします。最初に本多議員から、今回の一般質問は予算審査した後ということで、主に一般質問の放映を御覧になっている方々、あるいはまた傍聴に来ておられる方々に分かりやすく説明せよということでございますので、その趣旨にのっとりお答えをしてみたいと思っております。よろしくお願いします。新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の悪化や消費活動の落ち込みに伴い、町税の収入は大幅な減収見込みとなっております。現年度分の個人及び法人町民税は、令和2年度決算見込みに対し17%程度、約7,500万円の減収を見込んでおります。また固定資産税は、評価替え等の影響と新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税軽減の特例措置により8%程度、約4,800万円の減収を見込んでの決算となっております。さらに、軽自動車税、たばこ税を合わせますと、全体では10.6%、約1億2,700万円の減収を見込んでの予算となっております。

本多議員	それでは、今町税が1億2,000万円の減少ということでしたので、減少分の財源をどのように対応したのか具体的に説明をしてください。
企画政策課長	令和3年度予算は、コロナ禍であっても第6次総合計画の初年度であるため、計画に関連する事業や住民要望に応えるための事業について積極的な予算編成に努めたところでございます。前年度当初予算に比べて歳入の減収が最も大きいのは町税のおよそ1億円であり、近年にない厳しい状況となっております。財源不足の対応としましては、歳出では経常経費の一部についてシーリングを実施したほか、国の財政措置の活用を検討し、一般財源の圧縮を図ったところでございます。最終的に不足する財源の確保につきましては、予算編成期間における国や県からの最新情報や過去の収入実績等により最大限財源を確保できるよう試算を行った上で、財政調整基金等の基金——基金というのは町の貯金であります。その貯金を繰り入れることなどによって調整を行ってまいりました。
本多議員	分かりました。具体的にありがとうございました。 1—3です。令和元年度12月と令和2年3月、令和2年12月、3回にわたり自治会経費削減のため防犯灯の修理の補助金の制度の見直しを要望してきました。その結果と今年度の予算計上額をお伺いします。
総務課長	大変すみませんでした。これまで防犯灯の修繕経費に係ります補助制度はなくて、行ってこなかったというところでございます。しかしながら、蛍光管からLEDに一斉更新しましてちょうど10年を経過してきております。メーカー保証も10年間あったわけですが、これも満了となりますので、今後は経年劣化による不点灯、また自然災害による故障、こういったことも考えられますので、自治組織の負担軽減のためにも、修繕費について来年度より補助を行うよう計画しております。具体的には、修繕にかかる経費の2分の1以内、上限を2万円というふうにさせていただいて補助をしてまいりたいなというふうに思っております。当初予算では財源も限られますので5基分、10万円を予算計上しておりますが、状況によっては補正対応ということも視野に入れておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
本多議員	希望がかなって非常に喜んでおります。令和3年度の予算で評価できる1つは、道路維持の構造物補修工事の予算計上が4,700万円になっています。8年前までは、かぶたの500万円でした。新年度当初から事業ができるように見直してきましたので、8年たち10倍となりましたので、この辺は大変評価するものです。 次です。2「働き方改革について」平成31年3月に、働き方改革を推進し財政負担を軽減させるためには業務効率化を図る意識改革が絶対要件と考えると質問しています。2年経過しましたので、現況をお伺いします。
副町長	2—1、業務効率化の推進状況をお願いします。 状況をということでございますので、お答えをしてみたいというふうに思ひます。過去に御質問いただいた際に、町といたしましても、住民のサービスの質の向上や職員のワーク・ライフ・バランスの実現など、その重要性については十分に認識をしているというふうに説明をさせていただいております。その後も継続的に取組を進めてきてお

総務課長

りますので、現状につきましては担当課長より詳細について御説明をさせていただきます。

町では、総務課の進める職員提案制度や行財政改革推進本部の事務事業改善において職員からの提案を募集しまして改革を進めておるところでございます。具体的な事例としましては、ペーパーレス化の推進や自治会の充て職を減らしたことに伴います事務事業の削減など、少しずつではありますが成果は出てきているのかなあというふうに思っております。しかしながら、大きく業務を減らすような提案には相応の予算が必要となってくるものもございまして、なかなか目に見える形での効率化というものにはつながっていないのが現状かなあというふうに判断しております。今後も継続的な取組によりまして小さなことから改善につなげていけるよう進めるとともに、予算が伴うものにつきましては費用対効果を検証しながら検討してまいります。まず大切なのは職員一人一人がいかに効率的に、また合理的に業務を遂行するかを考えることじゃないかなあというふうに思っております。また、課、係の単位におきましても業務改革に取り組むのだという姿勢が必要ではないかというふうに思っております。日々の仕事に追われましてなかなか進められない部分もございしますが、自らの働き方改革、また町財政の負担軽減にもひいてはつながってまいりますので、こういった意識改革も進めていきたいというふうに思っております。

本多議員

総務課長の言うとおりで、業務効率化をすることによって得られるメリットを全ての職員が理解して、様々な情報や意見にも対応できるように意識改革をしてもらおうと、そういう教育をすることが働き方改革の絶対要件と考えていますので、これを継続していただきたいと思います。

2-2です。私のほうでは、時間外手当は最終予算書の給与費明細書しか把握できません。それで比較すると、平成30年度は1,915万円、令和元年度は2,143万円、令和2年度の12月補正までは1,544万円となっています。約600万円減少しています。この減少は効率化のせいか、新型コロナウイルスの影響でイベントが減少したためなのかお伺いします。

総務課長

時間外勤務手当が減少した要因につきましては、本多議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス関連で会議、イベント等が減少したことが主なものとなっております。また、それとともに、令和元年度には参議院選挙、また県議会議員選挙、町長選挙、これがございましたので、比べる対象であった年度、令和元年度は非常に多かったということもございます。令和2年度は町の町議選挙のみでございますので、そこで約230万円ほどの時間外勤務手当が減少しているというのも大きな要因の1つでございます。業務の効率化によりまして会議等が減ったものもございしますが、その影響額はそれほど大きいものではないというふうに判断しております。

本多議員

働き方改革の目標は、主流は残業時間の削減ですので、業務の効率化は進んでいないということでもいいわけですね。

総務課長

なかなか進んでいないのかなという現状は、我々も思っております。ただ、職員の勤務状況を見てみますと、非常に苦しい中での業務をやっているという部分もございます。

時間外勤務を出さずにやっている職員も中にはございますので、そういったところも問題視して我々も確認しながら、働き方改革を進めながら、また効率的な業務に努めていくというようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

本多議員

実際働いておれば、やっぱりお金として払うのは当然のことなんで、そこら辺は、私は時間外手当の削減削減って言っていますけど、削減する前に、削減とかいうことじゃなくて合理化、業務推進、きちんとすれば絶対に残業時間は減ると思いますので、努力してほしいと思います。

2—3です。スポーツ庁より学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について概要が示されています。これまでは教師による献身的な勤務、情熱によって成り立ってきた部活動ですが、本来ならば部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であります。今後は、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要となってきました。現在ある部活動の数をこれからも維持することは、今の生徒数の減少を考えれば厳しい状況です。生徒数の減少に比例し部活動の数を機械的に減らすことは簡単ですが、できるだけ多くの生徒の要望に応える必要があります。これからは、学校が中心的に関与するが、学校と地域、行政が連携することで部活数の維持と教師の負担軽減が可能になるのではないかと考えています。飯島中学校でも教師の負担軽減と持続可能な部活動の維持の両方を実現するための対策が必要ではないでしょうかと考えます。教育長の所見をお伺います。

教 育 長

御質問の教師の働き方改革は、現在、学校現場における大変重要な課題であるとともに、今御指摘にありましたように、飯島中学校では持続可能な部活動の維持というのが最重要課題となっております。町の教育委員会では、国や県の指針に合わせて飯島町立飯島中学校の部活動等の在り方についてを昨年3月に制定して——時間制限、あるいは部活日数等の制限を加えるようなものでありますが、それを実施しております。これは、完全とまではいかなくても、かなり軽減になるとは思っておりますが、その分、社会体育の活動のほうに比重が移っていくという傾向はございます。それから、もう一つ大切なのは、今後、生徒数の減に伴いまして教職員数が再来年2名、その翌年さらに2名という減少が見込まれておりますので、部活動の数を恒常的に維持していくためには、校内体制を改革していくことと、今御指摘にありますように外部からの部活動指導員の導入が必要になってまいります。既に名乗りを上げていただいている方もいらっしゃいます。また、今後、引き続き人材を発掘して、学校と地域が連携して部活動を進めていく仕組みづくりを進めていきたいと考えております。なお、令和3年度は、つい先頃ですが、国の学校と地域が連携したスポーツ環境整備事業に採択される予定になっておりますので、国や県のモデル校、モデル地域として今後の研究あるいは体制を整えていくという、そういうつもりでおります。よろしくお願いいたします。

本多議員

分かりました。部活動指導員の制度を導入するとか、スポーツ指導者の方々の力を借りて、教師の負担軽減と持続可能な部活動の維持の両方を実現していただきたいと思います。それで、飯島中学校は高校へ行っても割かしスポーツに関してはあまり新聞報道されない、野球でも何でも、力がちょっと不足しているような気がするので、ぜひ力を

入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

3です。「行政手続きの押印廃止について」政府が方針を示している行政手続きの押印廃止について、昨年12月18日に地方公共団体における押印見直しマニュアルが公表されました。マニュアルでは、行政手続きの国民の負担を軽減し、利便性を図ることが目的となっています。押印を求める合理性の有無について考え方や見直しの判断基準などを示し、押印の見直しに積極的に取り組むことを求めています。2月22日の報道によると、県では許可認可申請や届出などの手続きの際に県民に求めている押印約2,100件について今年度末までに廃止する予定を明らかにしました。また、県組織内部で職員が申請などをする際の押印約700件も年度末までに廃止するとのこと。行政手続きの押印廃止について町の方針をお伺いします。

町 長

行政手続きの押印廃止につきましては、町としても課題と捉えて対応していく方針でございます。具体的には、役場庁舎内の行財政改革推進本部会議におきまして令和3年度の実施方針として確認をされておるところでございます。現在、各所管で押印を求める手続きの洗い出しなどを進めているところでございます。一方で、押印の見直しにつきましては、押印をなくすこと自体が目的だけでなく、国が示したマニュアルにもございませうけれども、手続きのオンライン化、デジタル化による行政サービスの向上とされておることもございます。こういった点におきましても十分注視しながら、住民の皆さんの負担軽減と利便性の向上につながるよう押印の見直しを行ってまいりたいと思っています。また、従来、押印による行政手続きがありましたので、混乱を招かないようなことも配慮しなきゃならないと思っております。先ほどの問題の中で働き方改革についても御指摘をいただきましたけれども、この部分も、やはり利便性、便利になる、効率化を図るっていうことの裏腹に、やっぱり行政サービスというものが薄くなっちゃいけないのかなあ、住民の本当に心に接するようなサービスをやっぱり優先しなければならないと、このように考えております。そういった大きな土台の下に働き方改革やら押印というものの新しいシステムを構築しなければならないと考えております。

本多議員

行政手続きじゃなくて、やっぱり内部でも押印の見直しをきちんとしてもらって、働き方改革につながりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

4です。「空き家利用の起業支援について」空き家に関する質問は今回で10回目となります。今までは空き家対策での管理でしたけれども、今回は利用での質問をします。空き家成約リストでは、空き家を改修した件数は、平成29年度からですが89件あります。その中には移住してきた人、起業された人、別荘として利用している人と様々ですが、いずれも空き家を有効利用しています。今年の1月14日、総務産業委員会で、空き家を改修した物件や売却予定物件、危険な廃屋物件など、現地を視察しました。空き家を使って起業した移住者の方々と懇談してきました。その中で、一番困ったことは、移住者のため借入れの条件を満たさない部分があり、借入れをすることが難しく、事業資金の調達に苦労したとのこと。古民家を活用するため起業支援が必要だと感じましたので質問します。

4ー1です。移住者が空き家を利用して事業を始めるとき事業資金の調達に苦労して

産業振興課長

いますので、町商工業振興資金の新規開業資金 700 万円以内を 1,000 万円以内する限度額の増加を提案します。所見をお伺いします。

お答えいたします。空き家を改修する場合、大きな金額が必要になるということは理解しております。また、近年の創業者の傾向としましては、空き家を利用しました店舗などの事業展開の需要も高まっているということは理解しているところでございます。創業しやすい仕組みづくり、そういったものは非常に重要なものだと考えております。新規開業資金につきましては、町の制度資金によるものと県の信州創生推進資金の創業支援向けがございます。町の制度資金の新規開業資金につきましては、対象となりますのは事業所部分の改修や設備資金に限定されております。そのため、過去には 1,000 万円を超えるような大きな金額の実績はございません。一方、空き家 1 棟を事業所などに利用する場合には多額の資金が必要となってまいります。そういった場合には 3,500 万円まで借りられる県の資金を案内しているところでございます。御提案の町の制度資金の増額につきましては、移住してきた方などの起業資金の調達支援としましては魅力的なものとなると思いますので、今後、より使いやすいものとなるよう研究してまいりたいと考えております。

本多議員

移住者のイメージアップにつながるので、ぜひ検討していただきたいと思います。

4—2 です。空き家の改修等補助金の 50 万円は専用住宅利用のためだけのものでしたが、4 月から改正されて全ての空き家住宅利用に変わると聞きました。改正内容をお伺いします。

地域創造課長

空き家改修費等補助金の改正につきましては、これまで専用住宅のみを対象としておりましたが、店舗、工場など固定資産税課税対象物件に拡大する内容といたしております。近年の状況を見ますと、専用住宅に限らず、事務所や店舗、土蔵や倉庫を住宅や店舗、ゲストハウスなどに改修をされるケースが大変増えておりますので、補助対象を拡大し空き家の有効活用を促したいというふうに考えております。

本多議員

それは 4 月 1 日からということですね。

地域創造課長

そのような予定で作業を進めております。

本多議員

分かりました。

4—3 です。改正によって事業者にも適用されますけれども、事業を行う者の改修費の補助金を増額して起業支援をすべきと考えます。今の 50 万円を、事業を行う者については 100 万円とか 200 万円とかにする、そういう提案をしますけれども、いかがでしょうか。

地域創造課長

空き家を活用して起業をいただきますことは、空き家問題の解決と地域活性化の両方の側面を持っているということを思いますので、町にとっても大変有益なことであるというふうに考えております。空き家を改修して事業を起こす方の費用負担が大変大きいことですか、金融機関からの借入に御苦労される場合があるということは、御指摘もいただきましたし、こちらでも承知をしているところでございます。町では、空き家の活用に限らず、先ほど産業振興課長からもありましたとおり、商工業の支援策として起業される方の施設整備ですとか事業の立ち上げに必要な経費の一部も補助をさせて

本多議員

いただいております。補助金額の見直しだけでなく、ほかの取組も含めまして起業支援全体の調整を図っていく必要があるというふうに感じております。これまでに起業をされた方ですとか、現在、起業の準備をされている方々の声をしっかりお聞きをして、町でスタートを切る皆様に最善の支援ができますよう検討を進めてまいりたいと存じます。

分かりました。新規開業資金と補助金の額を増額すれば起業に拍車がかかるかもしれません。そして将来は、そこから所得が生まれて町税の増加にもつながります。古民家を活用するためにも起業支援はもう絶対にすべきだと思いますので、よろしく検討をお願いします。

最後の5番です。「千人塚公園について」昨年の3月27日に中央アルプスが国定公園となりました。千人塚公園も含まれています。千人塚公園の千人塚城ヶ池は全国ため池百選に選定されています。平成27年6月に、千人塚公園は将来にわたって町の重要な観光ポイントになる場所だ、活性化を図るため長期ビジョンの策定が必要と千人塚公園について質問し、提案しています。提案した内容は、1 千人塚公園を宣伝するため千人塚公園の看板を立てる、ポスターを作成する、パンフレットを作成する、2 キャンプ場の利用者を増加させるためキャンプ場の施設を与田切公園と同じにする、与田切公園と同様の施設整備をすれば間違いなく利用者は増加する、3 100人くらい大勢の人が飲食できるあずまやを建てる、細長いあずまやを建て、中に2列の配置でかまどを20か所作る、かまどがあるため炭と鉄板を持ってこれば焼き肉でも何でもできる、屋根があるため雨天でも利用できる、20組は同時に、また個人グループでも利用できる、夏の小学校等の課外活動にも利用できる、4 駐車場の拡張、施設の誘致建設のため、周辺を町が管理できるよう土地を取得する、特に公園の東と南側、5 県、国の福祉施設、研修施設を誘致する、でした。平成27年6月以降実施されたことは、千人塚公園の看板については、道の駅のトイレの壁に横が1メートル、縦が2メートルくらいのポスターみたいな看板をつけていただきました。たしか、この予算は15万円だと思ったんだけど。それから、土地についてはマレットゴルフ場管理棟の南側を少し取得しました。千人塚公園でのキャンプの利用者は、平成30年4月、センターハウスが竣工して与田切公園と同じような設備になったため、平成29年度の利用者は246人でしたが、平成30年度は553人、令和元年度は734人、令和2年度は12月までで2,277人となっています。本年2月の補正予算で利用者の増加によりセンターハウスの増築工事が認められ、着工されます。着実に公園の整備が進んでいます。千人塚公園の利用者がますます多くなるように、まだ実行できていない一部の2件を提案します。

5-1です。先ほど言いましたが、道の駅のトイレの壁に横が1メートル、縦が2メートルくらいのポスターみたいな看板がありますが、目立ちません。宣伝効果が全くありません。道の駅は県外の方の利用も多いので、便所だけではなく、ぜひ七久保の道の駅花の里に千人塚公園の大きな看板を立てていただきたいことを要望します。所見をお伺いします。

地域創造課長

千人塚公園への誘客を促す看板は設置したいところですが、道の駅花の里いいじま周辺は、まさにその位置から中央アルプスと南アルプスの両方が見えるす

ばらしいところであり、景観との兼ね合いが大変必要なことだというふうに考えます。現在、道の駅花の里いいじまには、議員おっしゃいましたとおりトイレの外壁に千人塚公園の案内看板が設置してありますけれども、県に対してトイレの改修を要望いたしておりますので、この改修に合わせて設置する場所や大きさ、表示内容等、県及び道の駅の指定管理者と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

町 長

千人塚公園についての御質問をいただいております。千人塚公園につきましては、一時の停滞していた観光の雰囲気から、だんだんに盛り上がってきておるところでございます。昨年度は一昨年に比べて倍の人数が使用されたということでございます。そのきっかけは、議会の皆様にも御協力をいただいて御賛同をいただきましたセンターハウスが整備され、きれいになり、特にきれいなトイレ、シャワー、ここが整ったということで大きく魅力を増してきたというふうに思っております。そのトイレも、きれいになったトイレも、お客様が多過ぎて排水が処理し切れないと、こういう状況を招いてきておるところでございます。本年度、それを拡充する、浄化槽を大きくするという作業をやるようになっております。そういうことで、駒ヶ岳の中央アルプスも国定公園に同時になったということで、千人塚、与田切川というところ、箇所、非常にこれから人が集まるんじゃないかなあというふうに思っております。与田切川、千人塚、それと傘山、やっぱりこれをつなげるためにも3つの観光地点というのは連携の取れる形にしなければならぬかなあというふうに思っております。特に、千人塚というのは町民の皆様にもなじみがあって、県内の方々は昔の思い出があれば千人塚ねということで認識があるわけでございます。そういったことがございますので、しっかり手入れをしていきたいなと思っております。駒ヶ根と宮田には駒ヶ岳の山頂にロープウエーやら宿泊施設、山小屋等がございますけれども、そういう誘客が期待できます。飯島町は、飯島のルートを通って駒ヶ岳に登るというルートがなかなかありませんので、千人塚を中心とした中央アルプス山麓と連携した観光施設といいますか、そこでのスローライフを味わえる地帯ということで方向性を定めていくことがいいのかなあというふうに思っております。大きな看板を立てると言われましたけれども、これまたセンスの問題でございまして、でっかい、どでかい千人塚っていう看板を立てて、果たして景観に合うのかどうかということも考えながらいかなければならぬなあ、しかし、ほかの方法も宣伝としてありますので、そういったことにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。最後の御質問の中で千人塚に触れられました。しっかりと、私も町長で千人塚の問題を引き継いでおりますので、これが大きな飯島町の発展の起爆剤になるようにしてまいりたいと思っております。

本多議員

それじゃあ、景観に配慮して目立つ看板をよろしくお願いします。

5―2です。あずまやについては、規模を縮小して5メートルか6メートル近くの建物を数か所に分散して建てて、中に土木で使う資材のU字溝を利用したかまどの簡単なものを置く、屋根があるため雨天でも利用できます。そうすれば、かまどがあるため炭と鉄板を持ってこれば焼き肉でも何でもできます。持ってこない人には使用料の上乗せをして、外のかまどよりも使用料が高く設定できます。このように、でかいあずまやじゃ

地域創造課長

なくて、ちっこいのを幾つも作るっていうことが大事だと思いますけど、このような考え方はどう思うか、所見をお伺いします。

本多議員

千人塚公園は国定公園の指定を受けておりますので、そこに建築等各種の行為を行う際、法律に基づく許可を受けることが必要となります。御提案のあずまやにつきましても、建設の必要性であるとか管理方法について十分検討した上で手続を進めていくこととなります。現在、公園のセンターハウスではバーベキュー用の器具一式を有料で貸出ししておりまして、キャンプ場の中で自由にバーベキューを楽しんでいただくというような体制は整えているところでございます。また、城ヶ池の西側へあずまやを設置いたしますので、当面はこちらの利用状況を見てまいりたいというふうに考えております。

地域創造課長

城ヶ池の東側？

本多議員

西側です。古いログキャビンのあるほうです。

分かりました。昔、私がログハウスをテレワークに使うようにサテライトオフィスにしろって言ったことがたしかありますが、そこにあずまやね。いいと思いますので、ぜひお願いします。

千人塚公園は、将来にわたって町の本当に重要な観光ポイントになります。今、町長がおっしゃったとおりです。活性化を図るために長期ビジョンを立てることを要望します。

今まで一般質問で提案して要望してきたこと、実現を期待しまして、任期最後の質問をこれで終わります。

議 長

1 番

滝本議員

1 番 滝本登喜子議員。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。質問事項は3件です。

初めに、地域福祉と高齢者支援対策を伺います。

1－1です。地域福祉の現状と課題ですが、先頃、町の福祉計画案と地域福祉活動計画案が提示されました。住民が地域の中でお互いを助け合い、生き生きとした暮らしを送ることができる社会づくりには、地域の取組が重要であることは誰もが思うことです。過日、町長の令和3年度の施政方針でも新しいお互いさまの社会づくりを進め、技術、経験、趣味にたけた人を生かし、地域コミュニティの向上を図ると述べております。少子高齢化の時代と言われて幾年もたちますが、これからの時代においては、支援が必要な人はますます増え、行政や地域住民、ボランティアなどが主体的につながり、地域での活動を広げていくことが地域福祉の役割であると思います。計画の中にある基本目標2には「支え合い・助け合いの地域づくり」とあります。一番身近な住民地域として自治会があり、支援体制として各自治会に高齢者や児童、女性、健康に対する役割組織もあります。例えば高齢者対策委員とか地域福祉推進委員、女性部、健康推進委員、行政へつなげる役割の民生委員もいます。しかし、これらの組織が積極的にお互いに関わり地域の問題に取り組んでいるかという、そうではないように思います。支え合い・助け合いの地域づくりを目指すなら、身近な状況を住民が理解しなければならないと考

えます。これらの組織の連携について、町はどう考えるかをお聞きしたいと思います。少し長いですが、質問背景ですのでお聞きいただければと思います。社協では、独り暮らし、高齢者、要配慮者などをマップに落として日頃の見回りや災害時に活用し、地域のつながりを目的として住民支えあいマップを作っていることは、一部の人は知っていますが、いざ支援が必要なときにどうすればよいのか多くの人に知らされていない、組長までは知らされているのか、曖昧な点があります。災害時にとどまらず、平時においても見守りや支えが必要な人など、また見守りができそうな人など、情報の共有が必要だと考えます。個人情報や開示など問題はありますが、地域住民が知ることは必要であり、地域内の組織との連携をどのように考え、互助・共助活動を行うための具体策をどのように考え進めていくのかをお聞きいたします。

町 長

お答えいたします。地域福祉は、住民の皆様が地域の中でお互いに助け合い、誰もが自分らしく生き生きとした暮らしを送ることができる地域づくりを行っていくことだと理解しております。町では、支え合い・助け合いの地域づくりを進める中で、困ったときに気軽に頼ることができ、また自分が気軽に手助けすることができる、そういうことを行う、そのようなお助隊のプラットフォームの構築に取り組んでいるところでございます。近年では、少子高齢化や核家族の進行、独り暮らしの高齢者の増加、価値観や生活様式の多様化などなど、そういったものを背景に、公的な福祉サービスでは対応しにくい複雑で多様な社会問題や複合的な課題を持つ世帯などへの対応が求められているところでございます。地域での課題を把握し、施策に結びつけていくためには、自治会内での連携も大切ですし、地域福祉を担う様々な主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して進めていくことが必要となると考えております。福祉、総合的にみんなで協力して助け合おうという言葉は簡単なんですけれども、なかなか、細部にわたった助けができているかどうか、こういう助けを求める場合に大きく分けて2つあるのかなと。まちづくりの中で自助・公助・共助と言われますけれども、公助という部分は、町が出動しなければならない福祉、困っている方々、これはおるかと思います。この方々の福祉については、健康福祉課等がちゃんと把握する中で行われているのかなというふうに思っています。もちろん、それは十分ではありませんので、もっと充実させなきゃいけないと思っています。しかし、今問題になっているのは、高齢化社会の中で、町の大々的な支援というよりも、生活に身近な部分での手助けができたかなあと、これをお願いしたいなあという独り暮らしの方々もおられるかなあと、また、その方々自身も、これは助けてもらいたいんだけど、私はこのことだったら人を助けられるよと、こういう、重度な福祉を必要とする、そういう状況になる前の段階のお互いの助け合いということが気軽に連絡が取れたらいいのかなと、こういうふうに思っているところでございます。そのためにお助隊のプラットフォームをどのように構築していくかということに取り組んでいただいておりますけれども、大きく分けて、そういう対応、ざっくり福祉をやりなさいよっていうことではなくて、こういう2つに分けて、気軽に助ける部分、行政が出張らなければならない部分、そういったことをやっぱり町民の中で認識し、すみ分けをしていくことも必要なというふうに考えております。

健康福祉課長

すみません。もう少し詳しく現在やっている状況のほうを説明させていただきたいと思います。飯島町の地域福祉の現状と課題についてでございますけれども、町の中では助け合いの関係がまだまだ見られるところではございます。ですけれども、高齢化ですとか核家族化やライフスタイル、価値観の多様化などにより、人間関係がどうしても希薄になり、地域社会に対する関心が薄れつつある状況がございます。高齢者や障害のある方々が地域の中で自立した生活を送るために、地域での支え合い、助け合いの重要性は高まっているところでございます。地域福祉を推進するためには、住民の皆様、地域の中の組織、ボランティアに関わる皆様、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせ連携していくことが必要となります。身近な状況を住民の方が知ることがとても重要だと御質問の中にございました。地域住民の方、それぞれ地域の中で、ふだんの声かけですとか挨拶、それから見守りなど、日常的な近隣同士の交流、それから地域での行事、もちろん年に1回地域で活動されております地域の支えあいマップ、それを作成するための参加ですとか、またボランティア活動への参加など、それぞれの住民の皆さんが参加することによって、それぞれ身近な状況を理解していただく上では、やはり必要なことかなあというふうにも思っております。そんな中で、互助ですとか共助活動を行うための取組といたしましては、やっぱり各地区ですとか民生児童委員さんなどの関係団体との連携、それから情報共有に努めてまいりたいというように考えております。また、お助隊となる方々をつないでいきましてプラットホームの構築を進めてまいりたいと思っております。地域福祉に関わる関係部署などとの連携の強化を図ってまいりたいと思っております。

滝本議員

先ほど町長のおっしゃった公助という部分と健康福祉課長のおっしゃいました公助というのは公助という部分が多いかと今お聞きしたところなんですけれども、私が言いますのは、互助、共助の部分で、今、コロナ禍の時期において、先ほどおっしゃった隣組の交流とかイベントなどが本当に少なくなっておりまして、お互いを知るっていう場所も本当に少なくなっていると思うんですね。その中で、やっぱり先ほどお話のあった支えあいマップを作っているところなんですけれども、その内容っていうのがほとんど隣組に対しても知らされていない——組長までは知らされているのかなあと想像してはおりますけれども、知らされていないっていう部分がたくさんありまして——また独り暮らしとか、そういう方たちがおりますと、昼間歩いている方、近所でお目にかかる方もほとんど少なくなっておりますので、そういう情報っていうのが分からないっていう部分が本当に多いと思うんですね。ですので、自治会の方たちが支えあいマップを作っているんですけれども、それをどこら辺まで個人情報を考えながら提示してつながっていくかということに対して、町ではどのような自治会などへのアドバイスができるかという点でお伺いしたいと思います。

健康福祉課長

町においての情報提供につきましても要配慮者についての名簿のほうを整えているところでございます。やはり本人等々から同意の得られた方について自治会のほうへ情報を共有しているところになります。地域支えあいマップの作成につきましては、やはり一番近くの隣組単位での情報っていうのが一番、その情報が必要なところかなという

ふうに思いますので、そこから自治会、地域って広がっていけばいいなというように考えております。

滝本議員 そういうことなんですけれども、ぜひ、行政のほうでも自治会へのアドバイスとして、いろんな方法で、こういう福祉は大事だよ、支え合いは大事だよっていうことを知らせていただきたいと思います。それで、支えあいマップの件ですけれども、今、全自治会の約半分が作っているということでしたけれども、全ての自治会が作ることはできない要因ということは何だと思っていच्छやるか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 地域住民の支えあいマップにつきましては、社会福祉協議会のほうでその支援に入っ
て作成を行っているところでございますので、やはり健康福祉課といたしましてもマッ
プの作成について各自治会のほうに作成を毎年お願いしているところでございます。

滝本議員 お願いしていることは分かるんですけれども、なぜ全自治会でできないかっていうこ
とは把握していच्छやいますか。できない理由です。

副 町 長 もともと支えあいマップというのは、今、議員さんおっしゃるように、地域の支え合
い、困った方がいることを助けることを目的にして始めました。当時、個人情報が大変
難しかったもんですから、地元の皆さんからそういうものを出していただいて、だんだ
ん作り上げるという趣旨でやってきております。今、健康福祉課長が申しましたように、
要配慮者の中で同意を得たものだけは名簿の提供ができるようになっておりますが、ま
だまだその壁が厚いのかなあというふうに思います。自治会単位になりますと、毎年、
自治会長さんは替わられてまいりますので、毎年お願いはしても、その意識づけの中
でなかなか進んでいかないというのが現状かなあというふうに思っております。ただ、私
が社会福祉協議会におった当時よりも今のほうが意識的にはだんだん高くなってきて
いる、こんなふうに感じておりまして、支えあいマップが災害のときに役に立つという
意識がだんだん出てきておりますので、その意識づけを町のほうとしては進めながら、
自治会をお願いしてまいりするような方向づけがいいのかなあというふうに思っており
ますので、今後そんなふうに進めてまいりたいというふうに思っております。

滝本議員 意識づくりが大切ですので、根気よく自治会のほうにもお願いするなり、周知をお願
いしたいと思います。過日、社協で生活支援サポーター養成講座が行われまして、定員
オーバーの20名が参加しました。自分ができることをしたいというのが多くの参加者の
お気持ちでした。先進地の事例では、住民が積極的に参加し運営をしているという例の
報告がございました。その中の例ですが、全ての行政区に生活支援コーディネーターを
置き、支え合い推進会議を設置し、通いの場をつくり、住民が計画を立て、レクリエー
ション、送迎などの運営を行っているとのことでした。町では、代表的なものとしてい
ちいの会がありますが、全自治会にはつくられていないので、このような取組を進める
にはどうするか、具体的な案はございますか。

健康福祉課長 各自治会単位で活動を行っておられますいちいの会につきましては、こちら、やはり
活動、交流の場としてのいちいの会という意義はとても重要なものであるというふう
に思っております。健康福祉課のほうでもいちいの会での活動を支援してまいりたいとい
う思いで自治会長さん方にもお願いをしておりますし、支援をしているところでござい

	ます。
滝本議員	分かりました。関連でございますが、自治会担当職員がおりますね。この職員の役割をもっと活用して自治会と深く関わっていただきたいと思うのですが、お考えをお聞きいたします。
副 町 長	そういうお話を各区からもちよっといただいております、各自治会は一般職員が担当しておりますし、区は課長級が担当をさせていただいております。今まで地元へ出ていっていろいろお話しする中でも、ただ1回限り行って帰ってきてしまうとか、そんなお話も聞いておりますので、新年度からはちょっとその辺のところを——職員教育の一環でもあると思いますので、住民とのつながり、そういうのを持つ方向づけをしていきたいなというふうに思っております。
滝本議員	地域の一員として、また行政とのつながりを持つ意味においても、ぜひ活用のほうをよろしくお願いいたします。
	では1—2に参ります。以前、令和元年6月に高齢者のごみ出し支援についての質問をしたとき、飯島版をつくる予定であるとの答弁でありました。進捗状況をお聞きしたいと思います。社協の有償サービス事業に食事作りや買物、洗濯などのほかにごみ処理を行う内容もありましたが、町の支援対策はどうなっているか、お願いいたします。
健康福祉課長	それでは、高齢者の方のごみ出し支援についてでございます。高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むための施策として、国においてもごみ出し支援の取組を推進しているところでございます。昨年度は長野県主催の研修に担当部局が参加し、事業のほうの研究を行っているところでございます。高齢者のごみ出しにつきましては、特に独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などについて、健康福祉課の高齢者福祉係と住民税務課の生活環境係とが情報交換を行いながら、町の状況に即した飯島版のごみ出し支援について検討をしているところでございます。飯島町のごみ出しの現状でございますが、町の事業といたしましては、独り暮らしなどの方を対象とした高齢者生活支援サポーター事業があり、そのメニューにごみ出しがあります。また、近所の方がついでにごみ出しを行ってくれたり、別に暮らしている子どもさんなどが世話をしたり、介護認定を受けている方は介護サービスの利用により対応を行っている、そんな状況でございます。町の地域包括支援センターには様々な相談が寄せられているところですが、ごみ出しについての困り事の相談は年に数件ございます。それぞれの状況により個別に検討をし、対応を行っているところでございます。ごみ出し支援に関しましては、今後、免許返納ですとか、集積所まで出すことに困ったり、分別ができなかったり、重いものを運べないなどの困り事が増えていくことが予測されます。自分のおうちで暮らし続けるために家の中の環境を整え、家庭内の事故や衛生状態を保つためにも、ごみ出しについては生活支援の1つとして役場の関係部局が連携し、また地域の皆様の支え合いなども含めて、飯島なりの対応策や仕組みのほうを創出していきたいというふうに考えているところでございます。
滝本議員	では、研修をして検討中ということですので、ぜひ確立したものを作っていただきたいと思います。

では、次に参ります。1—3です。独り暮らしや高齢者の支援、サービスを伺います。例を挙げますと、車もなく、出かけるにも不便で、人と会うと具合が悪くなるし、買物や郵便物を出すこともままならないと引き籠もりがちな独り暮らしの高齢者がいると聞きました。社協のサービスはいろいろあり、有償ですが家事援助や身体介助などのサービスがあります。利用登録者は40名で、独り暮らしの人は29名利用しているということです。今、例に挙げた内容など、協力会員に依頼できることや相談するなど、利用登録をしている人以外にも相談体制は十分に伝わっているのか、身近な民生委員への相談もできずにいる人がいるのではないかと考えますが、そここのところの状況はどうでしょうか。

健康福祉課長

独り暮らしの高齢者の方の支援についてでございますけれども、やはり、当町の現状を見ますと、人口減少が進み、高齢化率は年々上昇しているような状況でございます。また、核家族化、未婚化などにより、独り暮らしですとか高齢者のみの世帯は増えている状況でございます。このような状況の中で、町では要援護者、高齢者等の台帳——独り暮らし高齢者の台帳になります。こちらを整備いたしまして独り暮らしの高齢者の方の把握を行っているところでございます。また、民生委員の皆さんについては、地域の一番身近な相談相手として、安心して暮らせる地域づくりのため、親身になって相談に乗り、活動をしていただいているところでございます。相談については、町に直接寄せられるものも多くあります。町や社会福祉協議会などでは、様々な相談日を設け、また相談体制を設けまして、気軽に相談していただけるように心がけているところでございます。今後も独り暮らし高齢者は増えていくことが見込まれ、また高齢者に関する相談は多様化、複雑化しておりますので、町の地域包括支援センターを中心に、ほかの機関や地域の方々との連携を一層強化して支援をしてまいりたいというふうに考えております。

滝本議員

そういう相談体制を知らない独り暮らしの高齢者の方もいるということをお伝えしておきます。

では、次の1—4です。民生児童委員の活動の課題はということでお伺いいたします。民生児童委員は行政や関係機関とのつなぎ役ですが、地域と密接に連携していくには、相談や情報提供など、地域住民も共有することがあってもよいのではないかと考えております。月に1回ある会議の中で問題事例はどのように対応され、成果はどうかなどの報告はどのようにされているのか、事例があるとすれば自治会や地域住民はどのように対処したらよいのか、個人情報云々と言っていられない状況にはどうするかということで、考えをお聞きしたいと思います。

健康福祉課長

民生児童委員につきましては、25人の地域の方々が社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めていただいているところでございます。民生児童委員が受けた相談等につきましては、毎月行われている定例会において報告をいただき、共有を行っているところでございます。ただし、相談内容や事例によっては、プライバシーの保護の観点から、民生児童委員会の定例会の中で全て報告されるばかりではないところでございます。この中でも地域住民も共有

滝本議員

したほうがよい相談ですとか情報につきましては、民生児童委員会で発行している広報紙「お元気ですか」や町の広報「いいじま未来飛行」などで情報発信に努めてまいりたいというように思います。

分かりました。

では次、2の質問に参ります。発酵食品推進のまち事業の状況と今後ですが、令和2年3月の質問答弁では酢やみそを使った料理のアイデア募集やイベントを考えているとのことでありました。また、加工グループは自ら考えて企業との関係を築くべきで、町が指導することではないとのお考えでありましたけれども、そこまでに至る支援は行わなかったということでございます。食品加工アドバイザーの協力体制や導入などは考えなかったのか、イベントなどの今後の具体策を伺います。

産業振興課長

以前お答えさせていただきました趣旨としましては、発酵食品に関するイベントについての1つの案として申し上げたということでございますけれども、現在、町では町内の発酵食品に関わる企業さんやグループの皆さんと一緒に発酵文化を基盤とした地域の活性化、発酵食品による長寿命化の町として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。町が指導して形を決めるということではなくて、同じテーブルの中で議論をして、その中からヒントを得て発展させていくと、そういったことが大事だろうと考えているところでありまして、今年度、町内の発酵食品製造企業の担当者の方、それから加工グループの皆さん、それから発酵食品について勉強されている皆さんにお集まりいただきまして、発酵食品のまちの発展につきましてそれぞれの立場から御意見を頂戴し、取組を進めたところでございます。具体的に申し上げますと、小中学生のお子さんがある御家庭に協力いただきまして、まずは発酵食品のまちアンケート調査というのを行いました。町内には優れた発酵食品の製造企業さんや発酵食品を作っている加工グループがあること、身近に発酵食品があることなど、関係するそういった企業さんがあることを再認識していただくことを目的にアンケート調査を実施したということでございます。現在その結果をまとめているところでございます。今後は、この結果などを基に発酵食品製造企業さんや発酵グループの皆さんなどとさらに議論を深めまして、発酵食品を町内に根づかせて、発酵食品に関する講演会やイベントなどを実施するなどして発展をさせていきたいと考えているところでございます。

滝本議員

町内には長年携わっている加工グループがありますので、その方たちの技術、体験、経験を本当に町のために使っていただくような、そういう町の役割もあると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

では3に参ります。コンパクトシティ構想の状況を伺います。令和元年9月の質問答弁では第6次総合計画に組み込む必要があるとのことでありましたが、この文言が第6次総合計画の中には見当たりませんでした。この構想自体はあるのか、あるとしたらどの施策に当たるのかをお聞きいたします。

建設水道課長

それではお答えいたします。今回策定いたしました、先日本認めいただきましたけれども、第6次総合計画であります、施策の5の「暮らしを支える 強靱で快適なライフラインの創造」という項目の中に将来のまちづくりの指標でございます都市計画マス

		タープランの見直しということがございます。ただ、コンパクトシティーという文言はございませんけれども、こちらのほうのマスタープランの見直しの中で——各種計画、建設水道課だけではございませんので、各課の連携が要りますますので、今後ですけれども、連携を取ってコンパクトシティーの構想につきまして研究してまいるという形でございます。
滝本議員		分かりました。長い問題だと思います。計画づくりから始まると長くなると思いますけれども、ぜひ暮らしやすいまちづくりのためにも御検討いただきたいと思います。 以上で質問を終わります。
議 長		ここで休憩といたします。再開時刻を 10 時 45 分といたします。休憩。
休 憩		午前 1 0 時 2 9 分
再 開		午前 1 0 時 4 5 分
議 長		会議を再開します。一般質問を続けます。
3 番		3 番 久保島巖議員。
久保島議員		それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回、私は、大きく 3 点について質問をいたします。私も任期最後でございます。といいますか、人生最後の一般質問になるかもしれませんので、力いっぱい行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。 さて、それでは 1—1 に早速入ってまいります。この 2 月 6 日のむら夢楽塾におきまして、コロナ禍にあって新しい形で文化館大ホールで開催をされました。表彰は現地大ホールで行いまして、事例発表、講演会は Z o o m を活用してのオンライン開催となりました。タイトルも「世界でココだけ ミヤマシジミ」というのがテーマになりまして、これはいいなあというふうに思っていたところです。東京大学大学院の宮下教授、東大大学院生の報告で世界でも貴重な生息地であるということが示されまして、今後も飯島町の宝として守っていく必要があるんだなあということを改めて感じたところでございます。そして、日本自然保護協会の藤田さんから「生物多様性地域戦略の可能性～地域づくりへ活かすために～」というタイトルで公演がございました。最後に下平町長も我が意を得たりというような御発言、コメントもございまして、我々参加者にも心に刺さるものがあつたというふうに感じたところでございます。そこで、我が飯島町も世界でここだけミヤマシジミを柱とした、仮称ですが飯島町生物多様性地域戦略というものの策定を進めたらどうかなあというふうに感じておりました。以後、この仮称っていうのはちょっと省いて発言させていただきますが、生物多様性地域戦略の策定について町長の所見をお伺いいたします。
町 長		お答えいたします。ミヤマシジミは、日本各地で急激に姿を消し絶滅危惧種に指定されているチョウチョウ——小さなチョウチョウです。でございますが、飯島町では野生

のミヤマシジミが広く生息しており、世界でここだけと言っても過言ではない状況であると東京大学の先生もおっしゃっておったところでございます。町は、平成30年8月に東京大学農学生命学科研究家と上伊那農業協同組合との間で連携協定を結びまして、ミヤマシジミとソバの結実の研究に取り組んでもらってございました。現在、3年間の協定期間の満了を前に、新たな連携協定の締結に向けて検討しているところでございます。御提案の戦略の件につきましては、生物多様性基本法に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的に、都道府県及び市町村が定めることができる計画でございます。ミヤマシジミだけでなく、多様な生物が生息する自然豊かな飯島町を将来に引き継いでいく、こういうことはまちづくりとして大切な考えであり、今まさに当町が進めております環境循環ライフ構想の考え方に含んでいるものでございます。先日のむら夢楽塾におきましては、この豊かな自然の中で絶滅危惧種が飯島町に生息している、そのこと自体、非常に飯島町の自然の魅力を発信するものでございまして、今後の農業にそういったブランドを加味する戦略として非常に有効かなというふうに思っております。この協定が今後も継続されていかれますので、大きな成果を期待しているところでございます。

久保島議員 町長、そうしますと、今後、生物多様性地域戦略というのを改めて策定するというのではなくて、今の状況の中で進めたいということに受け取ってもよろしいんですか。

町 長 環境循環ライフ構想という大きなプロジェクトは、どーんと6次総の中で10年を目途に進められていきます。その自然を維持する——あるいはミヤマシジミだけじゃなくてアサギマダラなどもございます。そういったものも含めて地域の人たちが関心を持って育てていくということが大きな柱の中の1つの行動となっていくだろうと思います。そのときに必要であれば、そういった政府の1つの枠の中での表現も必要かなというふうに思っております。

久保島議員 私は、環境循環ライフ構想は生物多様性地域戦略の中の一部だというふうに思っているんですね。生物多様性地域戦略のほうがもっと大きくて包括的なものであるというふうな捉え方をしているので、そこところがちょっと違うんですね。そのところでちょっとお話を進めていきたいと思います。

1—2に入ります。町長は飯島流ワーケーションの意義づけの中で——私から言わせてもらおうと後からじゃんけんみたいな形で環境循環ライフ構想なるものが出てきたというふうにどうも見えてしまっているんですね。しかし、それを出してくるのであれば、今お話ししましたように前提として生物多様性地域戦略がなくてはならないんじゃないのかなというふうに私は考えているんです。その中に環境循環ライフ構想というのが位置づけになっていかなきゃいけないと。前提や根拠が明らかにされていないと言葉だけが踊ってしまうねというふうにちょっと感じるんですね。まずは飯島町の生物多様性地域戦略を策定し、その実践行動として位置づけて環境循環ライフ構想を打ち出すというふうにしたほうがよかったんじゃないのかなというふうに私は思っているんです。そうすると、そのほうが説得力がある。突発的な事業というふうにも見えたものなんです。それに思いつきで合わせたように見えちゃうんで、これはまずいよね。ミヤマ

シジミを代表とする自然保護ってということが町の大きな前提にあって、人々がお互いにいたわりつつ健やかに暮らせるまちづくりっていうのがあるんだと、その中で英知を出し、力を出し合い、そして理想郷をつくっていきましょうよってというのが生物多様性地域戦略の中に含まれてくるんじゃないか、その中の戦略の1つとして環境循環ライフ構想っていうのが入ってくるっていうふうに思ってしまったんですね。町長のおっしゃっていることは、私は方向性は違ってないと思うんです。ただ、順番が違うんじゃないのかと、私的にはそう思っていると。まずは、飯島町の生物多様性地域戦略、これを策定し、その行動指針、また戦略の1つとして環境循環ライフ構想を位置づけるということにしたらどうかなあというふうに思うんですが、町長の所見はいかがでしょうか。

町 長

考え方が全く逆でございます。もっと大きな捉え方を私はしています。町の魅力、どういう方向に進めたいですか、どんな町にしたいですかという町民への問いかけに対して、飯島町の自然、その中での暮らし、これをずっと維持してほしい、逆にそれを売りにしてほしいということなんですね。自然の中での暮らし、その中のゆったりと流れる時間、その自然の恩恵を受けているという思いの中で、この自然の環境で得られるもの——1つ具体的な話をしますと、「信州いいじま ふたつのアルプスが見えるまち」というのが以前の飯島町の5次総の向こう10年間を目標とするテーマ、キャッチフレーズでございました。ふたつのアルプスが見えるまち、このキャッチフレーズの中身は受動的で、そこから行動というものが出てきていない。この豊かな自然というものを、我々がその中で暮らしている暮らしというものを発信していかなければならない。そういった部分で自然エネルギーを活用したり、それから得られる熱源で農業をしたり、これはハード的なものです。しかし、その根底にある精神的なものは、この自然の豊かさが人間に影響を及ぼす癒やし、熟成、スローライフ、これが核になっている精神的なものである。そういう大きな自然を捉えた中でのまちづくりの基本計画を立てていきたいということです。その中の一部でミヤマシジミをちゃんと生息させて、こういう自然なんですよということが発信できる1つのネタ、種、理由になっているわけですね。そういう部分で使われますから、環境循環ライフ構想というのは、大きな飯島町の特徴を捉えた中で、その部分の中でいろいろの事業を展開していくということでございます。そのように考えていただければありがたいなというふうに思っております。

久保島議員

町長、それは違いますよ。だって、環境循環ライフ構想の中で水力発電、バイオマス発電、バイオマス発電から出てきた廃熱利用、それに——循環しているのかなって私は考えているんですが、ワーケーション事業、これが飯島町の大きなものだっていうのは、それはおかしいじゃないですか。大きく包括しているものは生物多様性。これは人間も自然も——ミヤマシジミだけじゃない。ミヤマシジミは代表されるものなんですよ。ミヤマシジミだけじゃなくて、いろんな生物が共生していく、そういう自然豊かな暮らしのあるスローライフ、そういう飯島町ってのが——だから、町長のおっしゃっているのがそのままじゃないですか、生物多様性っていうのは。だから、そこは私の言っているほうが正しいんだと思いますよ。答えを求めないで次へ行っちゃいますけれども。

1—3に入ります。先ほどもちょっと触れましたけれども、飯島流ワーケーションが

どう考えても環境循環ライフ構想の中で異質なものだというふうに思っています。私はワーケーションに反対しているわけじゃありません。ワーケーションが循環の中でどんな役割を果たしているのかというのが、むしろ出てきていない。これを少し位置づけると、生物多様性地域戦略の中でのPR効果、例えば都市との交流、イメージアップっていうものにワーケーションっていうものを位置づけるといことこのほうが、ワーケーションの大切な役割だったり意義だったりするものもアピールできるんじゃないかなあというふうに思います。あまりにも説得力がないですよ、その循環しているって。循環していないじゃないですか。廃熱利用の農業アグリイノベーション 2030 からワーケーションにどうつながっていくのか、そのワーケーションがどう水力発電やバイオマス発電につながっていくのかっていうのが全然見えていない。そうじゃなくて、大事な戦略なんだけど、そこは位置づけが違いますよって私は思うんですね。水力発電は県の企業局がやる、バイオマス発電は町外の大手企業が行う、町の自前の事業じゃないので町がいろいろ言う手だてもないし、手を出すこともできない、そこが環境循環ライフ構想の中の大きなものだって言われたら、これは、町民は、いや違うでしょうっていう話になるんじゃないですか。インパクトはありますけれども、これにワーケーションを意義づけようとしたっていうふうにどうしても見えちゃうんですね。人口減少の中で、存在意義や誇りの持てる町、住んでよかった町、子育て日本一の町、いろいろ出てきますよ。それがミヤマシジミの保護を柱とした飯島町の生物多様性地域戦略っていうことにつながってくるといふふうに思うんですね。ミヤマシジミを大事にするんだから、当然住んでいる人間も大事にしますよ。その生活を守るっていうことは、人間の生活環境も守っていくっていうことですよ。これを早急に立てる必要があると——環境循環ライフ構想の位置づけをそこにちょっと落としてもいいんじゃないかなって思っているんですね。ワーケーションは環境循環ライフ構想の中からちょっと外して、生物多様性地域戦略の中の環境循環ライフ構想と同列の周知戦略、広報戦略、都市との交流っていう位置づけにすると。要するに、ワーケーションはちょっとレベルアップする、環境循環ライフ構想のほうは少し下げるといような状況で生物多様性地域戦略の中に織り込んだらよろしいかなあというふうに思いますが、この提案についてはいかがでしょうか。

町 長

環境循環ライフ構想の中の4つの柱であるワーケーション事業が環境循環ライフ構想の中の異質なものだというふうに捉えられているようでございます。我々がこの地域で享受している自然、この自然の豊かさというものを循環していこうということです。まずは、水力発電、これを自主財源にしようという動きもありました。また、森林整備をする中で森林の資源を有効活用していこうと、こういう動きもあります、この自然を使っていこう。その廃熱によって農業生産をしたり農業の生産物の加工をする。ここまでは自然を資本にしたハード的な、物質的な我々の得られる価値だと思います。大事なのは、そこで育った人たちが提供する暮らし、この暮らし、精神に入って、ようやく精神まで循環していると。我々が享受している自然の豊かさというものを、そういうハード的なものを含めて、この暮らしの中に、心の中で享受している。また、それが田舎暮らしの魅力である。そういう生活を求めて都会からも来ている。この癒やし、熟成、スローラ

イフという、今、田園回帰の時代に求められている項目、これがやっぱり自然の中で循環して心の中まで入ってきているよと、こういうことを言っているわけでございます。それを大きく捉えて、我々が受け取った自然を資本として、まちづくりの大きな道筋、フォーカスを当てて第一目標で進んでいこうよと、こういうのが環境循環ライフ構想でございまして。とっぴだ とっぴだと言いますけれども、その中で解決していく問題は、今までに我々が解決しなければならない課題を引き継いでおる、それを一度に解決しようと、いろいろな角度で解決していこうということです。詳しく申し上げますと……。お時間ありますでしょうかね。やめたほうがよろしいでしょうか。——やめろという話でございまして……。 (笑声) いや、それはね、受け継いだ1つの課題がある、これを解決していこうというために、名前は新しいですけども、課題は引き継いできているんです。それで4つに分かりやすく、町民の皆さんが1つの目標を持って進めるような形のネーミングにさせていただいたわけでございます。ワーケーションは心の部分、ソフトの部分であるということを御認識いただきたいと思います。

久保島議員

ソフトの部分なんですね。ソフトの部分で循環していくっていうのがちょっと私には理解できないんですが、町長のおっしゃることですから、分かったことにいたしましょう。

1—4に入ります。1,000ヘクタール自然共生農場づくりをテーマにしました地域複合営農への道パートⅤということで、今回またできまして、これは、私はいち早く生物多様性地域戦略の視点に立った農業地域計画であるというふうに捉えておりまして、改めて評価するものでございます。しかし、タイトルからして、どうしても複合営農というのがありますので、自然環境や我々の生活環境や希少生物との共存等の考え方が前面に打ち出されてはいないです。しかし、これは含まれています。内容は、自然保護だったり、人体への影響だったり、生活環境だったりにも及ぶものでございます。この計画は、まさに生物多様性地域戦略の一部であると、大きな柱と言ってもいいかもしれませんね。もっと言い換えれば、この地域複合営農への道をもう少し整備して生物多様性の分野とか環境の分野っていうのを充実させれば、私が言っている飯島町生物多様性地域戦略になり得るなあというふうには思っているんですね。あの立派なものについては、私はそれだけの評価をしていいというふうに思います。全国からも注目されている取組でございまして、既に誇れる、世界にも誇っていいというふうに思っていますが、地域複合営農への道を進めてきた実績と素養があるわけでございますので、比較的簡単に生物多様性地域戦略っていうのができるんじゃないかなあというふうに思いますが、地域複合営農への道パートⅤの位置づけ、この辺についてもちょっと提案しますが、いかがでしょうか。

産業振興課長

地域複合営農への道は、町の農業農村の振興計画として目指す姿と施策の展開を示した指針でございまして。この計画の中に「1000ヘクタール環境共生農場づくり」としまして「自然や生態系を生かした共生農業への取り組み」についても位置づけをしているところでございます。生物多様性地域戦略に地域複合営農への道パートⅤを位置づけてはとの御提案でございましてけれども、まさにこの計画は、今、議員おっしゃられるとおり、

久保島議員

生物多様性地域戦略の考え方、生物多様性の保全と持続可能な利用、こういったものを含めた考え方を盛り込んで計画をしているところでございます。そういったところで、この計画の中でこの取組を進めてまいりたいと思っております。

町長のおっしゃっている環境循環ライフ構想、それから地域複合営農への道パートⅤ、これがそれぞれに動き出していったら収拾がつかないじゃないですか。やっぱり、だから生物多様性地域戦略っていうことで1つにまとめて、その中の一環の活動として、実践として環境循環ライフ構想、それから農業の複合営農への道、そういうのが位置づけられると、まとまった1本の柱だなあ、計画だなあというふうに思っているんですね。そんな取組を求めていきたいというふうに思います。これは、時間がございませんので、お答えを求めないで行きます。

次に参ります。2—1でございます。町長2期目の公約でもあり、令和2年度の予算概要でも大きく扱われた目玉事業でした、いわゆるお助隊の話でございます。ここの予算が、令和2年度も実は健康福祉にあったものを社協に移しただけっていうような状況、人員についても買物支援の協力隊を1名増やすよっていうだけの話でございまして、それじゃ駄目じゃないのかっていうことを委員会では何回もお話をいたしました。年度末になって、どうなっているのかっていう話になったら、今の状況、事務事業の中で十分できているのではないかっていう町長の所見もあったということで、あれ、プラットフォームはどうなりましたかと。先ほども話がございました。プラットフォームづくりに努めていくってございましたが、これができなかったと、少なくとも方向性は見えたけどプラットフォームは立ち上がらなかった。これについては、なぜだったのか、どういう経緯だったのか、町長が既にできているものもあったよということのスタンスっていうのは、なぜそうなったのか、この辺についてお伺いいたします。

副町長

今御質問のございましたお助隊でございますけれども、議員がおっしゃるとおり町長の公約に掲げております。町では、お互いさまの地域づくりの実現を目指すということで、先ほど滝本議員さんの御質問にもございましたとおり、地域の支え合いというようなことを考えております。日常生活の中での困り事の相談を気軽に受ける窓口となるお助隊のプラットフォーム化についてやってきたわけでございます。社協のほうへ全部投げたわけではございません。この1年については、地域の状況把握や庁内の関係部署、それから社協を含めまして、地元の区会、それから公民館、そういうところに出向きましていろいろの研究をしてまいりました。議員御指摘をいただいたとおり目に見える形になっておりませんでしたので、今まで町の中で様々な会議を重ねてきた中で、様々なサポーター活動や先ほどございました生活支援サポーターだとか、それから、広く言えばひきこもりの支援員とか、そういうものもございます。そういうもの、今までやってきたもののものを全部整理して、一応関連づけていこうという趣旨で今動いておりまして、グループ活動、地域づくり団体、それから地域で身近なものと言えば区ですとか自治会というふうになるんだと思いますけれども、そういうところを関連づけてお助隊とつながるものをつくっていききたい、ネットワークづくりをしてプラットフォームを置いていくというふうに考えてございます。地区にあるごみ出し支援の地域の人です

とか、それから生活支援サポーターをやっていただけの方、そういうものがもう既にそこに存在しているわけでございまして、町長がいうお助隊というのはそのものをつなげていくということでございまして、令和3年度におきましてはプラットフォームとネットワークづくりについて具体的になるように進めてまいりたいというふうに思います。詳しい経過につきましては担当課長のほうから説明させていただきたいと思います。

健康福祉課長

お助隊についてでございます。今年度は、高齢者の生活支援を中心に進めるべく、地域の状況の把握、現状分析、関係部署との協議などを行ってまいりました。今年度の活動を通して、飯島には地区や自治会、近くに住む家族等の支援、助け合い、支え合い、見守りがまだまだあり、また高齢者の方々の工夫により暮らしが成り立っていることが見えてまいりました。また、地域や個人によっての違いが大きいことも分かってまいりました。このようなことから、今、飯島に現存するお互いさまの暮らしを大切にしながら飯島町のお助隊を創出していくことが重要であると再認識したところでございます。今後は、地道な取組を続けてまいりまして、町の皆様に飯島にある様々なお互いさまの暮らしをお伝えしたり、つなげたりして、お助隊の姿が見える形になるように取り組んでまいりたいと思っております。この取組が仕組みとして動き出し、長く続くためには、やはり町の皆様お一人お一人の取組やお力添えを何よりお願いいたすところでございます。また、自分にできることはもとより、頼みたいことについても、ぜひお気軽に声をかけていただきたいなというふうに考えているところでございます。

久保島議員

まさしくお助隊っていうのはお互いさまっていうことの延長なんだろうというふうに思います。

2—2に入ります。私たちの社会文教委員会は、一昨年になりますけれども、静岡県の掛川市へ視察に行つてまいりました。掛川市は、生涯学習はまちづくりっていうのを大前提に実践、行っております。掛川市は地域総合計画を地域ごとに課題に即して策定して、まちづくりの発表会や事例集やなんかも発行していると、その中の1つに何でも手伝い隊っていうシステムを構築している地域がございます。これは、安価な作業手当て、助けたい、助けられたいということで実践している。これは高齢者支援に限ったことじゃございません。子育て支援だったり、家事だったり、趣味だったり、いろんなところの広範囲のものについて対応している。公的サービスや各種の支援でははさまにある、間にある、そうしたちょっとした困り事、そこを住民同士で助け合いましょうというのがボランティア活動で行われていると。こうした計画が進められているのも、ボランティアが集まってくるのも、掛川市が長年取り組んできた生涯学習はまちづくりっていう理念に基づいた人づくりができていからなんですね。以前にも提案しましたが、お助隊を構築するには、近道は、生涯学習においてまちづくり、人づくりを観点とした大人の学びの場、これが必要なんですよ。助けを受けるほうも助けるほうも、そんな大げさなことじゃないんだよという意義づけ、それが大切だというふうに思います。町民のスキル向上とスタンスの向上、この辺をやるために——また仮称ですが、私が名前をつけましたが、いいじま大学っていうようなものを再度提案したいというふうに思いますが、このような考え方について——これは教育委員会レベルじゃなくてまちづく

町 長

りのスタンスでやっていただきたいというように思いますが、お考えはいかがでしょうか。

久保島議員

お互いさまの社会ですから、いいじま大学とか、そういう格式を持ったハードルの高い助け合いではなくて、気軽に身近で助けられる、そういったことを望んでいるわけでございます。ハードルを上げたくありません。

ハードルを上げろって言っているんじゃないんですよ。人づくりをしましょうって言っているんですよ。それをするには、自分で人の助けを受け入れられるっていう体質づくり、それが必要なんですね。そこをしないと、人の助けは受けたくないっていう僕みたいなプライドの高い（笑声）わがままな老人になっていって、誰も助けてくれないんですよ。私が助けてくださいなんてなかなか言えない。でも、それは違うんだと、私のレベルアップもしなきゃいけないし、助けるのも助けられるのも、それは人づくりだというふうに思うんですね。そこは、今後の課題としてぜひ取り組んでいただきたいというふうに申しておきます。別にハードルを上げろって言っているんじゃないですよ。身近な人づくりをしましょうねっていうことでございます。

時間がございませんので3に入ります。

3－1、私、昨年3月に——新型コロナ感染症がこれほど蔓延するとは思いませんでしたけれども、これからは非接触も念頭に置いたチャットボットやLINEを活用したAIのQ&Aシステム、この辺の構築を急ぐ必要がありますよ、その際には専門分野である情報戦略課——また仮称で申し訳ございませんが、それを提案しました。町長も、いずれそうしたときが来るかもしれないねっていうふうにお答えになりました。しかし、令和3年度の来年度の組織変更には含まれておりません。いや、遅れていたなあと思ったのに、また遅れちゃうなあというふうにちょっと心配しているんですね。コロナ禍にあって、行政への問合せとか簡単な手続とかを非接触でできるAIやネットで済ませたいと思っている人が多く出現したというふうに思っています。今後、またワクチン接種ってなれば、案内とか問合せとか、いろんなことで大変になってきますよ。窓口は混乱する。窓口対応には限界がありますので、待ち時間や長時間化で3密になることはやむを得ないっていうふうになっているのか。いや、心配されますね。ワクチン接種対策の人員も2名ということでございますけれども、窓口の対応をその2名でするわけにはいきませんので、これは簡単なことじゃないなあというふうに、想像するだけでもぞっとしてくるんですね。最小限の窓口対応は問合せや申込みについてAIやチャットボットに対応させる、そこを研究して構築していく専門分野が必要ではありませんでしたか？今後もこうした住民サービスが不可欠になってくると思います。先ほど、町長も行政の手続等についてオンライン化を進めたいというふうに考えているところだということでございますけれども、それをするに当たっても、やっぱりこれは専門分野が必要じゃないかなあというふうに思いますが、この専門部署についてのお考えをお伺いいたします。

副 町 長

行政窓口のAI化ということだと思います。コロナ対策という面もございましてけれども、住民サービスの向上や行政のデジタル化の面からも進めていかなければならない課題だと捉えております。一方、当町は9,000人規模でございましてけれども、顔の見える

親切的な対応も行政としては失ってはならないと、みんな顔を知っているという、そういう町かなあというふうに考えておりました、そういう部分も大切だというふうに思っております。AIの導入につきましては、今後検討して研究をしていく対象としなきゃならんというふうに思っております。予算等には見えておりませんが、研究する職員だとか、それから情報関係の職員もおりますけれども、まず手始めはそこら辺かなというふうに考えておりました——ただ、これをやるについては、導入のリスク、それからお金も大変かかってまいります。ちょっくらちょいにはいかないなというふうに思っております、長野県自体も研究を進めておりますし、それから市町村、広域でも研究を進めてきておりますので、今後はそういう面からできるだけ安価な共同調達をというふうに進めまいりたいというふうに考えておりました、その研究も令和3年度には当然、今は見えておりませんが入ってくるんじゃないかなあというふうに思っております。それから、ワクチン接種につきましては、2名というお話がございましたが、今のところ健康福祉課の保健医療係のところで対応しておりますので、専門家を含めて2名、事務屋だけでまいりますと5名ぐらいの体制にはなるかなあというふうに思っております。ただし、そこんところは情報がまだなかなか入ってこないという状況がございますので、その状況に合わせて体制づくりはしなきゃならんかなあというふうに考えておりますので、役場一丸となって対応していくということになるのかなあというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

久保島議員

今、結構安い単価でチャットボットなんかを運用しているところもございます。これはあまり特注的なものじゃなくて、どこでも共通しているものなので、そんなに高額なシステムを入れなくても、よくシステム会社にあれすると何百万円も請求されますけれども、じゃなくて、研究すれば安価で提供してくれる業者もいるということでございますので、そこは研究していただきたいなあというふうに思っています。

3—2に入ります。農業機械のGPSの自動運転っていうのがいち早く稼働しそうでございます。全国的にも注目されそうでございます、これは面白いなと思って見えています。素人考えなんです、飯島町を包括するアンテナが何か所か立つはずでございますので、これに何かをくっつければ町民の通信環境に有効利用できるんじゃないかなっていうことを思ったんですね、これは全然知識がありませんので分かりませんが。そのアンテナを利用して、例えば町民だけWi-Fiフリーとかになったら、これはいいと思いませんか。基地局ができるわけですので、何らかの方法があるんじゃないかなあと、その辺のカバーの範囲とか能力とか、農業以外にどんなことに使えるのかっていうことを早急に研究し、利活用を何か考える必要があると。現在は、この施設は農業施設になりますので農政系の業務となっていて、例えば町民福祉のこととか、定住促進とか、災害の関係とかっていうことには及べない、所管外ですから手が及ばないっていうことになってしまいます。そうすると、ここを一括で包括して、せっかくこんな基地アンテナができるんだから何かにうまく活用できないのかなっていうふうに考える部署が必要だっていうふうに思ったんですね。そこで、先ほど私の言った情報戦略課っていうのがあれば、そこで総合一括して利活用について考えたらどうかっていうふうに思ってい

産業振興課長

るんですね。現在、この基地局が農業以外でどのように活用できるかっていうのを検討されているのか、またそんな部署があるのか、お聞きいたします。

現在、飯島町農業再生協議会によりまして令和3年度からの運用開始に向けて基地局の設置が進められているところでございます。アンテナにつきましては、役場庁舎に1か所設置するのみでございます。この基地局の役割でございますけれども、農業機械等の自動操舵に必要な位置情報の補正データをインターネット経由で配信するものでございます。具体的には、通常のGPSを搭載しました農業機械の位置情報につきましては数メートルの誤差がありますけれども、基地局からの補正データを受信することによりまして誤差2センチ程度まで精度が高まるというものでございます。これによりまして、より精密な自動操舵等が可能となり、農作業の負担軽減が図られるものと期待しているところでございます。また、有効範囲につきましては飯島町全域としておりまして、理論的には半径20キロメートルの範囲をカバーすると言われております。なお、この基地局は一般的にいうWi-Fiスポットといった機能に対応しているものではありません。現在のところスマート農業のための利用を想定しており、準備を進めているところでございますが、今後につきましては庁内を横断的に情報共有しまして多用途での利活用についても随時研究をしてみたいと思っているところでございます。

久保島議員

そうすると、農政係でもって多方面への利用っていうことを考えているということでございますか。

産業振興課長

現状は農政係所管しておりますので、現状はそういう形でございますが、今後検討を進めていく中では、またそういった分野、専門分野というかも必要かと考えております。

久保島議員

ぜひ、これが有効に活用されるということを求めておきます。

それでは最後に参ります。3—3でございます。また農政係の話になってしまいますが、飯島町営農センターがLINEの公式アカウントを2020年の12月1日から本格稼働いたしました。さすが営農センター長 竹澤さんの意向かなあと思って敬意を申し上げるところでございます。元旦の朝にはセンター長の挨拶ってというのが動画配信されて——これは自動的に配信されたわけでございます。これも拝見させていただきました。そのほか、この中には、助成金の話とか補助金の情報とか、いろんなものが流れてきている、そこに対して反応をしているわけですね。問合せがあるということでございます。LINEの利点ってというのは、やっぱり登録した人に関連の情報を限定的に流すってということなんですね。要するに、インターネットと違って全部に公開するわけじゃないので、その点が非常にメリットも大きいと。LINEと提携しているのでLINEワークスってというのがあるんですね。これを使いますと、見た人、見ない人ってというのがチェックできる、ホームページと違って流しっ放しじゃなくて、その反応を見られるってということで、非常に有効だと思っています。この取組は非常に評価したい。これを活用すれば、住民の安全・安心のために住民福祉の向上という点からも使えるんじゃないかなっていうふうに思うんですね。例えば住民税務課、健康福祉課でLINEの活用をして情報を流す、そして見たかどうかを確認していくってということが可能になってくる。LINEの公式アカウントってというのは行政だと比較的取りやすいんですね。我々がや

ろうと思うとなかなかハードルが高いんですが、行政サイドだと非常に取りやすいので、これは有効活用すべきだなあというふうに思っているんですね。例えばこの活用で、ある福祉団体なんですけど、そこでは利用者の状況や体調などを管理して、ヘルパーとか医師とか施設で一気に共有できるんです。だから文書によって引継ぎしなくても、担当の変更があっても大丈夫、症状がもし悪ければ医者にすぐ連絡する、医者がすぐ対応するっていうことができるっていうことで、非常にタイムリーな活用ができるっていうことで、非常に注目されているんですね。これが住民の福祉とか、それから健康管理に活用できれば、これは非常にありがたいシステムだなあというふうに思うんですね。まずは身近な住民税務課と健康福祉課で取り組むことを求めていると思います。まず公式アカウントを取得して、それから情報発信をするということから始めたらどうかなあというふうに思うんですね、LINEワークスも使って。営農センターも今後LINEワークスを使ってさらなるお手本を示していただきたいなあというふうに思うんですね。今後の先進的な取組ってものを求めていくところでございます。その後、だんだんに各課へ広げていくということにしていってほしいと思いますね。大手のIT会社にこれを発注すると多額なシステム料がかかりますので、町組織の中でお互いに指導したり助言し合ったりしていく部署があれば——これを得意としている職員がいるはずなんですね。ですから、その方々の力を借りて、また、そうした先ほども申し上げました部署をつくって、ぜひともLINEを取り入れたらどうかと、これがデジタル化の第一歩になるんじゃないかなあというふうに思うんですが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。時間もありませんので、お答えをいただいて終わりにしたいと思います。

総務課長

住民税務課や健康福祉課からということで特定の課の名前が出ましたけれども、情報担当ということで、総務課で一括して町の考え方のお答えをさせていただきたいと思います。現在、町からの情報発信の手段としましては、広報紙、ホームページ、行政無線、いいちゃんメール、CEKの文字放送、音声告知、こんなのを使いまして広く町民の皆さんに情報を発信しているというところでございます。それぞれの部署でも、どのような方法で、どのような人に向けて、どのような情報の発信を行っていくか、こういうことを検討していかなくちゃいけない、その上で、今御提案いただきましたLINEも含めまして、新しい情報ルールを研究、検討を進めていく必要があるというふうに思っております。現在のところ、県でも今年度からLINEの公式アカウントツール、この共同調達を検討しておりますので、その動きも注視するとともに、先ほども申し上げましたが、それぞれの各課等において、導入のメリット、またデメリットもあろうかと思えますので、その辺を整理する中で検討を進めていかなければならないなあというふうに思っています。現在考えている課題としましては、導入後の職員の業務量の増、またランニングコスト、それから個人情報の管理の問題、それからLINEの機能はいろいろございますので、そういったものの把握、こういうものもしっかりしながら、有効にこういったものも今後使っていかなきゃいけないなあというふうに思っております。よろしくをお願いします。

久保島議員

終わります。

議 長	ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。
休 憩	午前 1 1 時 3 6 分
再 開	午後 1 時 3 0 分
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
5 番	5 番 橋場みどり議員。
橋場議員	それでは、通告に従いまして質問いたします。今回は 2 件の質問をいたします。最初に「買い物支援について」の質問です。 1—1、買物支援の取組、田切の里購買車、A コープ宅配の現状をお聞きしますということで、田切の里には購買車が動いておりまして、ところが、これも今までは来ていてくれたんですが「この頃来てくれんに。」っていうようなお話もあります。A コープでは宅配サービスによりお客様が増えてきたといううれしいお話も聞いております。その中で、それぞれの現状はどうなのかお聞きしたいと思います。
町 長	お答えいたします。買物支援についての御質問でございます。町の誰もが安心して地域で生活していくためには、買物や通院などの外出、掃除、ごみ出しなどの日常生活の支援が重要になってきております。御質問の買物支援につきましては、町では、今年度より地域おこし協力隊を配置し、高齢者等の買物支援対策事業を行っております。また、田切の里の移動販売車も運行しているところでございます。こういう状況でございますけれども、詳細につきましては担当課長より説明させていただきます。
健康福祉課長	まず初めに、地域おこし協力隊によります高齢者等を中心とした買物支援についての状況でございます。こちらのほうの事業については、A コープ飯島店を拠点に事業を進めているところでございます。電話、ファクスで注文を受け配達する戸別宅配で行っておりまして、高齢者等の集まりですとか介護支援専門員などへの周知を行い、現在、利用者も徐々に増えているところでございます。事業につきましては、A コープ飯島店さんとも打合せを行いながら、また宅配をしている中で心配になった方だとかは地域包括支援センター等々とも情報を共有して事業のほうを進めている状況でございます。今後につきましても支援が必要な方に利用をしていただけるように研究をしてまいりたいと思っているところでございます。
産業振興課長	それでは、田切の里の移動販売車の状況を少し御説明申し上げます。現在、週に 1 回のペースで地域内を巡回させていただいておりまして、自治会の集会所や事業所などを中心に町内で 26 か所を巡回しているところでございます。先ほど最近来てくれないというようなお話もございましたが、地域の皆さんの声、要望等をお聞きしながら順次場所等も変わっているかとも思いますが、またこの 3 月には変更を予定しているというのもお聞きしているところでございます。
橋場議員	お聞きをいたしました。

1—2の質問に行きますが、とくし丸が駒ヶ根地区を訪問エリアにするということで田切の里のほうに御挨拶に行ったというようなお話がございましたので、その影響もあると思いますので、その件についてお聞きいたします。とくし丸というのは、テレビでも御存じかと思いますが、皆様のところにもちょっとお配りしてありますが、（チラシ掲示）こういうチラシですね。これがこの3月には駒ヶ根地域にもう配られているかと思います。とくし丸というのは、軽トラックに約400品目、1,200～1,500品の商品を積み込んでおり、家の前で見て買います。しかも冷蔵庫つきですから、生鮮食品が欲しいという希望もかなえられるということです。週に2日、おうちの前で買えます。欲しいものがあれば、注文しておきますと次のときに持ってきてくれる小さな動くスーパーです。現物を見て、触って、感じて、また言葉を交わして買物ができる、本当に小さな動くスーパーです。買物っていうのは、私たちの生活の中でお楽しみの1つです。この動くスーパーとくし丸を株式会社ニシザワが、最初、2015年、辰野町全域に入れました。その後、訪問エリアを拡大し、伊那市長谷地区・高遠地区、箕輪町地区、南箕輪地区、宮田地区と拡大してきました。そして、とうとう今年3月です。ニシザワ福岡食彩館が駒ヶ根地区を訪問エリアにします。そこまで来るのであればということで、飯島町からもとくし丸に来てほしいという電話があるそうで、担当者の方は、声がかかれば行かないわけにはいかないと、そういうふうに言っておられました。そんなわけで、飯島でも声がかかれば行かなければいけないのでということで、田切の里にも御挨拶があったようです。既に、田切の里では脅威になってしまうと、Aコープでは、話はないけれども、宅配でせつかくお客さんが増えてきているのに脅威になると心配をしています。そこで、その対策は取られているのかっていうことでお聞きいたします。

産業振興課長

とくし丸の運行によりまして、道の駅田切の里またはAコープ等への影響が心配されるところではございます。買物弱者と呼ばれる皆さん、地域住民の立場からしますと、買物方法の選択肢が増えて利便性が向上するということにもなりますけれども、道の駅やAコープとすれば心配をするところではございます。道の駅田切の里によります移動販売車の目的でございすけれども、地域の買物弱者を支援するものであるのが目的でございまして、経営を追求していくというところではございせんけれども、今後は、ECサイトの構築によるインターネットの注文や高齢者世帯の効率的な巡回方法の研究など、利用者の皆さんの利便性の向上と、これまで以上に地域の皆様に利用していただけるような検討をしてみたいというふうに思っているところでございます。

橋場議員

健康福祉課のほうではどうでしょうか。このお話を聞いたときに、すぐ健康福祉課のほうへお聞きしに行きましたけれども、そのときには、まだ具体的なことは何も考えていないということでありました。その後、何か動きがあったかどうか。

健康福祉課長

健康福祉課のサイドで言いますと、やはり買物支援というような中で、支援に関するサービスにつながる部分が幾つもあるっていう部分については住民サービスの向上につながるのかなあと思う点でございます。ただ、Aコープ飯島店さんの経営については、またお店のほうで考えられていることもあろうかと思いますが、具体的に買物支援に係る事業への影響ということは想定していなかったところでございます。

橋場議員	想定がないっていうのもおかしいような気がします。それから、産業振興課のほうでも田切の里は利益を追求するものではないというふうに言われますけれども、とくし丸も、そういうところもありますけれども、地域のためにということで地域の見守りも含めた中で確実に利益も上げながらそういうことをやっているわけですね。田切の里においても、利益を上げないということは、それはないと思うんですけども、利益を上げなければ田切の里でも運営がしていけなくなるんじゃないかと思うんですけども、それは、全くもう利益には町は関与しない——関与しなくて当たり前なのか分かりませんが、関与していかないということに取れるんですが、そうなんでしょうか。
産業振興課長	今、議員さんおっしゃるとおりでございますが、そういった福祉の面もあり、やっているということは御理解いただきたいということでございます。当然、一法人で経営していただいておりますので、利益を追求していただくのは大事なことも思っております。
橋場議員	じゃあ、ちょっと1—3のほうにもう行っちゃいますけれど、田切の里の購買車運行の前に、移動購買車の参考としてとくし丸のほうに調査に行ったと聞いているんですね。その調査に行かれたのは商工係の方のお名前しか聞いていないんですけども、その方たちも行っているんですよ、商工係も。今回とくし丸が来るということについてお聞きしに行ったときには、商工係でもそのことを聞いていない、健康福祉課でもまだ特別なことはしない、産業振興課のほうではいろいろ考えているということをお聞きしました。ここで言っているのかどうか分からないんですけども、タブレットを使つての買物をするを考えているというようなことをお聞きしました。ちょっと変だなって思うんですよ。そこまで事前の調査をしているのであれば——とくし丸っていうのは本当に、何ですかね、地域のため買物弱者のためということがいっぱい詰まった車なんです。そういうことをしっかりと聞きし、また、どこでしたっけねあれは、大鹿でしたかね、大鹿のほうまで見に行っておられるというふうに聞いております。それなのに、だったら、なぜそれを持ち帰ってきたときに同じテーブルでそのことをお話しされて、じゃあこれからの運営に当たりどうやっていこうとか、とくし丸のいっぱい、本当にいっぱいあるノウハウをなぜ活用していこうという取組がなされなかったのか、そこが大変不思議なんです。何のためにとくし丸の事前調査に行かれたのか。どことどこが行かれたのか知りませんが、商工係が行かれたのであれば商工係で真剣に考えていただいたと思うんです。でも、肝腎のとくし丸が入ってくるんですよというお話は、商工係のほうでは聞いておられなかった。農政係のほうでそういうお話をしますと、確かに福祉のほうだから、それは健康福祉課のほうだと、福祉課のほうでAコープのことはやることだと。じゃあ、こちらの農政係のほうでは今タブレットでやることを考えていると。商工係は、絡むのか絡まないのか分かりませんが、何のお話も聞いていない。おかしいですよ。何かばらばらですよ。そこまで事前調査をしておきながらそういう状況で、田切の里は、今、冷蔵庫もない車で、商品数も少ない、そんな車で歩いているわけですよ。それでも買物弱者、車に乗れない方たちにとっては大変ありがたい車です。なぜそういうノウハウを生かされなかったのか、そのところを田切の里担当、

産業振興課長

それから福祉担当のほうはこういうふうにお考えになっていたのか、お聞きします。

田切の里では、高齢者の独り暮らし世帯に対します食料品、生活用品の宅配や給食、御用聞きサービスなどを行いまして、高齢者をサポートすることを目的に平成 28 年 7 月末から移動販売事業をスタートしているところでございます。始まった当初は近隣でも移動販売の事例は少ない状況でございましたので、過去には J Aで行ってございました移動販売、またコンビニエンスストアの移動販売を参考に研究を行い、とくし丸が近隣で事業を行う前から開業したところでございます。その後、平成 30 年 6 月に伊那市高遠でとくし丸の視察を行っており、当社の事例も参考にさせていただいているところでございます。現在は、福祉サイドとの連携によりまして高齢者世帯の情報をマッピングしまして効率的な巡回方法の研究を行い、引き続き御用聞きのサービスも並行し細かな需要にも応えるなど、目的は地域貢献事業と捉えてこの事業を行っていくといったところでございます。当時、とくし丸の研究に行きまして、とくし丸は、今お話ありましたとおり宅配、御自宅の先まで行ってという形の販売方法です。ですが、移動販売車、田切の里で行っておりますものにつきましては集会所等での販売というようなことでして、そういったところのメリットもあろうかと思っております。そこまで外出されてきまして買物をされるっていうことも 1 つでしょうし、そういった場所で近隣の方とお会いしながらお話をして情報交換するなり、安否確認をするなり、そういったことも田切の移動販売車のメリットの 1 つかと考えているところでありまして、そういったところは、また取組を進めてまいりたいと思っております。各課連携の情報共有等の話ですが、とくし丸の今回のお話で商工係、農政係、福祉のほうの関係等、いろいろお話いただきましたが、どのタイミングでのお話かっていうのがちょっとはつきりと分からない部分もございますけれども、確かに情報が行き届いていなかった部分もあるのかと思いますが、先日、とくし丸のマネージャーさんに来ていただいて、お話もそれぞれの担当が一緒に聞いておりまして、その中で、また今後のことにつきましても検討を深めていくといったことは確認をしたところでございます。

健康福祉課長

地域おこし協力隊による買物支援の事業につきましての発端は、実は、とくし丸云々というわけではなくて、A コープ飯島店さんが事業を行う中で、やはり高齢者等々への支援っていう部分をもっとやっぱり充実させたいというお店側の意向もありまして、そこにやはり買物支援という部分が合わさって、協力隊を配置して支援を進めたいというような経過もございます。今回のとくし丸さんのほうのサービスにつきましては、健康福祉課、福祉のサイドで見ますと、やはり行き届かないところへの支援の 1 つにはなるのかなというふうに私は考えております。

橋場議員

行き届かないところへの支援、それから産業振興課のほうでも今後とくし丸のマネージャーさんのお話も聞いて検討をされるということなんですけれども、それぞれの課の役割としては分かるんです。それぞれの役割の中でやられているっていうのは分かるんですが、今度のように、じゃあ、とくし丸が飯島町にも入ってくるというようなことになれば、当然その運営にも影響が出てくるっていうことは分かりますよね。田切の里の購買車は冷蔵庫もなくて生鮮食品もないという課題がある、商品数も少ない。A コープの

ほうでも、確かに宅配では増えているけれども、それ以上あまり、近隣の動ける方たちは本当に必要なときに必要なものを買に行くぐらいの程度だというふうには感じているんですね。そうしますと、とくし丸が入ってきますと、その両方の課題的なものが、とくし丸のノウハウを使えば、じゃあ田切の購買車はAコープと提携をしてAコープの委託販売をする、Aコープではそういう車がないのでできない、だとしたら田切の購買車にできない部分をやっていただく、そういうことができれば田切の里も助かる、Aコープも助かるというふうに私は考えたんですけども、そういうとくし丸のいいところを積み込んだものを、飯島でそういうような車にはできなかったのか、それはなぜなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

産業振興課長

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、とくし丸の始まる前に移動購買車のほうは購入してあったというふうに思っております。今の状況では、移動販売については田切の里のほうでやりまして、宅配については農協さん、Aコープのほうでやるというようなことで、一応そういったすみ分けをしながらやっているというふうに考えておるところでございます。また、今後につきましては、そういったいい例もございますし、今の課題もございますので、また随時検討しながら、いい方向になるようにしてまいりたいというふうに思っております。

橋場議員

今、車の購入の前だったというふうに言われましたけど、別に車の購入は前でも後でもいいんですよ。ただ、そのノウハウを聞いたときに、これはうちの町に使えるだろうという部分があったんならば、それをなぜ使うことができないのかということなんです。いいものがあれば即取り入れて使っていくというのがやっぱり住民の困っている方たちのためだと思うんですけども、そういうすぐに取り組んでみるとか、じゃあ、それのためにはどういう施策があるのかとか、支援ができるのかとか、そういうことに動けないんでしょうか。

産業振興課長

これにつきましては、運行していただいている事業者さん——田切の里とAコープということになるかと思いますけれども、そういったところの職員さんの体制や環境等もございますので、できること、できないことあるかと思います。そういった形に、住民の皆さんにとって使いやすいものになるように、それは随時検討していきたいと思っております。

橋場議員

その検討が遅いんですよ。もう検討していくんじゃないかと、もうこういう状況に来ているんですから、こういう状況も考えられたわけですよ。だから、その前になぜそういうことができなかったかと思うんですよ。検討、検討、検討ですよ。検討で遅れていく。課と課の連携で遅れていく。今回もそういうことが午前中の答弁の中にも出てまいりましたが、連携していく、連携、けどどこが連携しているんでしょうか、全く分からないんですよ。もっと連携していつているのであれば、その検討だってもっと早いわけですよ。早く進むんだと思います。どうか、ずっと見てきてそのところが本当に歯がゆく、また、何かうちの課はこういうことをやっている、あれはそっちだから関係ないみたいな、そういうことがお聞きする中から聞き取れるんですね。何かね、非常に寒々としたものを感じます。本当に困っている人のために考えてもらっているのかなあ

と、ただ、そこの担当課、あるいは担当する人が満足をする答えを出して、言っていることで満足しているのか、何かちょっと、きついかもしれませんが、そういうように取られてしまいます。午前中の答弁の中で総務課長さんもおっしゃっておられましたけれども、各自のやっぱり取組方だと、関わり方だということをおっしゃっておられましたけれども、本当にそうだと思うんですよ。関わられる方お一人お一人が、やっぱり困っている方、何が困っているのか、どこが困っているのか、そういうところをもう少し考えていただけたなら、こんな、いろいろお聞きしに行ったときに寒々とした気持ちになって、え、何だったのかなあっていうような気持ちで帰ることはないと思うんです。要は、田切の里にしても、やっぱりそういうことを聞いて役場のほうに連絡をしているわけですから、じゃあ連絡を受けたら、じゃあ一応聞きに行ってくださいとか、そういうことがあってもいいんじゃないかと思うんですよね。Aコープさんのほうにもそうですよ、来るっていうお話ですけども、どうですかねえぐらいのことはあってもよかったのではないのかなあっていうふうに思います。だから、せっかくとくし丸にノウハウを聞きに行った時間っていうものがもったいないんですよね。時間って本当にお金で買うことができないものですよ。1分1分過ぎていってしまう。その中には本当に大変なものが詰め込まれている場合もある、用のない人もあるかもしれない。でも、時間っていうのは本当に、何かをやるっていうときにはもう本当に足りないくらい大きな時間ですよ、1分でも1秒でも。そこをもっと有効に使ってほしいなっていうのが非常に今回のことで感じたところであります。

では次の質問に行きます。(町長「議長」と呼ぶ)

議 長
町 長

下平町長。

役場の体制の迅速さを、今、熱意を持って語られたところでございます。田切の里の移動購買車、またJAの宅配業務、そういったことは高齢化社会に向けて買物弱者のために設置したということでございます。当初は、ああ、ありがたいなあということで町民の皆さんに受け入れられて、それを続けてきたということですね。それで、これ、ちょっと世の中が変わったなというのは、このコロナの時代で人が外へ出歩かなくなったという状況の中で、ビジネスの業態が変わってきた、これは日本中どこでもそうだと思います。おうちへ届ける、こういうニーズが非常に高まってきましたね。おうちへ届けるっていう体制は今まで取れていますね。それはいいんですけども、今度は、とくし丸だけじゃなくてコンビニも宅配を考えているということです。飲食店もお店に来てくれないうから、テイクアウトとか、配達しますよと、こういうサービスに今変わってきておる。これは時代の流れだと思います。ですから、今までやってきたことがそれでいいのではなくて、今のニーズに応えられるように、迅速にその対応をしなければならない、これは事業者の努力によるものだと思いますね、基本的には。というのは、日本は市場経済ですから、あなたの会社に来てもらっては困りますよとは言えないですよ。逆に町民の皆様にとっては、ああ、そういうところで来てくれりゃ便利じゃないかというところで競争が始まっていき、そのサービスのレベルが高まっていくと、こういうことですから、基本的に競争をしなければサービスのレベルは上がらないということが前提だと思いま

す。ですから、その事業に携わっている方々は、その競争に勝つべくサービスのレベルアップをしていくという努力を日夜欠かしてはならないと思います。田切の里にしても、またＪＡにしても、そういった食に携わるお仕事をやっておられると、町民に対するサービス、これでいいのかっていうことは常に考えなきゃいけない。これは、全面的に役場ということではなくて、やっぱりその事業をやられる方は、我々も工業も常に競争の中にあるということが大前提であります。それで、今、とくし丸のノウハウを担当課が調べた、調べておったんだったらなぜそれを早く生かすように連携を取らないんだと、連携連携って言うけど全然連携が取れておらないじゃないかと、これはおっしゃられるとおり、耳が痛いですが、その部分の欠点はあるというふうに思います。常にその担当課は想像力を働かした中で次に何をしたらいいかという行動を取らなきゃならない、これは想像力を必要とする課のやっぱり使命だと思います。橋場議員がその話を訴えていったけれども、「のれんに腕押し」のように取られるような——微妙ですから、これ言い回しが違わないようにしないと、そういうむなしい気持ちになって帰られたということでございますね。反応がなかったというようなことですよね。そこら辺はしっかりと反省した中で、今後役場として、またお願いしておる田切の里、あるいはＪＡに対して——さっきのアイデアは面白いじゃないですか、じゃあ連携してやりましょうと——とくし丸の強さは、やっぱりスーパーマーケットをバックに持っていることだと思います。品ぞろえがしっかりあります。それで、例えばそこで売れ残ったものでも、生鮮食品が売れ残ったものでも、スーパーのバックヤードで今度は調理ができるんですよ、加工ができると、そういうことでロスが少ないということは利益率が上がってくると、こういうこと。だから、スーパーマーケットと移動購買車が組むということは非常にいい考え方ではないかなというふうに思います。お互いさま、田切の里にしてもＪＡにしてもいろいろのビジネスのお考えがあると思いますけれども、やっぱりそういった御提案をしていくということは大事なことかなというふうに思っております。御指摘いただきまして、ありがとうございました。

橋場議員

町長に全部言われてしまったんですけれども、事業主っていうのは、町長がおっしゃられるとおり企業努力で事業主が一生懸命やらなければならないことです。田切の里も株式会社ですので、田切の里が一生懸命企業努力をしていかなければならない、Ａコープもそうです。ですが、このように北からはとくし丸が、また南のほうからは松川のほうのファミマ号、それが七久保のほうに入りたいと虎視眈々と狙っていると、これでとくし丸が入ってきてしまうとファミマ号も当然町のほうに入ってくるだろうなということとは予想がされるわけです。そんな中ですので、早い検討をしていただかないと、本当に町の中は取り残されていってしまうのかなということがあります。それから、町長からも、新しい、コンビニでもそういう宅配便を出すというようなお話もありましたけれども、11月5日の日本経済新聞によりますと、松本市の食品スーパーデリシア、デリシアもネットスーパー事業を強化し、最寄りの店から周辺住民へ届け、顧客に密着した事業を広げるという掲載がありました。これからは町長もおっしゃられるようにいろんな形の事業が展開されてくると思います。そんな中で、飯島町が本当にそういうノウ

ハウを研究していたのであれば、本当に——何度も言って申し訳ありませんけれども、そういうノウハウを生かされなければ、今後本当に取り残されていってしまうということを非常に私は危惧をいたします。田切の里の購買車も残していかなければなりません。Aコープも町に残っていただいたんですので、これも守っていかなければならないわけです。守っていかなければならないもの、守らなければいけないものの中で、これをどうやって守っていくのか、そのところで今のようなばらばらな取組をしていては、買物弱者ばかりでなく、町内の買物客はどんどん減っていってしまうのではないかと、いうふうには私は心配をしております。その辺の対策はしっかりとお持ちであるのか、お聞きします。

産業振興課長

今おっしゃるとおり、一事業者の方としても御努力いただくということは当然ですが、町としまして、今おっしゃいますとおり支援をしていくということになります。これは、やっぱり店舗さん、特にああいった店舗さんは日々使っていただくことが大事だろうというふうに思っておりますので、地域の皆さんも、ぜひそういった形で御協力いただく、ぜひ使っていただきたいというふうに思っているところでございますし、事業者としまして努力をしていただく、また町としましてできる支援はしていくといったようなことであろうかというふうに思っているところでございます。

橋場議員

先ほども言いましたけれども、企業努力は当たり前のことです。だから、町としては、そこをどういうふうな支援とか、実際に考えていられるのかをお聞きしたいんです。

産業振興課長

町としての支援ってということになりますと、経営的な支援、いろんな環境整備の支援、そういったことが考えられるかと思いますが、直接的なそういった補助金を入れてっていうのは、基本的にはできないというふうに考えているところでございまして、それ以外にできることとすれば、町の職員と一緒に情報をいただきながら、こういった形でやっていくのがいいのか、そういったことを考えていくというところかと思っております。

橋場議員

補助金は、あれですよ、田切の里さんは株式会社ですから、補助金を入れるなんていうのはおかしい話なんですけど、一般の企業はどこからもそんな補助金なんていうものはもらえないんですから、自分で借金をして、その借金を返していくっていうことですから、そこら辺は本当に企業努力をしなければ勝って勝ち残っていくことはできないわけです。何ていうか……。そのくらいの支援ということですね。分かりました。

では1—6の質問に移ります。移動購買車の運行を考える方に対する支援のお考えがあるのかという質問に移りますけれども、先ほど町長のお話にもございましたけれども、今、本当に、このコロナ禍で商売を畳まれる方、また商売を転向される方、それがたくさん出てきております。2倍に増えているというようなことも先日のNHKニュースで言われておりましたし、その中で、さらに注目されているのがとくし丸だという報道がございました。とくし丸の場合は、株式会社ニシザワさんがこの車を準備するのに350万円かかるそうですけれども、その350万円を立て替える、金利ゼロで分割払いとして事業者を応援しております。このコロナ禍の中で、やはり飲食業とかは本当に今窮地に立っているわけなんですけれども、その方たちが、じゃあお店を畳んでキッチンカーで販売

産業振興課長

をすとか、またとくし丸のような食品を積んで販売をすとか、または何かほかの方法もあるかもしれませんが、そういうものに転換をしていくとき、ニシザワさんのように、じゃあ車代 350 万円を立て替えて、じゃあその金利もいいよ、それから、それはぼちぼち返してくれればいいよってというようなことは、それを町がやるっていうことは無理でありますし、できないことなんですけれども、そういう新たな挑戦者への応援ですとか支援を求めたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

橋場議員

移動購買者等の運行を考える方への町の支援っていうことでございますけれども、商工業振興資金の融資のメニューの中に新規開業資金っていうものがございまして、この資金では、運転資金のほか、設備資金、これにも御利用できます。限度額は 700 万円っていうことでございますが、保証料の補給と一部利子補給をしておりますので、創業者の方にとっても有効に利用していただけるものと考えております。

無理なことだとは思いますが、そういう四角四面な支援ではなくて、もう少し飯島町って温かいねって思えるような支援っていうのは何かないのかなっていうのを思うんですね。無理なことかもしれませんが、何か、ああ、飯島町って温かいんだねえ、じゃあ、外から入られてきた方も何か起業しようと思ったときに、いやあ、こんな温かい支援があるんだねって思われるような支援を何か、それこそ検討していただければなあと思います。

それでは次に移りますが、町長にお聞きします。先ほど、もう全部ほとんど町長はお答えになったのであれなんです、再確認ということでお聞きしたいと思いますけれども、最近では、買物弱者だけではなくて、スマホをかざしてお買物をする、カードでお買物をする、自動支払機でお金を払って買物をする、そういうことが増えてきまして、高齢者の方にとっては、それがとっても困ることなんです。もう買物には俺たちは行けないという声をちょいちょいお聞きします。この目まぐるしい変化の中で、ネットで買えば買える、スマホをかざせば買える、なんですけれども、日経新聞にも——いつでしたかね——昨年の 10 月 17 日の日経新聞なんですけれども、買物弱者がネットでも非常に困っていると、何が困っているかという、ちょっと押してしまうことで要らないものまで買ってしまう、たくさん買ってしまうんですね、何でこんなものが届いたのか、こんな金額になぜなったのかというような問題が今非常に、9 年間の中で 15 倍に増えているという、そういう報道もございました。そういうことの中で、町でもその辺を——多分そういうふうになっていくんだと思います。農政係のほうでもタブレットで買物をしていくようにするんだというようなお話も聞きました。なぜ農政係がそれをするのか分かりませんが、そういうようなことで、高齢者の方たちはだんだんだんだんと困ってきて、もう買物に俺たちは行けねえよなあ、行かなきゃ行けなくてしょうがねえのかなあみたいな、そういう気持ちで今いらっしゃるわけなんです、こういうことを町でも考えていただかねばならないんですけれども、町長は先を見た取組をされていく町長ですので、何かそういう先駆けたお考えをお持ちであれば、お聞きをしたいなと思います。

町 長

物販のキャッシュレス化というのは、これからどんどん進んでいくんだろうというふ

うに思います。スマホを全員が持つようになりましてお安くなりましたしね、手頃になってきております、身近になってきております。それを使つてのキャッシュレス決済、あるいはSNSを使った中での通信販売、これがどんどん利用されるというふうに思います。そこに追いついていけない高齢者の世代、一定量あると思います。やはり、その人たちに買物の仕方、スマホの使い方等の勉強会みたいなのを、やっぱりしてあげる必要があるのかなあというふうに思います。時代の流れにおいて、そういった文明を使えるような勉強会——私たちも、今、私スマホを持っていますけれども、新しいのに変えようかなと思うんですけども、新しいのに変えると、また説明書を読み直してゼロから学ばなきゃならないから面倒くさい。字を読むのが面倒くさいんですね、あれね。それよりも、隣に例えば息子、娘がおつて、こうやってやればいいのっていうことを教えてもらったほうが早い。そういう状況はやっぱりあると思いますから、今後は、そういう勉強会みたいなものは必須になってくるかもしれませんね。そういった対応をしたほうがいいと思っています。また、先ほど飯島町の移動購買、あるいは訪問販売についても何か特色をつていうふうにおっしゃいました。基本的に商売は人間商売だと思います。物を並べて売る、人がいなくてもいいっていうのはスーパーマーケットであつて、宅配する、そして、その住民の方々と会話ができる、これは人間力を問われるビジネスだと思います。飯島町で顔見知りの人のところへ、どんな趣味か、何かいろいろ知っている人のところへ行くのは非常に強い、地元はそこを生かすべきだというふうに思います。また、いろいろの自治会でいろいろの催物があります。いちいの会の集いとか、子どもたちの集いとか、そういう情報はずばっと町から届けられるわけですから、それは、いち早く先手必勝でその場所へ行ける、ピンポイントで。こういうような情報も直結しているということは、田切の里のビジネスをする方もJAのビジネスする方も、情報発信をしっかりと取っていただいて、そういう地の利を生かす、人間の利を生かすというところがここのポイントかなあというふうに思っております。お金の補助じゃない、やっぱり人間性のつながり合いだというふうに思います。あわせて、そういった新しい技術を使った中で買物ができるようなことへもチャレンジしていただく、そういった勉強をしなければならないと、このように考えております。

橋場議員

ただいまのお話の中で勉強会ということが出てきたんですが、その勉強会は、ぜひ特別な場所というか、特定の場所ではなくて、各自治会でやっていただくとか、いちいの会のようなところでやっていただくとかってしていただくと、またそこに集まってきて会話ができたりとかできますので、勉強会は、もう特別な場所ではなくて、そういう自治会なんかでやっていただけるといいのかなと思いますが、自治会の中でも使える方はいらっしゃるわけですので、そういう方にも出てきていただくと、その人たちにも俺もこういう役割があるんだということもあるので、そういうこともお願いしておきたいなと思います。

では次の質問に移ります。2の質問です。「外国籍住民の防災サポーターについて」です。これは以前に質問いたしました。外国籍住民も防災訓練の企画から参加し、地域防災の担い手であることを認識してもらって、有事には通訳をしてもらったりとかお手伝

	いをしてもらうということには若い方が多いので非常に役に立っていただけるということで、そういう提案をいたしました。町長のお答えは、どういう方法がよくて実が上がるかを含め、できれば新年度に向けて検討していきたいとのことでした。ちょうど新年度に向かうところでございますので、そのお答えを、改めてどう検討されたのかお聞きします。
総務課長	外国籍の住民の防災サポーター、これについては、町長が前回答えたとおり重要であると、有効に活用していこうということでございます。ただ、大変申し訳ありませんが、現在のところ、こういうふうにやっていこうというところを今年度中にはちょっと検討ができませんでしたので、また今後検討してまいりたいと思っております。
橋場議員	検討が長いんです。今、やっぱり午前中も言われていますが、自助・公助・共助と言われておるわけですが、今、それとともに近所力、近所が必要なときなんですね。町長もよく言われております助け合い、隣近所の助け合い、つまり近所力が必要なときなんですよ。遠くに置かれがちな外国籍の皆さんの力も非常に重要なわけですので、ぜひ新年度にはこの辺のところを早く検討していただいて、近所力の1つになるように進めていただきたいと思います。 以上で質問を終わります。
議 長 7 番	7 番 折山誠議員。
折山議員	通告の内容で質問をしてまいりますが、質問に入る前に議長に伺います。時間の配分の都合上、議長のお許しを得て質問事項2、質問事項3の順序を入れ替えて、その順に質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
議 長 折山議員	分かりました。 それでは、初めに質問事項1「新型コロナ追加経済対策を」について伺います。このところ議会報告を兼ねて多くの町民の皆さんと会話する機会が増えました。飲食店はもとより、それに伴う酒の小売、食材の卸業者、クリーニング店の苦境、原ソバ生産者は需要が見込めなくて原ソバ価格が大暴落をしております。花の生産者はイベントの中止などによりまして販売減を余儀なくされております。様々な業種が困窮していることをこのたび顕著に受け止めることができました。また、休業や営業時間短縮に伴いパート従業員などの解雇や勤務時間短縮による収入減という苦境にあえぐ皆さんがいることも分かりました。息苦しいほどの昨年から今日です。 そこで、質問要旨1―1、事業継続支援など、喫緊に連続した追加対策を求める、このことについて伺います。帝国データバンクなどの情報によれば、昨年の長野県の事業所——これは個人事業主を含めるわけなんですが、この休廃業件数は、コロナの影響により3年ぶりに1,000件を越えたそうでございます。要因の1つとしては、無理を重ねられない高齢事業主の廃業が多いそうであります。一方で、負債を伴ういわゆる倒産件数、これは減少したそうであります。その背景には国や地方自治体の支援の効果があつたんではないか、そのように分析がなされておりました。当町においても、これまで国、

県、町の支援施策により延命している事業所は多いものと思われます。しかしながら、今の実情は、冒頭申し上げましたとおり、極端な言い方をすれば、倒産ぎりぎりで耐えている中小・個人零細事業所、こういったものが結構あるんじゃないかというふうに推察されます。過日の予算の分科会の審査の中では、所管課のほうから当町においても数件の廃業っていうものがあつたと、これはコロナの影響かどうかの分析には至っていない、こういった報告もなされております。そこで、さきの補正予算で取り組まれました事業継続応援補助金の対象枠、これを酒販、衣料品、クリーニング、花屋、農業者など、飲食や運送を取り巻く業種、産業にまで拡大をして喫緊に取り組むことを求めるものであります。多くの事業主が後継者不足にも悩んでおります。新年度から町が取り組もうとしている後継者不足に悩む個人事業主と新たな後継者をつなごうとする、そういった取組も、倒産とまではいかなくても、廃業に陥ってしまうとそこから先につなぎようがございません。事業継続の早急の支援枠拡大を求めて、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 お答えいたします。1年の余続くコロナ禍の中にあつて、当町や日本を取り巻く経済の状況が非常に停滞し逼迫しておる状況は、今、議員さんからの的確に説明がありました。町としても今までいろいろな施策を講じております。町の制度資金の経営安定対策融資の拡充、これは非常に早めに打ちまして、融資制度の枠を広げ、利息を町が払うという形の中で、金融機関におかれまして非常に評価の高い施策を打たせていただきました。また、第2弾になりますけれども、くらし復興券、この事業において、地域の皆さんが地域の経営者、事業、商業、工業、医療を助けるんだということで幅広い方々に使っていただき、幅広い受皿で事業を成し遂げてきております。その他、コロナウイルスの拡大防止協力金、県と市町村が協力してその支援をしたり、キャッシュレスの消費者還元関連事業、上限15万円のコロナ対策支援補助金、換気対策などの施設整備費についての危機突破支援補助金、アルコールやマスクなどの必要な資材等購入支援金、専門家の無料相談、飲食業への事業継続のための支援金と、数々の施策を打ってまいりました。もうどんどんどんどんと打ってきていますので、喉元過ぎれば熱さを忘れるっていう状況なんですけれども、ざっと計算したところ、予算ベース、事業ベースで、健康関係で2.2億円、経済対策で4.4億円、トータル6.6億円を計上しておるところでございます。そのぐらい——町長はコロナ対策してねえじゃねえかって言われますけれども、今振り返って計算してみますと6億6,000万円のいろいろの事業費を使っておるところでございます。そこで、まだまだ緊急事態宣言を東京でやっていますし、テレビ等での自粛要請をしておりますので、なかなか経済が戻ってこない、そういう状況は認識しております。そこで、しっかりとその状況をつかむ中で、また国の3次補正等もありますので、そこら辺を目途にしっかりと追加対応をしていく準備をしておきたいと思っております。

折山議員 私は、町長はよくやってきたなという評価を後でしようと思ったんですが、自分でよくやった、人は批判するけどと（笑声）自分で言っちゃうと価値がなくなっちゃう。

質問要旨1—2、生活弱者を対象とした第3弾地域復興券事業を。今の税制や支援制

度は前年所得が算出額や支援の基準基礎となっております。しかしながら、生活に困窮している人や世帯は、前の年には収入があったかもしれないけど様々な事情の中で今収入のない方のことを申し上げているわけです。コロナ禍では、そういった人や世帯が増加していることが明白でございます。人の動きに伴う経済回復には、徐々にでありますので、まだまだ時間がかかるものと思われま。コロナの影響下で戸別の訪問に制約のあった民生委員さんの活動、これ戸別訪問できなかったと思います。今般の情勢から少しずつ動き始めることができるようになってきたのではないかとというふうに期待を申し上げますとありますし、また町の生活支援員の活動もさらに活発にしていくことも必要だと思うんですが、今のコロナ禍は、先ほど町長申されたとおり国難であると同時に、当町に起きた大災害です。有事です。あらゆるネットワークを駆使して、今困窮している町民に、今手を差し伸べる、そういった施策を求めるわけで、これまでも十分されてきていますし、なお追加のものが必要であって、第3次補正に頼ろうが頼るまいが、強くそういった政策を求めてまいります。当町では早い時期に——ここから町長聞いておってください。早い時期に他に先駆けて他自治体よりも手厚い復興券事業を行いました。その折には多くの町民の喜びの声を私自身も聞いたなあということを、今も鮮明に覚えております。即効性のある対策としては低所得世帯、生活弱者を対象とした第3弾の地域復興券事業がふさわしいのではないかなあというふうに提案をするものであります。特に子育て世帯には手厚い復興券事業になることを求めるものであります。ひいては各商店のいわゆる購買意欲をさらにそそっていただければと願うものであります。当町では、児童生徒の10人に1人が要保護、準要保護、こういった世帯であることを教育委員会の報告の中から承知をしております。今日の実態はもっと深刻になっているのではないかと心配をするものでもあります。これまでの飯島町の子育て世帯に手厚い施策に対し、不平等ではないのかという町民の声のあることは承知をしております。10人いれば、1つの政策に対して賛成する人もいれば反対をする人もいる、そういったことは当然あると思います。しかしながら、これまでこの町を支えていただいた御高齢の皆様にも手厚い政策で報いていく、同じようにこれからの町の未来を担っていく子どもたちに手厚い支援を行っていく、これは当然のことだというふうに私は思います。そこで、特に子育て世帯に手厚い、生活弱者の皆さんを対象とした第3弾復興券事業の取組を強く求めて、町長のお考えを伺います。

町長 思いは同じかなというふうに思っています。心の中で、その方向性を今模索しておるところでございます。第3次の復興券、また弱者に対しても何らかの形のメリットのある方法を考えていくべきだというふうに考えております。議員、議会として御支援をいただけるなら、しっかりとその対応ができると、このように確信をしたところでございます。

折山議員 質問要旨1—3、就学児童生徒の随時救済制度を。教育長にお答えをいただきますので、よくお聞きいただきたいと思います。過日の全員協議会の折にも伺いました。要保護・準要保護児童以外に今日の状況下では収入の激変した世帯の児童生徒の把握の強化と支援の迅速性が必要ではございませんかという御質問をさせていただきました。社

会福祉協議会では、コロナ禍で食材にも困っている方を対象にフードバンク事業に取り組み——これは商工会も協力しやっていることなんですが、多くの町民の皆さんが食品の提供など、それを支えているということを承知しております。また、同様に、ここにいる同僚議員も民間の中へ奨学基金制度を立ち上げ、何とか地域の子どもたちを育て上げたい、こういった子どもたちに優しい町民の多い飯島町であるというふうに私はうれしく思っております。一方で、テレビでよく見るシーンが、いじめで命を落とした子どもがいても、いじめがあったことを隠して、そこの校長先生、教育長、こういった方がテレビの前で「なかった。」と、それがまた親との間のあつれきを生んでみたり、最近のことではありますけど、児童虐待で命を落とした幼い子がおりましたね、あのときには児童福祉関係者がテレビの前で何度訪ねていっても親が会わせてくれなかったというような話を一生懸命されておりました。簡単に言うと、組織を1つしょって立っているトップの皆さんとかいう、その関係機関のトップの皆さんというのは、自分個人だけではなくて組織をしょっているから、隠蔽しようと思ったり立場をよくしようと思つての発言があまりにも多くて、私は教育界やそういうところのトップの皆さんに対する信頼っていうのはあまり持っておりません。しかしながら、当町の教育長は、議会答弁、それから委員会との懇談会、いろんな機会を通じて、その誠実さ——教育長は多分教育の技術は十分持っておられるんでしょう、すごい。そういったものを少しもひけらかすことなく、いつも我々素人に分かるような懇切丁寧な説明をしてくださっている人間性を、私はお世辞ではなくて尊敬をしながら、今日まで来ております。ですから申し上げたいことがございます。これ過日も申し上げましたが、制度で守られている人間ではなくて、教育長というお立場を十分に活用されて、今困窮している児童生徒の世帯が町内にあるのかないのか、もしあるのであれば、あらゆる手を尽くして、条例になれば専決で変えちゃいましょうよ、予算がなければ専決で補正してしましましょうよっていうくらい迅速に救いの手を伸べていく、そのくらいの取組を持っていたきたいなあ、そんな思ひは強く持っていていただきたいなあということを申し上げるものであります。町の子どもは親の収入に関わりなく同じ環境の中で学び育まれていく飯島町であるというふうに強く確信しております。そのために、非常事態の今日です。あらゆる手を尽くして、そんな世帯がないのかどうか、行き会わせてくれなんだら戸をこじ開けてでも行き会うくらいの、そんな町であるし、そういったことをここで申し上げるだけ信頼をしている教育長に御答弁をいただきたいと思います。

教 育 長

ただいま議員から、激励、いや応援、あるいは叱咤激励といった意味で大変ありがたい言葉をいただきました。困っている子どもたちというのは、1つは経済的、この状況ですから経済的な状況があります。今、議員が言った形からだけではなくという、その形の部分ですけれども、準要保護の認定を本年度は随時、例えば途中で認定しても年度当初からの準要保護の支援金を保護者にお支払いしておりますし、現に時々、しょっちゅうではありませんけれども、年度途中からの申請もいただいております。また、これは昨年度からですけれども、新入学のときには中1も小1もお金がかかるということで、準要保護の家庭への入学準備金の支給は年度内にしております。今ちょうどその作

業をしておりますが、中学1年生は小学校6年のとき準要保護であった子ども全員に、保育園はこれから申請していただくってということなんですが、申請をいただいて該当するお子さんには事前に入学準備金に当たるお金を払っているという部分であります。これは形の部分です。形以外の部分ですけれども、前回議会で折山議員からそういう御指摘いただきましたので、校長会を開きまして、そこで、とにかく生徒をよく見てほしい、児童をよく見てほしいというお話をいたしました。年度末ですから徴収金もあるでしょうし、学年費を払うということもあるでしょう、そういうときに子どもたちがその支払いについて滞っていないだろうとか、あるいは常日頃の服装や生活態度を見ながら何か困っているってということはないだろうかということに目を光らせてほしいという話をして、そういう場合にはすぐに相談をこちらにしてもらえるように、今、学校で取り組んでいただいているところであります。ただ、経済的な部分というのはもちろん多くありますけれども、実際は家庭的な問題、要するに、子どもが困っていても、それは経済ではない部分で困っているっていうケースも往々にしてあります。これは、もちろん相談機能、援助機能、場合によっては児相も含めた、そういう要対協なりケース会議なりを随時開けるようにしていかなければいけないですし、このところ健康福祉課の保健師さんと非常に密接に交流ができるようになりましたので、そんな中でやり取りをしながら、いろんな意味で課題を抱えている御家庭、それは経済もあるだろうし、生活実態もあるだろうし、親子関係もあるだろうし、夫婦関係もあるかもしれませんが、そういったところに支援が——町ができる部分は限られるかもしれませんが、支援ができないかというようなことに絶えず目を光らせているというわけです。まだまだ十分ではないと思っていますので、今後、18歳までの児童福祉という面では、絶えずそういうアンテナを高くして敏感に反応しなきゃいけないなあというふうに思っておりますし、教育委員会の事務局も健康福祉課の保健部局の方々も非常に分かっていただいて取り組んでおりますので、十分でない部分は、これからまた力をつけていきたいなあというふうに思っております。以上です。

折山議員

教育長の取組に期待をしたいと思います。現場の先生方が一番子どもたちと接する時間が多くて目が届くかと思しますので——先ほどの橋場議員の話の中にもありましたけど、この近くでありましたよね。外国籍の方が、訪問すると明るくてっていう方が、生活苦で子どもを自らの手で殺し、自分自身も自殺を図ったという悲しい事例がありました。外見ではなかなか判断つかない家庭内のことの中へ足を踏み込んでいくということは、いろんな意味で難しいところがあるかと思いますが、子どもの命を守る、子どもの育まれる環境を守る、こういった意味ではいま一つ踏み出すっていうことも我々自治体には求められているかと思しますので、ぜひ今申されたような取組を求めまして、この項のまとめで町長に伺います。町長は、このところコロナ対策で批判を受けたり御自身で悩んだり、今の町内を見ていけば、町のトップとしては本当に息苦しいことが多いと思います。眠れない夜も何晩もあったんだろうなと推察もいたします。私の認識では、町長は苦渋の選択の中で目の前のコロナ対策にも力を入れ、アフターコロナを見据えたまちづくりにも力を入れ、本当に疲れてしまうんではないかなあと思うほど頑張ってお

られるというふうに思います。そして、誰からのどの質問に対しても立て板に水のように答弁されるのは、自分の思いの中がきちんと整理されているからなのでしょうというふうに私はいつも思っています。けれども、それを十分承知しながらも、なお、さらなる追加施策を求める、これは、くどいようですが、町内の現状を足で歩きながら見てきた結果でありますので、くどくは、もうこれ以上申さずに……。言われた第3次の補正ばかりでなくて、1つだけ町長にここでお願したいのは——歴代の町長っていうのは、自分がよく思われるためには基金を積み立てずに自分のときに町民要望に沿って使っていけばいいわけなんです、今の財政調整基金は何代にもわたって一部の町民の要望を我慢してもらいながら積み立ててきたものなんであります。何のためか。こういった災害、有事に活用するために基金です。ですから、国の3次補正があろうがなかろうが、目の前で困っていたら、大胆に取り崩すよ、基金を使い切っちゃっても今皆さんを守り切るよ、それで福祉福祉と騒いでも——私も福祉と子育て支援が2本の柱なんです、町に力がなかったらできないことなんです。ですから、将来を見据えて、この町が経済的にも力強くなることが将来に向けた福祉の基盤の整備にもつながるんですが、今は助けてください、その後に将来に向けての積み増しを今度はまた頑張って始めましょうっていうような、今は俺に任せろと、力強いメッセージを最後にまとめとして町長にお伺いして次の項へ行きたいと思いますが、あればお聞きしますし、なければ……。 (笑声)

町長 私 の代わりにお話をしていただいたような気がしております。今お聞きになられた方、皆様方、テレビを見ているレンズの向こうの方々も、そういう議員の1つの立場として、こういう激励をいただきました。誠に心強い激励でございます。せっかく積み立てたお金でございます。慎重に有効に使わせていただきます。ありがとうございました。

折山議員 使うことじゃなくて、これを崩しても町民を守り切るよという……。 (笑声) それは、今のは取り崩してやるという、そういう意味で受け取りました。

質問事項3に飛びます。「円滑なワクチン接種に万全の準備を」これについて伺います。これは新型コロナのことです。今回は、会期の日程の都合上、特別委員会における新年度予算審査の後の一般質問、本日ということになってしまいましたので、もう既に私の用意した質問の多くは予算審査の段階でかなりの議論ができております。省くことも考えましたが、ある議員もおっしゃったとおり、やはり町の考えを町民の皆様にも私と同じように理解をしていただく意味で、あるいは今抱えている不安を少しでも解消できればと考えて、あえて質問させていただきます。内容的には、私自身は予算審査を通じて多くを承知していることですので、担当課長から簡潔な答弁を1つずついただければ結構です、できるだけ簡潔にいただければと思いますが。要点を言えば、予算審査を通じて把握できたことは、情報が少な過ぎて、いつ、どのくらいの量のワクチンが来るのか分からない、それで医師会の統一した考え方もまだ出ていない。様々な中で、3月の頭の信濃毎日新聞に出ていましたね。国の当初予定しておったスケジュールでワクチン接種ができるっていうふうに明確に答えたのは箕輪町でしたかね、箕輪町1町だけでした。後は、伊那を含めて、駒ヶ根を含めて、できるかどうか分からない、こういったような

	状況が今も続いているんだろうというふうに大きくは理解をしましたが、分からないだけだと町民の皆さんも不安を抱くだけですので、ちょっと2～3点だけお聞きします。 質問要旨3―1、新型コロナワクチン接種について関係医療機関との連携は進んでいるのかどうか、伺います。
健康福祉課長	今回のコロナの関係のワクチン接種につきましては、当然、医療機関の協力がなくしてはできないものでございます。まず先に町内の医療機関のほうにお話、打合せを行いまして、事業への協力体制を組んでいただけるようにお話をさせていただいたところでございます。
折山議員	けれども、まだ確定をしていないということだというふうに思います。だから、町からは要望をかけているが、受入態勢がまだ、医療機関でも情報がないために、本当にどういう協力をしていいのかが分からないような状況だということだったと思います。 質問要旨3―2、補助職、事務職など、万全な接種体制を求めるものなのですが、そういう体制が新年度予算で取れているのかどうか、お伺いいたします。
副町長	職員体制のことだと思いますので、私のほうから返答させていただきます。ワクチンの関係につきましては、今、所管課の課長が申したとおり情報があまりない状態でございます。4月のいつ始まるかなあというところで来ておるわけでございますけれども、必要な人員の補充につきましては、会計年度職員、要するに臨時職員は2名ほど確保してございます。あと、午前中にもお答えをいたしました、保健医療系の事務職3名、実際に入れば保健師対応も必要だろうというふうに思っております。あと、いろいろ集団接種、個別接種によって人員体制はすごく変わるんだろうなあというふうに思っております。そうなりますと、送迎関係だとか、そういうのもついてまいりますので、全庁的な職員の体制を組まなきゃならんというふうに考えております。そういう場合には――今のところ伊那市、駒ヶ根市、辰野町が対策室みたいなのを取っておりますが、いずれも兼務辞令というような格好になっておりますので、集団接種になれば土日対応だとか、そういうことも考えなきゃならんというふうに思いますが、そういうものも全部含めまして全庁的に出勤体制を取らなきゃならんというふうに考えておまして、場合によっては、各課1名だとか、そういうところも考えて兼務辞令を出さなきゃならん場合も出てくるんじゃないかなあというふうには想定をしておりますが、今のところ情報が来た段階でそこを判断したいなあというふうに思っております。以上でございます。
折山議員	今、集団接種、個別接種って言われましたけど、集団っていうのは、当町では文化館あたりで一度に皆さんを対象に行うっていうことのようなんですが、個別接種っていうのは、それぞれの主治医さん、町内の医療機関へ行って、そこで受けていただくっていうことのようなんですが、いずれにしても個別接種ができるかどうかは全く未定だということで、この間、所管課のほうからは、いわゆる町内の医療機関がそれに対応できるかどうかは全く不透明だという答弁を得ておりますので、分からない状況下ではあるんですが、質問要旨3―3、集中接種会場、つまり文化館まで各地から人数をきちんと定めて集まってもらわなきゃいけないんですが、高齢者とか、いわゆる交通弱者の送迎をどうするのかっていったことがまず最初に浮かんでくる不安なんです。これは町のバ

スをピストンするのか、あるいは普通の職員が乗用車でやるのか、タクシーを頼むのか、自治会へ協力要請をするのか、そこら辺、情報がほとんどない中ですので想定でしか言えないかと思うんですが、今の想定ではどのような方法をお考えなんでしょうか。

健康福祉課長

確かに集団接種につきましては、接種に係る動線ですとか、感染対策における3密の回避などを考えて、町の文化館のほうを予定しているところでございます。そのため、御自身で会場まで来ていただくことができない方についての送迎という部分については、当然考えるべきだというふうに思っております。ただ、そのやり方等々については、今まだ検討をしている段階でございます。

折山議員

情報がなくて、検討ばかりって私は言いませんけど、今のうちにちょっとある程度、仮想でもちょっと議論をしておらないと、自治会あたりへ要望するとなると、ちょっともう早い時期にこれだけは、こういう状態だったらこんなことをする、福祉タクシー券を活用してもらう、いろんなやり方があると思うんですね、ちょっとこれは大至急、ぜひ方向性を見定めていただければと思います。この質問事項のまとめに入って、町長にお答えをいただきたいんですが、自治体によっては独立した専門部署として室を設けているところもあるわけですね。国では、ワクチンの量の確保ですとか接種スケジュールに、もう毎日、連日のように右往左往しているニュースが伝わってくる状況です。繰り返しになりますけど、いわゆる国難であり、大災害なんですね。この状況下で、予算審査の中では、先ほども副町長言われました。まずは所管係総動員で当たるんだと、対応するんだと。それで、係の中ではどうやったらいいか分からないと、もう取りあえず初めて見て、浮き上がった課題を1つずつ潰していくんだと。それほど情報に乏しくて、みんなが苦勞しているっていうのはよく分かるんですが、1つ言えるのは、係の兼務態勢の中でやり切れることなのか。自治会との協議、医師会との協議、町内医療機関の皆さんとの協力の協議、それで個別接種に不安を持つ方のPR、どうやってやっていくのよっていろいろ考えていくと、調整業務が膨大過ぎて、今ある仕事を持ちながら兼務体制で、一言で言えば臨時職員を2人雇って回していけるのか、大変になったら各課1人ずつ応援を出す、兼務で兼務辞令を出す、なかなかそれでやれる仕事なのかどうかは、ぜひ想像でアウトラインだけでもお考えいただくと、兼務兼務のような体制の中でこれを持ち切れるのかどうか、小出しに来るワクチンを有効に活用し切れるのかどうか、よくお考えをいただいて……。町長には——これは災害です。かつて災害のときには、各課から、そのうちは職務を離れて1か所に集められて、災害だけに対応する職員のチームを編成したことが経験上ございます。今回はそれに匹敵するような業務量があるんじゃないでしょうか。町長、新年度には、全庁の中から1つのプロジェクトチーム、専任体制を取る、そのことで不安解消を進めていく、受診してできるだけ打っていただくことがその後の飯島町を考えるといいわけですから、1つでも不安を解消させながら接種率を高めていくっていったような取組を求めるものです。繰り返しますと、専任体制を取るべきではないかという御提案を申し上げて、町長のお考えを伺います。

町長

ワクチンの量がどの程度、どの時期にということとは分かっていませんけれども、小出しに来る場合、一気に来る場合、それぞれあるかと思います。いずれにしても、それ

折山議員

らをシミュレーションした中で、どういうことが起こり得るのかということを想定することは大事だと思います。その想定する会議の中で、どういう体制が必要なのかなという頭の体操を今からしておくことは大事だと思っております。

係段階では、もう何回もシミュレーションをしておるようです。でも分からないそうです、実際に当たってみなければ。町長がおっしゃるとおり、シミュレーションで考えられることを全課の全職員に今から、飯島町の最優先課題はコロナ対策であり、喫緊はワクチン接種を円滑に安全に安心に行うことなんだと、それを最優先順位に位置づけてみんな協力体制を取るようにくらの号令はかけていただくことを求めて、質問事項の2へ戻って「子育て支援充実を」これについて伺ってまいります。

この3つの質問は、全て町民から寄せられた声であります。それで、この子育て支援充実については私もくどく申し上げてきておりますが、全てがこのとおり要望していいものかどうかとは思うんです。私は、町民からの声が寄せられると、自分の思いはその場で伝えて、これはそうじゃないんじゃないのっていうことは伝えて、でも町の考え方はこの質問のとおりにお聞きしますねということではあります。

質問要旨2-1、コロナ禍などの事態下における母子支援について。これは、ある町民が、コロナ禍で外出してのお母さん方との交流機会が減ってしまった、外出もままならず、日中に子どもと2人だけの長い時間を過ごしていると、本当は、子どもなんてかわいくて、そんなはずはなかったんですが、ストレスが徐々にたまるんだそうであります。私がそうなんだから、ほかのお母さん方もそうなんだろうという心配をされた方の声でありまして、このようなときだからこそ万全なコロナ対策を取って母親同士が触れ合う機会づくりが必要ではないかと思うんですが、いかがなんでしょうかという、こういう質問で、お答えをいただきたいと思います。課長の答弁で結構です。

健康福祉課長

今回のコロナ禍の中での感染の防止対策によりまして様々な行事ですとか集まる機会等が制限されて、心細さを感じられている方もおられるのかと思います。その中でも、町では、このコロナ禍においても、乳幼児健診ですとか育児相談は感染対策を行いながらも予定どおりに実施をいたしております。また、育児の状況などについては丁寧に聞き取りをさせていただいております。その中で、やはりちょっと支援が必要な御家庭に対しましては、子育て支援センターさんとも連携をして、電話相談ですとか戸別訪問などにより対応を行っているところでございます。

折山議員

飯島町は、この状況の中でも子育て支援センターを開いて稼働して、人数の制限はあったにしても、よそでは完全閉鎖をしているところもあったことに比べると、そういった病気の防止も大事なんです、心のケアも同様に大事で、特に子どもさんを抱えている、あるいは妊娠時のお母さんみたいな方については両方が必要っていう、その難しさを、当町はよくやっているんだろうと思うし、さらなる充実を求めまして、質問要旨2-2、いっ子センターの開所日、時間の延長をについて伺います。

いっ子センターは、だんだんに活用が充実してきていて、職員も不足するくらいの事態になっているかと思います。それだけあそこを頼りにする皆さんが多いということは、いい施設ができたんだなあというふうに認識するものであります。今申し上げた開

所日と時間の延長、この要望には応えられるのかどうか、新年度で、そのことについてだけお伺いいたします。

教育次長

飯島町地域子育て支援センター、いっ子センターでございますが、おかげさまでもちまして多くの皆様に御利用をいただいております、遊びから子育ての相談、御家族の交流の場まで、幅広く子育ての支援を支える場として定着してきていると思います。利用時間等は、今まで御案内のとおり午前9時半から午後4時まででございます、平成30年からは土曜日開所も行っております。利用の状況ですけれども、平均しますと約40人ほどの御利用をいただいております、たまにでございますけれども保育園児も来ていただけるという状況でございます。現状につきましてですけれども、夕方になりますと、やはり夕食の用意ですとかお迎えの関係で4時前にお帰りになる方が多い状況でございます。このような状況にありましても、開所日や開所時間を延長すれば御利用になれる皆さんはおられるかと思ひます。また、施設の関係ですけれども、広い施設となります。閉所後の清掃や消毒に非常に時間がかかる等の問題がございます、スタッフの配置の検討も必要という状況でございます。延長の御要望でございますので、ほかの御利用されている保護者の皆さんのお声もお聞きしながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

折山議員

時間も押してきましたんで、端的にお答えいただければいいと思うんですが、また要望を聞きながら、ああいう施設が充実していくっていうことは子どもの数を増やしていく1つの要因にもなると思うんで、ぜひ取組を求めます。

質問要旨2-3、公園の環境整備を。これは与田切公園及び児童遊園設置の要望でございます。与田切公園については、遊具が少なく、樹木で暗い場所だと感じている町民がおるそうです。また、トイレも汚いとの苦情が寄せられました。さらに身近なところに遊園広場を設置してほしいとのことです。これについてはいろいろ思うこともありまして、できたら飯島町っていうのは町全体が公園であるっていったような認識を子育て中の保護者の方に持っていただきたいなあと思うんですが、端的に、できるだけ時間短く、教育次長にお答えをいただければと思いますが。

地域創造課長

教育委員会のほうで答えをすればいいかと思ひますけれども、こちらのほうで答えをさせていただきたいと思ひます。まず身近な公園ということでございますけれども、区や自治会といった近いエリアで、地域の中で子育てをしていただきたいという考えから、遊具の設置につきましては、地元からの御要望をいただいた中で、教育委員会のほうの所管で、小規模児童遊園地設置事業補助金で対応させていただいているところでございます。また、図書館の東側に小さい規模でありますけれども遊具が設置してございますので、こちらでも御利用をいただければというふうに思ひます。次に、親子での御利用が多い与田切公園につきましては、皆様に気持ちよくお過ごしいただけるように環境整備に努めておりまして、今年度は公園の中央に位置するトイレの改修工事を行いました、小さなお子様にも御利用いただけるよう洋式トイレにいたしました。供用開始から30年以上が経過しておりますので、今後も随時点検及び改修に努めてまいります。遊具が少ないとの御意見をいただいておりますけれども、与田切公園は自然を楽しんでいた

だく親水公園でございます。また、バーベキューやキャンプ等もお楽しみいただけますし、お天気のよい日などはただ訪れていただくだけでも十分日頃の疲れを癒やしていただくことができる環境でございますので、ぜひとも御家族で折に触れ足を運んでいただきたいというふうに思います。また、国の事業により設置をされました与田切川左岸の管理道の活用ですとか、千人塚、御座松などを含む与田切公園周辺の一体的な活用に向け、国や指定管理者と協議をして効果的な利用を図ってまいりたいというふうに思っております。あわせて、千人塚公園もございまして、こちらでは地域のお子さん方にたくさんお出かけいただけるような取組を進めていく必要があるという考えを指定管理者と共有をいたしております。飯島町には、公園だけでなく、森や川など親子で楽しめるフィールドが豊富にあります。まさに議員さんのおっしゃったとおりでございます。自然の中で子育てを楽しんでいただきたいというふうに思っております。

折山議員

ぜひ、子育て中の皆さんにはそこをうんとPRしてほしいんですね。ここは本当、一歩外へ出ればみんな公園じゃないかと、都会と全然違うメリットはそこにあるんだと思うんで、田んぼにはオタマジャクシがおったり、本当にね、秋になればイナゴが飛んできたり、ぜひそういった町全体が公園であるっていうことのPRを、ぜひ強めていっていただければなあと思います。

2-4、保育行政について。もう時間がございませんので、一括してお聞きをしてまいります。入園説明会の改善。これについては、今年の入園説明の折に小さなお子さんは御遠慮いただきたい、こういったような案内があったそうで、預ける人のいない世帯はどうすりゃいいんだと、ちょっとこれは悲しくなるから、そういうことの通知内容は勘弁してほしい、こういった事柄であります。次に、おむつや寝具などのサブスクサービスって言って、何か業者を通じてお金を払って提供してもらうっていうことのようなんですが、おむつや寝具などにサブスクサービスを導入していただいて、手ぶらで、荷物を持ってくる負担がなくて、子どもと手をつなぎながら送迎できる、そういったシステムを望むという声があります。もう一つ、おむつの処分。保育士さんたちが子ども別におむつを各御家庭に持ち帰るように仕分けをしているようです。そんな手間をかけなくて一括で処分すれば、保育士さんの手間も省けるし、いいんじゃないか、こういったようなことでの要望なんです。そのことで保護者の負担軽減にもつながるということなんですが、これには大きい理由が多分あるんだろうなあと思います。お答えをいただければと思います。次に、未満児童の待機解消をという声です。私は未満児童の待機はないというふうにお聞きしておったんですが、あるのかなのか、その有無の現状を伺います。次に、未満児保育受入れの月齢引下げを望む。2人が稼いで、ようやくこのうちは成り立っている。妻が一日も早くやはり仕事に出てもらわないと家計がえらい。今10か月なんでしょう、当町は。もっと引き下げられないか、こういった要望です。それから、もう一つです。第2子誕生時期には第1子が退園させられるのか。小さいお子さんがうちにおるんだから、上の子どもはうちで見ろよと、こういうことだと思うんですが、退園させられてしまうのか、こういった心配が寄せられました。以上について一括してお答えをいただいて、私の質問を終わります。

教 育 長 | 詳細につきましては次長からお答えいたしますが、現在、町では保育園に約 250 名のお子さんをお預かりしておりまして、保護者の子育てにかける思いも大変様々なものがございます。また、受益者負担ができるだけないように、あまりお金がかからないような保育体制も取っておりますので、そういったことも併せて、今後真摯に検討してまいりたいと思います。詳細については次長からお話を申し上げます。

教育次長 | 初めに入園説明会の件でございます。御案内の文書の中では、説明会ですのでお子さんはできるだけ預けられて御出席ください、都合がつかずお連れの方は、ほかの方の迷惑にならないよう御協力をお願いします、と御案内をいたしました。園といたしましても、大事なお子さんを預かるに当たりまして多くの説明をいたします。できるだけお子さんから離れて、落ち着いて聞いていただきたいというところの御案内でございます。しかしながら、御家庭の事情もあるかと思しますので、できるだけの御協力をお願いしたものでございますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。次に、おむつのサブスク処分についてでございますけれども、これサブスクリプションのことで、定額をお支払いすることで、契約期間中、定められた商品を自由に補充してもらえる方式でございます。おむつのサブスクは、園へ直接届けられ、幾つ利用しても料金が変わらないというものでございます。こういったサービスがあることは承知しておりますので、いろんな御意見等をお聞きしながら検討してまいりたいと思います。おむつの処分についてでございますが、物理的な問題でございますけれども、業務委託をするのか、また週 2 回程度の事業者のごみ回収に合わせての破棄となつてまいります。また、回収されるまでの場所ですとか、衛生上の問題もございまして、また回収するにも費用が発生してまいります。また、社会通念上の考え方、様々なお考えがあるところだと思いますので、おむつの処分については、いろんな御意見等をお聞きしながら、慎重な対応をしてまいりたいと思います。次に待機児童についてでございますが、特に未満児児童につきましては保育士の確保と直結をしておるところでございます。出生数が少ない近年でございますけれども、入園の希望が非常に多い状況でございます。受入れのための保育士を確保し、体制を整えるよう努めておるところでございますけれども、年度当初には待機児童はない状況でございますが、年度途中での入園希望におきまして保育士の募集を行います、なかなか確保できない状況ございまして、体制を組めない状況もございます。引き続き体制整備を図りながら、限られた保育士の中で、何よりお子さんの安全第一で預かれるよう努めてまいります。未満児児童の受入れの月齢引下げでございます。現在、1 園で生後 10 か月から乳児保育を実施しております。年齢の引下げ、つまり生後 10 か月未満からの乳児保育を実施するには、園の施設整備が必要となります。また、赤ちゃんを常に見守るスタッフ体制も必要になってまいります。それと、乳児につきましては乳児突然死症候群の発生の危険のリスクが高いことなど、安全な保育ができる体制を整えるため、多くの課題があり、受入れ年齢引き下げについては慎重にならざるを得ないと考えております。最後に、産前産後に伴います退園についてでございますけれども、園は、現在、妊娠中または出産後間もない時期に上のお子さんの受入れをしております。具体的には産前 1 か月、産後 2 か月までとさせていただいておりますが、

		保育園の受入れに余裕があれば、出産後のお母さんを助けるためにも上のお子さんのお預かりを継続したいところですが、さきにも御説明しましたけれども受入れ可能な人数に限りがあるため、退園をお願いしているのが現状でございます。いろいろと御要望をいただくところでございます。人的、物的な補充も必要になってきますので、いろんな御意見を頂戴いたしながら、要望等は真摯に検討してまいりたいと思います。
議 長		ここで休憩を取ります。再開時刻を3時30分といたします。休憩。
休 憩		午後3時14分
再 開		午後3時30分
議 長		会議を再開します。一般質問を続けます。
8 番		8 番 坂本紀子議員。
坂本議員		それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。昨年11月は第2波のコロナ感染者が全国で増え始めておりました。そのような状況の中、自治体によっては既に住民アンケートを実施し、インターネットに結果が公表されておりました。それを見て、私は当町でも必要と思い、全員協議会で提案し、町へ実施を求めていましたが、なかなかと実行される気配がなくてやきもきしておりましたので、4名の議員有志で行うことにしました。その回答の中身をお伝えしますが、所得が減り衛生用品の出費が増えたとの回答が幾つかありました。また、誰もがPCR検査ができるような補助と体制を取ってほしいとの意見も多かったです。大学生を持つ親からは、教育費が不安であるとの回答もありました。また、町内の事業者や個人事業者に支援が欲しいという答えが幾つもありましたので、今回の一般質問のテーマといたしました。 1であります。コロナ禍で様々な業種に影響が及んでいます。現状を把握しているのか、今後どのような対応をしていくのかを質問いたします。 1－1であります。花卉農業、複合栽培農家、農業法人、農産物加工業者はどのような状況か、それに対する支援はあるのか、また既に支援しているならば、その状況はどのようなになっているのかをお尋ねします。これは、先日、花卉農業者から聞いた話によりますと、秋に高収益作物次期作支援交付金という名で農協から支援の話があり、既に書類を出して随分たつが何も言ってこないということで、支援が遅れてしまうと春の作付に間に合わないと言われました。この支援事業はどうなっているのかということでございます。総体的な中でお答えいただきたいと思います。
町 長		お答えいたします。新型コロナウイルス感染症は、商工業を中心に町内産業に大きな影響を及ぼしていることは承知しております。もちろん農業にもです。感染防止策の継続と経済活動の両立を進めるため、今後も必要な対策を実行していく考えでございます。お尋ねの詳細につきましては担当課長より申し上げます。
産業振興課長		昨年10月に農業者を対象に行いました新型コロナウイルスに関する影響調査をして

おりまして、その結果では、前年の農業収入 50 万円以上の方 381 名の方に調査票をお送りしまして、ちょっと少ないんですが 42 名の方からの回答をいただいたところでございます。調査結果でございますけれども、最も影響を受けた月と前年同月の売上げの減少率、これが 50%以上減少したっていう回答の方が全体の 10%、減少率が 25～50%と回答いただいた方が全体の 21%、減少率が 25%以下と回答いただいた方が全体の 31%という結果でございました。農業関連の支援としましては、今お話のありました主に花卉農家が対象となります国の高収益作物次期作支援交付金がありますが、こちらの申請件数は 17 件で、申請額は 5,470 万円となっております。こちらは国の制度でございまして、窓口は飯島町の農業再生協議会が窓口となりまして、現在、申請の手続をしているところでございます。また、国の経営継続補助金っていうのがございますが、こちらは申請件数が 36 件で、申請額は 3,097 万円でございます。こちらは J A 及び県が窓口となっております、既に交付がされているところでございます。そのほか、国の持続化給付金や家賃支援給付金等、また町の新型コロナウイルス感染症対策補助金といった各種支援策を実施しているところでございます。

坂本議員 最後に私が言いました経営継続はもう既に交付されているということでしたけれども、高収益補助金のほうはいつ頃の交付状況になるんでしょうか。そこら辺はどうなっているんでしょうか。

産業振興課長 細かな状況はちょっと把握できていない部分もございますが、今、申請したところは決定してきているというふうに聞いているところでございます。

坂本議員 お話を受けた人たちは、やはり書類を出しているんで、要するに資材を買わなければいけないということで、非常に、それがなかったら銀行から借りなければいけないという、そういう状況なわけなんですよね。一応決定はしたということだけれど、いつか分からないということなので不安に思っているんですけど、決定したこともよく分かっていないという状況でした、私がお話を聞いたときに。なので、今のお話でいくと高収益のほうは 17 件っていうお話だったと思いますが、17 件の方たちには決定をしたということはお電話とかでお伝えしていただいたんでしょうか。

産業振興課長 この質問、今の御質問にお答えしますが、すみません、細部を私のほうでちょっと把握をしておりますが、これ国のほうの制度になっておりますので、国のほうへおつなぎして、早急に返事をさせていただくような形でつなげてまいりたいと思います。

坂本議員 今、花だけというふうにおっしゃいましたけれども、この制度の内訳は野菜、果樹、お茶などが対象作物になっているわけで、この 17 件は花農家だけではないと思うんですけど、その中身はどうなっているんでしょうか。

産業振興課長 手元の資料を見ますと、花卉農家の方が中心かと思われます。それ以外の方、ちょっと業種を細かく書いておりませんが、花の関係の農家の方が中心でございます。

坂本議員 金額は 5,470 万円ということでしたので、17 件としては大きな農家さんたちが多いのかなあと考えております。けれど、果樹も対応していますし、野菜で収益を上げていらっしゃる方もいると思いますので、一応全部農協さんのほうからお話が行ったというお話でしたので、受けた方たちは皆さん書類を提出しているんじゃないかと思いますが、その

内容に関してはしっかり役場のほうも把握していただいて、これから新しく出る農業者にとっての支援金に対しては、早急なというか、的確な対応をしていただきたいと思います。そうしたら、その次に行きたいと思います。

1—2であります。工業系の部品製造業、自動車整備業、それから建設土木業はどのような状況でしょうか、それに対する支援はあるのか、また既に支援しているならば、その状況をお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

工業系の製造業を中心とした御質問でございます。年末に町で企業実態調査をした結果でございます。前年同月比の比較で、製造業についてでございますけれども、5割は影響が続いている、3割は影響があったが回復してきているというふうな形でございます。自動車整備業につきましては、車の移動が減ったことで修理等が減ってきているといったようなことをお聞きしております。建設業につきましては、8割が目立った影響はないというような回答でございました。新型コロナの支援としましては、国の持続化給付金や家賃支援給付金のほか、町では町の制度資金の経営安定対策融資の拡充、上限15万円のコロナ対策支援補助金、換気対策などの施設整備費についての危機突破支援補助金、アルコールやマスクなど必要な資材等購入をする支援金、専門家の無料相談などを実施しております。それぞれの支援状況を申し上げます。まず、コロナ対策の支援補助金、1件15万円の補助金でございますが、町全体で9件、134万円でございます。そのうち御質問の製造業等につきましては2件の30万円。次に危機突破支援補助金、1件上限50万円の換気対策などの施設整備費の補助でございますが、こちらが全体で8件、およそ248万円でございます。こちらは、現在、該当業種を拡大しております、製造業や建設業も対象としておりますが、当初は飲食・サービス業を対象としておりました。8件のうち自動車整備業は1件で50万円ございました。続きまして、アルコールやマスクの資材等の購入支援金、1件上限5万円でございますけれども、こちらが全体で198件、およそ960万円でございます。そのうち御質問の製造業等につきましては37件、およそ183万円、建設業につきましては23件、およそ114万円、自動車整備業は10件、およそ49万円。続きまして制度資金の経営安定対策資金でございますけれども、こちら全体で107件、融資額につきましては9億8,935万円でございます。そのうち御質問の製造業につきましては29件、融資額が3億5,660万円、自動車整備業につきましては7件、融資額が5,150万円、建設業につきましては19件、融資額が1億9,880万円でございました。

坂本議員

これ全部足すとかなりな金額になりますね。あと、私が思っていたよりかなり広範囲の方たちが、工業系、自動車整備業、建築土木の方たちがお金を借りられているということで、最初のお話だと前年同月5割減ったという方と3割減った方ということで、前年っていうと、去年はコロナがもう既にあったわけですので、そこからまた減っているということは、これがちょっと長期化すると、とても、もっと経済的には大変な状況になってくるということが今のお話で分かりました。それで、インターネットに今、今度の3月の初旬から新しく出る補助金というのが載っておりました。それが一時支援金というのと中小企業等事業再構築推進事業という、これも補助金でありますね、それか

ら生産性革命推進事業というのがありました。それで、これの中身を見ていきますと、うちの町でも適用できるのではないかなという内容ではありますけれども、そこら辺のところは担当課としては御存じでしょうか。

産業振興課長

国の支援制度でございますけれども、随時、情報は収集するようにしてございます。また、対象になりそうな——今ちょっと手元に資料がございませんのであれですけれども、またそういったところを周知しながら、対象になりそうな業者には御相談に乗りながら対応してまいりたいと思います。

坂本議員

その補助金と、内実のところのお話とかは聞いていらっしゃるのでしょうか。これから先の見通しとかは、雑駁な話でいいんですけれども。もちろん補助金をこちらからそういうふうに出したということもあるんですけれども、今後の事業の継続とか経営状況に対する経営者のお話とかは伺っていますでしょうか。

産業振興課長

直接お話しした事業者さんもいらっしゃいますし、アンケートにお答えいただいた中で分かるところもございます。今後のということでございますので申し上げますと、見込みというような形になるかと思いますが、業況としましてということで3か月後の予想はどうかというようなことをアンケートでお聞きしておりますけれども、製造業でいきますと、3か月後、よいつていうのは21.9%、今と同じだよつていうのが40.6%、悪くなるつていうのが37.5%つていうふうになってございます。売上高のところで見ますと、3か月後の予想を製造業で申し上げますと、よくなるつていうのは21.9%、同じだろうつていうのは37.5%、悪くなるつていうのは40.6%つていうような形になっているところがございます。そのほか販売価格とか資金繰り、そういったものもアンケート対象事業者としては捉えているところでございます。また、設備投資のこともお聞きしているところもございます。設備投資も、製造業でいきますと、1年以内に設備投資の計画があるつていうのは62.4%、1年～2年の間つていうのが31.3%、2～3年の間つていうのが6.3%つていうことで結果が出ているところでございます。また、直接お話を聞きする中でも、やっぱり取り扱っているものですとかによってかなり状況が違っているというのがございます。同じ製造業でもやっぱり関わっているものによりまして状況が違うというのは感じているところでございます。

坂本議員

今のお話を聞いていますと、先のことを考えても、そんなに明るいというふうに感じている方が少ないということで、悪いつていう方たちが30%以上、明るいに対して、それより悪い方たちが多いわけですので、これはやはり長期的な中での企業に対するそういう部分の政策的な部分をよく見ていつていただきたいと思いますし、先ほど言いました3月から始まる国の制度に対しては、やはりよく勉強しまして、こちらサイドから企業さんのほうに提案——もちろん企業さんのほうでも多分これは調べているとは思いますが、それを提案していつていただきたいと思います。

それでは1—3に行きたいと思います。1—3では福祉関係についてお尋ねしたいと思います。福祉関係、それから病院関係はどうか、また、それに対する支援はあるのかということですが、既に支援しているならば、その状況はどういったものがあるのか。町は社協とか飯島診療所さん、病院、医院を持っているので、そういう細かいこともそ

健康福祉課長

こで聞かれればと思います。それについてお尋ねします。

福祉関係、病院関係の状況についてでございます。それぞれの事業所などにつきましては、感染防止の対策をしっかりとされた中でやはり継続してサービス提供を行っていただいていることに関しまして、深く感謝申し上げるところでございます。町内の医療機関や介護・福祉事業所につきましては、これまでも状況の把握をさせていただき、情報の提供や相談への対応を行っているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症に係る町内の医療・福祉関係の対策会議を行いまして、情報のほうの共有を行っているところでございます。町の支援についてですけれども、感染症の対策のための施設整備に対する補助ですとか、資材等の購入に係る支援のほうを行っております。また、くらし復興券の事業につきましては、2次販売において医療・福祉関係の事業所に従事する皆様への優先販売をいたしたところでございます。

坂本議員

今は全体的なお話でしたが、デイサービスとか、そういう預け控えとか、それからまた診療所への患者さんの減少とか、そういう点はどういうふうに見ていらっしゃいますか。

健康福祉課長

それぞれの介護サービスに関わる給付の関係についてなんですけれども、やはり感染を防止するというような中でサービスのほうを一部停止したりっていうことはあったかもしれないのですが、全体的な給付自体は変わってはいない、必要なサービスのほうは継続できているというふうに捉えております。医療機関のほうの受診控えなんですけれども、こちらのほうは恐らく飯島だけの状況じゃないかと思います。全国的に見てそういう傾向はあるものというふうに感じております。

坂本議員

先ほど言われました施設整備と資材に関してはやっているということだったんですけれども、これは、施設整備という部分では、今回の予算の中で資材、感染症に対しての補助金が乗っておったわけなんですけれども、それが、たしか最大50万円で2件分ということで100万円ですよ。危機突破支援っていうのが100万円ということになっておりますが、これでは、上限50万円を使って2件ということで、すぐなくなってしまうんですけれども、もしこれでまだ足りない、要するにコロナに対する対応ももう少しやらなければというところで使ってしまうええなんです、要望があれば再度補正ということで対応していただけるんでしょうか。

健康福祉課長

福祉関係、また医療関係につきましては、施設整備に係る支援等につきましては国また県を通じての補助もでございます。そちらのほうも使っていただけるように案内をさせていただいたところでございます。実際に町で施設整備への補助をした件数は、やはり多くはございません。1件でした。実際は1件でございました。ですので、国、県のほうの補助をまず使っていただいて、それでもなおかつ、まだ満たないところがある部分についてはやっぱり支援のほうをしていきたいなというふうに考えております。

坂本議員

そうしましたら、それは国、県のことでしっかりと周知してサポートしていただきたいと思います。

次の1―4に行きます。食品・お酒・菓子販売業、それから物販販売業、これは生活用品、燃料、資材、そういうものを販売している人たちはどのような状況か、またそれ

に対する支援はあるのかということ、既に支援しているならば、その状況はどうなっているのかということをお尋ねします。

産業振興課長

物販、また小売業につきましては、これまでのアンケート調査やくらし復興券の利用状況、それから各種補助金等の申請状況から見ますと、活動自粛ムードの中、全体的には売上げの減少が見られておりますが、一方、一般的に言われております巣籠もり需要等もありまして、取扱物品等の違いにより、その減少幅には差があると考えているところでございます。支援策につきましては、先ほど来申し上げております各種支援、同じ補助制度でございます。状況をそれぞれ申し上げます。まず、コロナ対策の支援補助金、1件上限15万円の補助金でございますけれども、これは全体が9件のうち、御質問の物販・小売業等につきましては2件で30万円、飲食業、こちらも状況をお話ししますが、飲食業につきましては1件、14万円でございます。続きまして危機突破支援補助金、1件上限50万円の補助でございまして、こちら全体で8件のうち、物販・小売業につきましては1件、およそ3万円、飲食業につきましては4件でおよそ134万円でございます。続きまして資材等の購入支援金、1件上限5万円のものとございますが、こちらは全体が198件のうち、物販、小売については24件、およそ110万円、飲食業につきましては34件、およそ167万円でございます。続きまして制度資金の経営安定対策資金の関係でございまして、全体107件のうち、物販・小売業につきましては18件、融資額で1億7,799万円、飲食業につきましては17件、融資額で7,100万円でございます。

坂本議員

今、経営安定の補助金のことを言われて、件数が多いわけですが、これは1件あたりといってもお店の規模によって違うとは思いますが、一番多いところでどのぐらいで、一番少ない金額だと1件だとどのぐらいとか、そういうこと分かりますか？今はそこまで分からないですか。

産業振興課長

上限だけでいいですか。

坂本議員

はい。上限だけで。

産業振興課長

こちらの融資につきましてはコロナ対策の融資でございまして、上限2,000万円でございますので、2,000万円というところが何件もございますし、下限は、ちょっと今はつきり手元に資料ないのであれですが、100万円とか、そういうところもございます。

坂本議員

分かりました。今、細かく教えていただいたわけですが、これを見ても、やはり——ものによって違うとは言っていられないと思いますが、かなり件数が多いという中で、補助金をしっかり、やっぱり経営的に大変ということで補助金をいただいているということでもあります。

そしたら1—5に行きます。1—5であります。飲食店、運輸・宿泊業は、売上げの落ちている店に町独自の給付金対応をしておりました。しかも、今後、第3のコロナが増えている可能性もある中で——先ほど言った紫外線やオゾンなどを使うので、50万円で、2件で100万円という危機突破が今回の補正にも載っているわけですが、今後、第3のコロナが増えるという可能性がある中、そういう紫外線、オゾンなどを使う安全性の高いエアコンや空気清浄機などで空間除菌が私は望ましいと思うわけですが、

ども、そういう部分で、飲食とか、あとは従業員の方の仕事場の安全性という部分では、そういうことに力を入れていったほうが、安全を確保しながら仕事とか営業をするとか、それを——東京のほうでは、お店の中はクリーンですよという、こういうシールを飲食店は掲げて営業をしているところもありますので、そういう部分で現在の町の制度が最大限っていう感じを受けていないのですけれども、その部分での補助的な部分、またはそういうふうなシールを使って、うちの会社は大丈夫とか、そういうことの研究とか、そういう対応とかは考えていらっしゃるのでしょうか。

産業振興課長

御質問の補助制度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る危機突破支援補助金、1件50万円上限のものでございますが、こちら、事業費の10分の5、2分の1でございすけれども、こちらで対象経費としまして感染症対策のための換気対策や非接触型等の設備が対象となつてございます。具体的には、換気機能付きのエアコンの設置や紫外線ランプなどの除菌機能を備えた空気清浄機や空気の除菌や脱臭機能のある設備などを想定しているところでございまして、まずはこちらの制度を使つていただいて御検討いただくのがありがたいと思っております。安心・安全な事業所といいますか、飲食店といいますか、そういったものを、県のほうでも対策をした店ですとかいうマークもございすけれども、そういったものを使いながら対応していただければというふうに現在考えているところでございます。

坂本議員

現在は、コロナがここ伊那谷では少し少なくなつてきておりますが、緊急事態宣言は名古屋、岐阜あたりは解除されておりますので、これから週末に向けて県外からのお客さんたちが道の駅などにはいらっしゃる、それからケーキ屋さん、里の菓さんとかあるわけで、いらっしゃるかと思いますので、ちょっと状況としてはどういう感じになっていくか分かりませんが、くれぐれも気をつけて——皆さん、町内の方たちや事業者の方たちは気をつけていらっしゃるかと思いますけれども、こういう制度を使つて、なるべく空間除菌に心がけるということを町も推奨していただきたいと思います。それを、補助金の内容もよくPRしていただいて、対策に使つていただくようにしていただきたいと思います。

そうしましたら、2のワーケーションの質問に行きたいと思ひます。2であります。飯島流ワーケーションの受入れ地域での反応は、聞いて回つたところ——春日平のほうなんですが、聞いて回つたところ、よくないという感じでした。事業の理解と協力が成功の鍵——町長の政策を実行していくには、それが、理解と協力が成功の鍵となると私は思つておりますので、これで大丈夫なのかと心配しております。

2—1であります。12月議会の久保島議員の一般質問の町長答弁には、飯島流ワーケーションの決定の説明がありました。それは、ハード整備も必要だが、もっと大切なことはソフト面の整備であると言われております。これは、利用者とともに——この利用者、だからワーケーションでいらっしゃる方とともに、この事業に関わる町民も含めたものだとは私は理解しておりました。しかし、設置場所の春日平自治会の1組の方々に説明があつたのは1月26日の月例会であつたと私は聞きました。この事業が可決されたのは昨年9月の議会でありました。町長の肝煎りならば、なぜここまで地元説明会が遅

れたのかということをお尋ねしたいと思います。

地域創造課長

飯島流ワーケーション事業につきましては、12月議会閉会後の全員協議会の中で9月以降3か月の各種会議における説明状況等について一連の報告をさせていただいておりますけれども、今、議員から1月26日が初回という御指摘をいただきましたので、ちょっと繰り返しになりますけれども、地元説明の状況について申し上げます。9月議会の後、まず地区の営農組合及び農業法人の代表の方、それぞれに協力のお願いと事業内容についての御相談をさせていただきました。10月には、商工会、営農センター、観光戦略会議、飯島町営業部などの会議でも、その時点でお伝えできる限りの状況を御説明申し上げ、お力添えをいただくようお願いをしました。以降も協力体制や事業内容の調整を行いながら、昨年11月20日には田切の里営農組合の理事会で初回の説明会を行い、同じく11月の26日には春日平の自治会の月例会で事業の説明をさせていただいております。1月26日まで動かなかったというわけでは決してございません。ただし、この時点では、まだ概念的なことだけしかお伝えができていなかったというふうに思っております。具体的な事業計画等の説明はできていなかったと思いますけれども、御理解をいただけるよう、今後、一層説明に努めてまいります。

坂本議員

分かりました。それでは、元に戻って、飯島流ワーケーションの企画というか、この考えが立ち上がったのは一体いつなののでしょうか。これをひらめいて、それで9月の地区農業法人のそこに持っていくまでのもっと前の段階に、この計画というか、思いがあって、企画して形にしてきたと思うわけですが、飯島流ワーケーションの企画というのが立ち上がったのがいつか教えていただきたいと思います。

町長

この事業は、第2回の国からの地方創生第2次緊急補助金の通達があったとき、約2億円の国からの補助金が来るという通達を受けました。それで、その使い方の内容が指示されているわけでございます。大きく分けて、コロナ対策、それと新しい生活様式へのチャレンジ、その中にワーケーションと、こういうものがあつたわけでございます。ここが1つの発想の原点ではありますが、これを使おうと思ったもともとの課題は——飯島町にもともと課題があつたわけでございます。それは、飯島町の観光にどのような方々を連れてこようか、どのような方法で宣伝をするのかっていうこともありまして、飯島町の農業の新しい価値の創造——農業というのは物を作って売ってなんぼという世界であつたんですけれども、いや、農業自体が、その土に触れること自体、農業を体験すること自体、これが売りになるんじゃないかと、こういう農業の1つの改革、観光の新しい挑戦。それと、移住・定住というのが今までのように東京、大阪、名古屋へ出向いて一本釣りをしてくるという方法に限界があると。やはりもっと地域を知っていただかなければならないんじゃないかと、時間をかけてじっくりと。そして移住してきてくれることが最高の順番だろうと。こういうもろもろの課題がある中で、ワーケーションという、そういう手法は、1週間なり長期滞在する中で、飯島町に滞在し、農業塾を体験し、飯島町の文化を体験し、飯島町の自然を体験する、それぞれに飯島町の人間と絡むわけでございますね。このワーケーションというのは非常にいい手法だなと、今までの課題、継続して飯島町が持っている課題を解決するに非常にいい手法ではない

かと。一般にいわゆるワーケーションは、会社から田舎へ行って、仕事をして、パソコンだけ打って、あとはどこかへ遊びに行ってきたと、こういうことがワーケーションだったんですけれども、飯島町は、いや、よそへ遊びに行かなくて、飯島にいて、いろいろの農業塾とか農業体験とか、飯島町の人たちと触れ合う五平餅とか、縄ないとか、そういった自然探索、そういったことを飯島町で体験してほしいというプログラムを立てた。これがワーケーションの1つの大事な内容なんです。そういうことで、発想は、ワーケーションということで今までの課題を、もって解決していこうと、こういう発想に至ったのは、その時点でございます。

坂本議員

ワーケーションの内容は十分これで分かったと思いますが、でも、このときは、第2次の緊急対策の補助金のときには、まだ少し、だんだんコロナが増え出してきた時期だと思わわけですね。まだある程度あって——そんなに11月のようにひどいことにはなっていなかったと思いますが、コロナ対策と新しい生活様式へのチャレンジという中で、そちら側にかなりな金額を割いたと私は思っているんですけれども、やはり町長としては、このときにチャレンジしたかったという、そういう思いが強かったということでしょうか。

町 長

一昨年の12月に発生して、1月に広がってきたと。そして、この第2次地方創生交付金が頂けるというお話が来たのが6月の前後だと思えますけれども、そのときはコロナがぐっと収まってきていたんです。そして、12月近辺に第3波、それが盛り上がった。そうすると、この流れでいくとコロナが終息するなあという1つの希望もあったわけです。その中で、トレーラーハウスを注文するに、これを注文するに半年以上かかるという御案内をいただいていたんです。まずは、それは決定してやらなければいけないし、ワーケーション事業に国からの支援をいただくために、口先だけで農水省の事務次官のところへ行ってしゃべっておったんでは、あんた、それだけ言うんだったら、町はどんなことやってんのかと言われる、いや、町はちゃんとトレーラーハウスを買って、農業塾と文化交流、自然交流をやる計画でおりますよってということがきちっと言えないと、農水省のお役人の目に留まらない、そういうことで、やはり自前の準備はしっかり先に先手でやる必要があるなということです。コロナが収まってきた時期、次への飯島町の課題を抱えてきて、どういう方法でそれを解決するかということ、そういうことが相まって、総合的に判断してこのワーケーションに取り組もうと、こういうお話を申し上げたわけでございます。大事なことはプログラムをつくることございまして、地域の方々がそのプログラムに参加していただくと、こういうことで地元の人たちの協力が欠かせないということを申し上げたわけでございます。

坂本議員

そしたら2-2に行きたいと思います。町長はコーディネーターの人材育成ができたから営農組合の職員となるような答弁をされましたが、営農組合員の中で飯島流ワーケーションに協力していく多く同意が得られていないと私は聞いております。でも、これは、先ほどの地域創造課長によりますと、説明はしてきていると、細かくしてきていると、これからもやっていくということではありましたが、今の町長の言葉からも、国へ町もやっているということを言わなければ予算が取れないということであつたというこ

との中での話ではありますけれども、こういった地域における理解というのが、やはり今の段階でもやっぱり不安に思っている方たちは多いわけですね。町内の方たちがそこに行くということだったらいいんですけれども、県外からいらっしゃった人がほとんどだということで、例えば、来ていただくにはPCR検査をしてほしいとか、そういうふうでないとちょっと困ってしまうとか、そういう話も出てきているわけですが、具体的にやっていくためのそういう細かな準備とか、そういうことはきちっと地域に理解をしていただけるようなことを努力していらっしゃるのでしょうか。

地域創造課長

今、外からお見えになる方のPCR検査というなお話がありましたけれども、まだ地元にはトレーラーハウスが設置できているわけではございませんので、それよりも前に、まず制度の扱いとして、例えば価格設定が適当であるかというようなことを地域の中でトライアルをしていきたいということを考えています。それと並行して、都市部からおいでいただく中で、これまで移住・定住の政策の中でも2週間の様子見であるとか、その間は外へやたらに出て歩かないでっていうようなお願いもしてくる中で、これまでのノウハウを生かして進めていける部分はあると思いますけれども、まだ具体的にいつ頃から外の方においでいただくというような状況になっておりませんので、それは、これからしっかりお伝えをしていくべきであると思っております。

坂本議員

時間がないので、ここで一言言っておきますが、特にこのワーケーションは地元の理解と協力がすごく要ると思いますので、ぜひ、丁寧な説明と協力者たちによく分かるように、理解をしていただいて、協力者を増やすような形での実行をしていただきたいと思います。

次に3番に行きます。空き家対策に関してですけれども、先ほど空き家の利活用に対して質問がありましたが、私は、空き家対策の解体するための金融機関との連携したローンの仕組みづくりを提案するがということでございます。総務産業委員会は、やはり本多さんも行って、一緒なんですけれども、1月14日に、町内全域に点在する空き家188件のうちの崩れ落ちそうな家からすぐ使えそうな家まで、それと築100年の古民家を改修して宿泊できるようにした家を視察しました。その中で、改修費用に関しては2,000万円ぐらいかけて改修されて、営業をしているということでございます。解体する中で費用なんですけれども、当町の場合は、解体したら1年以内に家を建てなければいけないという、そういう形でないと50万円というお金は出ないということなんですけれども、調べてみたら、特定空家に認定されればかなりの補助があるということもありますし、国交省の空き家対策での空き家対策総合支援事業というのがあって、これを使うと、町もお金を出すんですけれども、国からもお金が出て、空き家を解体することの事業ができるわけなんですけれども、そういうことを使っても空き家は減らしていくべき、潰したほうがいいのは減らしていくべきと思いますが、その補助事業とともに、町でそういうことに対して補助的なものをつけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

地域創造課長

議員に御指摘いただきましたとおり、空き家の処分には大変多額の費用がかかりますので、直したり壊したりすることをためらわれる方がたくさんおいでになります。解体

後、新しく住宅を建築されることが確実な場合には——先ほど1年というふうにお話ありました。これ、制度を直しまして、2年以内に建て直す場合にはという制度設計をいたしておりますけれども、既定の範囲の中で空き家改修費等補助金を御利用いただくことができるようにしております。空き家はあくまでも所有者の資産でございますので、単に除却するだけの場合、その処分の責任はあくまでも個人の方にあり、町として補助金の制度を創設する考え方は今のところございません。

議長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散会 午後4時21分

令和3年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年3月10日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

中村 明美 議員

三浦寿美子 議員

好村 拓洋 議員

竹沢 秀幸 議員

浜田 稔 議員

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企画政策課長 堀越 康寛 住民税務課長 大島 朋子 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 座光寺満輝 建設水道課長 那須野一郎 地域創造課長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年3月10日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。 4番 中村明美議員。
4番 中村議員	おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、大きな項目で3点の質問をさせていただきます。 「1 節目検診に眼科検査の追加と眼科医誘致を求めるが」 1-1、高齢になると視力低下、白内障など眼科診療が増える、早期治療により重症化予防するために60歳節目健診に眼科検査の追加を求めるが、いかがかについて質問をいたします。この質問は、町民の方の小さな声からですが、きっと声なき多くの思いと、感じ、質問することにいたしました。また、私自身、この場で町民要望をつなげることが最後になることから、町民要望を第1番目の質問といたしましたので、ぜひとも前向きな答弁を期待いたします。では、本題に入ります。白内障は、歳を取ると白髪が増えるように、70代以上では9割がなると言われています。また、年齢を重ねるほど視力障害が生活をしていく上で支障となり、その結果、活力低下を引き起こすことになっていると感じています。そこで、節目健診等での早期発見、早期治療で重症を防ぐために眼科の健康管理環境を構築すべきでは、60歳の節目健診で眼科健診を追加していくことを求めますが、いかがか、お考えを伺います。
町 長	おはようございます。お答えいたします。健康診断事業は、町民の健康を守るために大変重要だと捉えております。保健師が中心となって健診の受診を飯島町でも積極的に進めております。その結果、令和元年度の当町の特定健診の受診率は61.7%となりました。これは、目標を60%に設定していたんですけれども、その目標を達成したという数字になっております。そして、この数字は県内で11番目に高い受診率ということだそうでございます。受診後の保健指導についても積極的に行い、重症化予防に努めております。健診の成果を健康の維持につなげて、保健師がその後も指導していると、こういう手厚いフォローをしておるという現状でございます。御質問の眼科検査につきましては、担当課長より現状を説明させていただきます。
健康福祉課長	それでは、眼科健診でございますけれども、当町の特定健診につきましては、受診者全員に眼底検査を実施いたしております。本来、国の指針でいきますと高血圧などのリスク因子のある方のみが対象とされているところですが、町では、眼科疾患の早期発見の機会となることから、特定健診の対象者の方全員に実施を行っている状況でござ

ざいます。ただ、眼底検査のみでは、眼科検査項目としては不十分なところもございます。また、町独自での眼科健診の実施につきましては、地域の眼科医の理解も必要なことがございます。今後、実施可能かどうかも含めまして研究をしてまいりたいと思います。

中村議員

今、答弁の中で、我が町は特定健診の受診率が目標の60%に対して61.7%と、また県下でも11番目と、すごい非常に高い受診率であるということは、町の努力もありますし、町民の健康に対する意識も強いのかと思います。であるならばなおさら、特定健診でそういう眼底検査を行っているのであれば、今後ぜひとも、こういう白内障という高齢者の大きな悩みの1つでありますので、ぜひとも前向きに検討をしていくことを要望いたしまして、1—2の質問に入ります。

町の医療機関は、内科、心の医療、歯科と、医者不足だった一時期の不安は解消してきたと思います。しかし、高齢になると眼科診療は歯科診療と同じように通院回数が増えがちです。そのようなことから、町内に眼科医があつたら交通弱者には大変ありがたいと眼科医を求める声があります。私もこのような要望を受ける中で思ったのは、眼科医は幅広い年齢層が必要としているのではないかということです。また、眼科医数は近隣に少ないことから、非常に今の現状では眼科が混んでいるんですね。だから、長い時間の待ち時間で悩まされているのが患者の皆さん方だということを聞いております。そこで、当町に眼科医誘致を進め、町民要望に添えてほしいのです。いま一步、医療機関の充実を図るよう求めますが、眼科医誘致のお考えを伺います。

町 長

医療体制の整備につきましては、住民の皆様の生活を支える基盤であるというふうに思います。とても重要なことであります。町は、開業医支援に懸命に取り組んでいるところでございます。私が町長に就任して以降もお医者さんが2つ増えておるわけで、担当の係の皆さんの努力も通じて、医師を説得してこの地にお招きしておるという成果もあります。議員御質問の眼科の飯島町への誘致につきましては、住民ニーズの高い診療科目でありまして、現在の近隣の眼科の状況を鑑みて眼科の誘致を進めておるところでございます。一度、町内の医師会の方々の御努力により眼科のお話があつたんです。詳しくは申しませんが、残念ながらほかの地というよりも松本へ行ってしまったと、ああ残念だなあと非常に思っております。また、地域の医師会の皆様等とお話を密にしながら、そういった飯島町に必要なお医者さんのつてを頼って誘致に励んでいきたいなあというふうに思っております。その眼科誘致についての詳細につきましては、担当課長からお話をさせていただきます。

健康福祉課長

議員の御高察のとおり、眼科につきましては、どの年代においても診療のニーズが高く、また定期的な通院を要するところでございます。今年度は新型コロナの関係の対応で、開業医支援事業につきまして相談日設定など積極的な取組は行っていないところでございますが、今後につきましては、新型コロナ感染症対応が落ち着いた後とはなろうかと思いますけれども、医療圏分析ですとか、住民ニーズの把握、また、何より開業希望の医師のリサーチ等、前向きな取組を続けてまいりたいというふうに考えております。町の皆様からも飯島で開業したい御希望のお医者様につきましての情報がございまし

たら、ぜひ提供のほうをお願いしたいと思うところでございます。この場合は、コロナ禍の中でもお会いする機会を設けるなどして対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

中村議員

町もそういう取組というか考えがとおりだということをお聞きしまして、住民の皆さんも安心したのかなあというふうに思います。ぜひとも誘致がかなう時期が早く訪れることを願って、2番目の質問に移ります。

「2 「飯島流ワーケーション事業」推進は町民と行政の^{きょうりよく}共力が不可欠だが現況をどう受け止めているか」について伺います。

コロナ禍にあっても、この事業を確実に前に進めたいとの思いが、昨日の関連質問答弁からも強いのだなあと改めて感じ取れました。飯島町第6次総合計画「4 地域特性を生かした 産業の創造と振興のまちづくり」の(9)に新しいワークスタイルの推進支援が計画されており、新しい発想で考える未来像としての視点に私も賛同いたしている一人であります。私が令和2年9月の一般質問において、国の第2次補正予算で確保された地方創生臨時交付金2兆円は、足元のコロナ対策を大きな柱としていた第1次補正の1兆円とは違い、家賃補助、事業継続等への支援策を優先しながらも、我が地域の新しい生活様式確立に向けての活用も重要視されていることを紹介し、ワーケーション事業への考えをお聞きしました。その際、既に町長は第2次補正に飯島流ワーケーション事業を挙げてきたことに少々驚きましたが、町長の中で煮詰めてきたことであり、これをチャンスとしたことだと思った次第であります。また、昨日の思いはいつからなのかへの町長答弁でも、農業の形の創造、観光の新しい挑戦、地域定住等の課題を考える中で非常によい方法であり、今までの課題を解決していこうと思ったとのことからも、分かりました。町長の熱い思いであることが本当によく分かるのですが、この事業への町民理解度は低迷状態です。現時点で町長の思いが町民にどのように受け止められているとお感じか伺います。

町 長

飯島流ワーケーション事業につきましては、様々な機会において町民の皆様に熱意をもって御説明を申し上げております。まだまだしなければならないことは当然でございます。今、この構想を、皆様にこの議会から、今こういう質問がある状況でございますから、町民に浸透していくには、まだ時間をかけてじっくりと説明しなければならないというふうに思っております。現状では、まだまだ今年度の予算を繰り越してトレーラーハウス——トレーラーハウス5台を設置するという事しか伝わっていないように考えております。しかし、その中身が非常に大事でございます。この春から設置までの間、地域の皆様に、まずはトライアルで御利用いただきながら、農業を指導していただく皆さんの指導技術の養成を考えており、広報「いいじま」3月号で概要を知らせる予定でございます。ワーケーション事業の柱となる農業塾、農業を体験していただいて、このゆったりとした空間の中で癒やされてほしい、心を癒やしてほしいというのが売りなんですけれども、それは都会の人たちに来ていただく、お招きする、そこで体験していただくことなんですけれども、そのためにはどういったお話をしたらいいのか、どういった体験が必要なのかということを、まずは地元で試験的に行っていきたいと。これ

は農業を指導する人と違います。だんだん計画を練ってきましたので、いきなり来てワーケーションを他県の人に紹介するよりも、まずは地元の人たちにこの体験を味わっていただいて、この部分は不足だよ、これは要らないよとか、そういったことをブラッシュアップしていくと、こういう期間を持っていきたいということで、その事業を推進する中心になる方々が考えて、今計画しておるところでございます。飯島流ワーケーション事業は、環境循環ライフ構想の一環として、町民の皆様はもとより、地域内外の企業や国、県などの組織とも連携して、この美しく雄大な自然環境を守り、エネルギーの地産地消を図り、山林を整備し、水や森林資源の活用を図り、農業を基軸に町の様々な魅力を磨き上げ、都会とつながり、地域の「光」を「観て」いただく——この地域の「光」を「観て」いただくということが——「光」を「観る」、「観察」の「観」って書くんですが、これが「観光」だと、こういう捉え方です。お城を見たり神社仏閣を見たり、そういうものではなくて、その地域の暮らしぶりを見ることにその地域の光を感じてほしいと、これが新しい観光だと飯島町は捉えております。そんな方向で進んでおります。地域の「光」を「観て」いただくことにより人口減少をはじめとする町の様々な課題解決を図ってまいります、それには何よりも町民の皆様に協力をいただかねばならない、御理解いただかねばならないと思っています。今御指摘のとおり、町民の皆様に本当中身の部分が浸透していったいない。トレーラーハウスだけの部分に光が当たっているもんですから、コロナ禍で何をやっておるんだと、こういうお叱りを受けますけれども、コロナはコロナで、昨日お話ししたように、コロナ対策費としては健康維持関係で2億2,000万円、経済対策で4億4,000万円、合計6億6,000万円の予算規模で懐を広げておるわけでございます、令和2年度。だんだんに実施されてきております。そういう準備をしながら、将来を見据えた町の明るい施策として、これはしっかりと進めていきたいと思っています。説明不足の部分は、これからしっかりとやってまいります。

中村議員

今後の町長の思い、そういうものを述べられたわけですがけれども、現時点の、まずトレーラーハウス5台というところが、町民の中にそれしか伝わっていなかった、これから中身を説明して動き出すんだという、そのスタートの時点のトレーラーハウス5台が、町民には、大変突拍子もないことを始めるなということで、いろいろな憶測が、また不安が町民に起きてしまったわけなんですよね。だから、スタートが私はちょっとまずかったんじゃないかなと思ったわけなんです。このワーケーション事業は、行政と町民との双方の力、共に力を合わせ進めることが成功への鍵になります。実は、町長が昨日の質問で答えられた構想内容を事業予算計上時に住民の目線に出し——要するに、住民はコロナの中で、もう不安と、いろいろな恐怖の中でうろたえていたわけなんですよね。そういう中で、しっかりとその目線に立って、現実問題解決への取組と、そして未来の町を展望したワーケーション事業、これをもうちょっと詳細に説明し、今このワーケーション事業を踏み出すことの重要性について丁寧に説明をしてほしかったのです。事業の推進に町民が理解を示し、町民参加で、町民生活においても活力が湧く事業となるよう町長のリードを求めますが、今、町長がお話しをされたのがその答えになるのかなあというふうに思うわけですが、今後、町長がリードしていくに当たって、今おっしゃられた

町 長

以外に町民のほうに何か思いがあるようでしたらお話してください。

1つの新しい事業を進めるに当たって、こういう目的を達成するためにこういう手法を取って事業を進めていきたいというのは、まずは議会の皆様に報告することが順番でございます。その中でいろいろの御意見をいただく中で対応して、その後、ちゃんと予算がつけられ事業が進められていくと。しかも、その事業につきましては関わってくれる人たちがいなければならない。まずは、その人たちに、どうですか、こういうことをやりたいんですけれども参画してくれますかと、こういうお話もまとめてこななければならない。その間には、一気にさっと、町民にまず最初に話をしると、大風呂敷を広げるというわけにはなかなかいかないです。制度上、予算をつけてもらう以上、準備が要ります。まずは議会の皆さんにお話をして——もう何度も議会の皆様にはお話ししております。こういう目的で、こういう方向で将来に向かってやるんだというお話はしております。ぜひ、議会の皆様も支持者の方々にそういうお話を伝えてほしい。それはそれとして、今度は携わる方々の御理解、こういうことをやりたいんだけど、どうですか、あなたの技術を使えますか、よし、やってみたいと、よし、これからそれじゃあ計画を立てますというグループは、その方がつくってくれる。また、今度はプログラムが大事なんですね。農業体験のプログラム、それからこの地域の文化を体験するプログラム——これは住民参加です。それで自然探索をするプログラム、この3つのプログラムを合わせて飯島流ワーケーションの魅力としているわけです。そうすると、このプログラムをつくってくれる人たち、まとめていく、これは営業部が飯島町の魅力を磨き上げておったわけなんですけれども、そういったプログラムを参考にしながら1つの形になるメニューブックを——観光戦略会議の皆さんに飯島町の観光というものを考えていただくと同時にそういうメニューブックをつくっていただければ、ワーケーションがスムーズに動きますよと、そういう部分の根回しに結構時間がかかるんです。それで、これが第6次総合計画、向こう10年を見据えた中での計画の1つの大きなポジションを占めているわけだね、目標になっているわけです。そこまで第6次総合計画の審議会の皆様にも御理解いただいて、よし、10年向こうはこの計画でいこうよと、その中にはワーケーションも入っております。そういう御理解をいただいて、6次総合計画には入りました。そういう計画を皆さんに組織的に理解していただくまでには時間がかかるということをお伝えしたい。1つの経営者だったら、決めて、独断ですぐすぱっとできる。けれども、行政の動かすのは、しっかりとその外堀を埋めて、予算も認められて、それから町民の皆さんに説明すると、こういう時間がかかるわけですから、ぜひ、その点は御理解いただきたいなというふうに思います。その代わり、今まで説明不足だった分は、これから動画等も利用する中で各地区を回るお話をさせていただきました。先日、4区の理事会、17か18日に集まる理事会でワーケーションについてお話をさせていただきました。環境循環ライフ構想全体ですけれどもね。それで、各4区を回りたいんで、ぜひ人を集めていただきたいと、こういうお話もしたけれども、各区で若い人を集めるにはどうしたらいいかねえと、なかなか、そういう政治について説明するときに、皆様方も井戸端会議を企画しましたけれども、なかなか人が集まらない、こういう状況でございます。

その中でね、一応4区は、私が直接語りたいと、ですからそういう準備をしていただきたいと、こういうお願いを申し上げましたけれども、それもやります。やりますけれども、みんなが気軽に見られる動画で——20分か30分ぐらいの動画になると思いますけれども、町長自らが説明していきたいなど、こういう計画でありますので、御理解いただきたいと思います。

中村議員 過去に戻ることはできませんので、住民理解が今までの不理解だった部分も取り戻す、そういう思いで、ぜひとも、町長の動画ですか、それとか懇談会の充実を図っていく必要があると思いますので、御努力を求めます。また、この成功には、行政の役場の職員との意思の疎通が確実にできていることが最重要と考えます。それは、町民が役場職員からこの事業に希望のある回答を聞けば安心をしますが、その反対では到底賛同を得られないからです。この点がまだまだ不十分に思えてならないのですが、町長はすごいスピード感がありますので、そのスピードも大事なんですけれども、町長の構想に職員が呼吸を合わせてもらえるか、しっかりと詰めていくべきだと思うんです。それが今の時点でどうなのでしょう、大丈夫でしょうか、町長はどのように思われていますでしょうか。

副町長 第6次総合計画をつくる中、それから職員の皆さん、課長会を含めて、循環ライフ構想の一環としてワーケーション事業についても説明をさせていただいております。また、今トレーラーハウスだけが目立っているというお話でございますけれども、いろいろなメニューづくりとか、そういうものも併せまして4月からスタートしていかなきゃならないので、その点については職員の理解を得るように、これからも努力を重ねてまいりたいと思います。以上です。

中村議員 これからコロナワクチンの接種等々で職員も駆り出されたり、いろいろな目の前の住民の窓口となっておりますので、職員はその中でいっぱいいっぱいの対応をしながらいます。そういう中で町長の構想に耳を傾け、同じように呼吸を合わせていくのにちょっと疲れるときもあるかもしれない。そんなときに、町長が職員とすれ違ったりとか、どこかで職員が頑張っている姿を見たときに、やあ御苦労さまとか、やあ君に期待しているよとか、そういうふうにより上司なり、また町長にぽんと肩をたたかれたら、嫌な気持ちはしません。どんな疲れも、上司がそうやって自分の苦労を理解してくれているんだなあと思えば、よし頑張ろう、自分も何か役に立っていこうという、こういう気持ちになるんですよ。特に私は単純だからそうなんですけれども、そんなことも——当然そんなことは分かっているよと町長が思われているとしたら大変失礼をいたしましたけれども、そんな御配慮をいただきながら、課長の方、また副町長、町長もそんなことに努めながら、ぜひとも職員と一致団結をして今後の6次総合計画を成功させていくことを求めまして、3の質問に移ります。

「3 SDGsの活動を町民・企業に迅速な推進を」これは、私は大分これに特化して質問をしてまいりました。

3—1の質問に入ります。世の中は、SDGsを基本に事業改革を図っている自治体や企業が増えてきています。本年1月30・31日の2日間で「SDGs全国フォーラム長

野 2020」がオンラインで同時配信され、私も参加いたしました。また、町の職員も参加したということをお聞きしていますので、また答弁の中で感想がありましたらお聞かせください。その内容も交え質問をしてみたいです。県内の中でもSDGsに取り組んでいる若者が大変多いということを、このオンラインフォーラムの中で知りました。大学生であったり、特に20代30代の方々が古着を集めて、その古着を販売するということを行っているんですね。その古着を買うのは若者が7割ぐらいなんだそうです。なぜ、そんなふうに古着を買うのかというと、若者が買う思いは、自分の知らない、まだ生まれていなかった世代を生きてきたこの服を自分が着て、何か自分がパワーをもらえるんじゃないか、背中を押してもらえるんじゃないか、そんな思いで古着屋さんに通ったり、高齢の方が高級なスーツとかそういうのを着なくなって出したもの、そういうものをあえて求めているということを聞いて、ああ、すごいなあということを思いました。また、驚いたのは、このままの環境状態が続くと2050年には海に魚よりプラスチック類のほうが多くなるということ、現在、気候非常事態であり、地球は今悲鳴を上げているのだということ、だからこの10年が重要であると改めて深く感じました。過去の自然をうっとうしく思っていた時代から、今は自然共生が大事と変わり、世の中は時間軸から空間軸への地域着陸時代が変わってきております。都市と地方分散型が望ましいと考えられてきております。また、私たちは地球社会で、この飯島という単位の役割を受け持っているということで、決してこの地域が自分たちの所有物との考えであっては絶対にならないということです。その受け持った地域で、誰一人取り残さない、また自然豊かな自然を継続させていくための循環型社会を、住民や企業と連携し進めていかなければならないのです。町の事業もSDGs目標に沿っているのですから、今後は町民の理解を深める教育に努めることを強く求めます。要するに、町民理解が得られることで町民の生活意識が変わるでしょう。その結果、自身の個性や経験を社会に生かすことの重要性を自覚し、生きがいある活動を見いだすことにつながると思うからであります。阿部知事は、住民が率先して取り組んでいる自治体は活気があると言われていました。活発に活動する団体や個人を増やすことは、フォーラムで住民も危機感の共有ができることで、何でもかんでも行政頼りの行政依存から切り離すことが大事で、住民との連携で地球社会の役割地域である飯島を最高の環境にしていくことを望みますが、SDGs推進へ町民の意識をどのように町長は構築していくお考えでしょうか、伺います。

町 長

SDGsの流れは世界的な流れで、日本国内でもSDGsの言葉やらバッチやらをあちらこちらで見ます。どのように推進していくかということですが、言葉で語ってもなかなか分からないと思いますよ。それは、やっぱり現実の事業で示していくことだと思います。環境循環ライフ構想は4つの柱がありますが、その全てにSDGsの要素が入っている、そういうことを体験しながら、ああ、これはSDGsに協力しているんだなということを感じていただくことが大事だと思います。あなた、SDGsというのはねえ、これこれこうなんですよ。なかなか聞けないですよ。理解できません。事業でそれを実践していくことが大事だと思っております。

中村議員

言葉ではなかなかというふうに町長はお答えになりましたけど、SDGsのいろいろ

講習会、町の職員も1回ですけれども出られて、大変目に見える形になって、実践したことによって大変勉強になったという感想を私も受けております。言葉だけじゃ駄目なんですよね。今、飯島がやっていることが既にSDGsの一端となっている、こういうものがあるよってということから、さらに個人ができることはこういうことがあるよっていうものを目で見せながらやっていく、これも教育なんですよね。それが分からなければ、循環型社会ってただ掲げているけど、どうやって入っていったらいいのか、ふうん、やりたい人だけでやればいいわになってしまうんじゃないでしょうか。本当に言葉だけというふうなのが教育だというふうに町長が思われているのが、とても残念に思います。現在、企業が加速して取り組んでいるスコープ3は、事業収益を得ていく筋道で原材料の収集から自社排出、消費者排出量を計算し、温室効果ガス、CO₂排出実質ゼロを目標——これが2050カーボンニュートラルというのですが、これに向かっていくために知恵を絞っております。また、経済を優先するのではなく、SDGsを経営戦略に組み込む企業がここ4年ですごく増えてきたこと、経済の中に社会、環境を取り入れていかなければならない時代になってきました。エコな製品、商品を扱う企業を応援する消費者が増えているということです。ということは、エコな商品、エコのマークがついたものを優先して購入する消費者が増えているのです。また、金融機関も変わりつつあるようです。ESG投資といって環境に配慮している企業への投資や融資もSDGsを経営方針に加えている企業を優先するなど、企業も社会、自然界に及ぼす影響に配慮しての経営が求められています。当町の企業の中にもSDGsを掲げているところが出てきましたが、まだまだと感じています。企業に意欲的に取り組んでもらうよう、町からの働きかけも重要であると考えますが、どのように考えるか伺いたいと思います。例えば、昨日も購買車とかスーパーとか、よそから入ってきたら町の商店はどうなるんだという心配をされるような質問がありました。こういう中において、飯島町の商品は環境に配慮した商品である、安全・安心な商品売っているというものがあって、それが町民に知らされることによって、町民がそういう店を応援していく、商品を買っていくということになると、町の中の循環型になっていきます。そのように企業にもお願いしていくというのも1つ町の役割かなあというふうに思うわけですけれども、町長はどのように企業に働きかけていくのか、思いがありましたらお聞かせください。

町 長

SDGsに対応することを企業に要請するということは、企業それぞれの受け取り方もあろうかと思います。町としては、SDGsを推進していますよということをアナウンスしてまいりたいと思っています。企業でも、ああ、こんなことがSDGsに関係あるんだなっていう、ふだんやっておることがSDGsに関係することもありますね、そういうことに気づいていただくようなことだと思います。毎日毎日、SDGs、SDGsということよりも、そういう認識はだんだんに世間の中で広まってきていますし、お客様もそういう目で見られるとすると、その部分を主張する商品、今まで主張しなかったけど、その部分を主張すると、こういうことは大切なことだと思っています。SDGsの内容というのは17項目あるんですけれども、それにこういう項目があるんですよ、あなた関係あることをやっているんじゃないですかという意識醸成はして、それを企業

中村議員	が発信していくということが大事ななというふうに思っています。 大分、町長、SDG s にちょっとこだわり過ぎるんじゃないかというふうに受け止められているのかなと思いますけれども、そうではないんですよね。私たち一人一人の中にある地球を守ること、町長の構想の中にあるものですので、ぜひともここを大事に、町民が理解できるような、そして行動が起こせるような、そんなアドバイス、また企業への努力を促し、そして企業を住民が応援していけるような、そういう環境を整えることを求めて、3—2の質問に移ります。
	SDG s 活動をする町民グループを町がたたえていくことを提案するが。地方自治体の役割は重要で、住民が自分のこととして、何ができるか前向きに、誰もが関わる環境づくりが重要なことでした。コミュニケーションのあるところがうまくいく、阿部知事の発言でした。コミュニティを広げるには、我が町の目指す姿を決め、ストーリーを演じ、関わる人を決め、互いの力を引き出し、動かすんだとみんなが協力できるメッセージを出せるようにしていく、これが第6次総合計画の環境循環ライフ構想であり、アグリノベーションだというふうに私は認識いたしております。町長の掲げる飯島流ワーケーション事業も、その1つになるでしょう。また、お助隊や廃油を洗剤等に再活用する団体や加工食品など、既にSDG s の一環である活動が多くありますので、関係者へは17の目標のどれに値しているのかを認識してもらい、そして、そのグループや個人をたたえていくことを提案いたします。例えば、SDG s のバッチの支給とともに町長からの感謝の思いと激励をホームページ等で紹介したたえていくなど、意識的に活動を展開してくださる町民をたたえていくことで自信と使命感が湧いてくると感じるのですが、いかがでしょうか。
町 長	それぞれの活動の中で、町民の皆さんのグループがまちづくりのために参画していただいて活動されている、それは非常に敬意を表するところでございます。その活動のほとんどがSDG s につながっているというふうに考えております。あなたのSDG s のほうがこのSDG s よりよかったという評価をすることもいかななものかと思えますけれども、SDG s の精神が町の中に伝わっていくように、その17の目標、そこに当てはまることをあなたたちはやっていますねというようなことが認識できるような形で進めていきたいと思っております。
中村議員	事業を進めている人たち、また、その商品を購入している人も安全・安心なものを購入するということはSDG s に参加しているという、そういうことなんだということを身近なものに感じていって、さらに、まだできることは何だろうというふうに前へ進んでいくことが大事かと思えます。昨日の産業振興課長の答弁でもネット販売への検討を言われていました。また、リモート会議や情報提供、買物をインターネットでする時代が既にもう来ていますね。そう時期を待たずに、今あちこちに自治体でタブレットを支給しているところがありますので、我が町も必要な世帯に支給をしていく考えになっていくのかなあというふうに思えます。そのときの課題となるのが操作指導です。橋場議員も昨日、質問の中で言われておりましたが、私も同じ思いであります。SDG s の誰一人取り残さないために、指導者は身近な自治会で募り登録し、その中に中高生がいた

場合は図書券を、大人は商品券でお礼をしていく。このように、近所の方からの指導は気心が知れており、意欲的になれると思います。また、身近な自治会内での交流、子どもたちも自分が誰かのためになっているとの喜びをつかむきっかけにもなっていくと思います。そして、地域のコミュニケーションが深まっていくことでしょう。ですので、今後そのようなことになった際は、ぜひ講師を決めて、1か所、例えば文化館とか、そういうところに町民を移動させて指導をすることは絶対に避けていただきたい。そうではないと行きにくい、特にかしこまって聞けないという高齢者の皆さんにとっては、もう行き渋りというか、もうそんなのいいやということになって取り残されてしまうんですよね。ですので、今後——考えているかどうか分かりませんが、こうなっていくと思うので、ぜひ、そうなるときには身近な地域の中から人材を掘り起こし、そして子どもや近隣の人たちと交流しながら新しい文明にみんなで歩を進めていく、そういう環境にしていきたいのですが、どのように思われるかお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

町 長 最終的には、議員がおっしゃられるように、やっぱり地域の細かなつながりだと思います。それは福祉の総合事業につながることでありますし、身近なところで助けたり助けられたりと、そういう精神に入っていくと思いますね。そういう優しい心がお互いにつながっているかどうかということだと思います。それは福祉行政の本当に根幹につながる部分かなというふうに思っております。小さな助け合いが積み重ねられることによってSDG sの精神もだんだん広がっていくんじゃないかなというふうに考えております。まず、役場の事業としては、福祉総合事業、包括ケア、そういったことをしっかりと、きめ細かな福祉を推進していくということが、ひいては大きな飯島町のSDG sにつながるというふうに考えております。

中村議員 最後に、今、コロナを言い訳にSDG sの動きを鈍らせるのではなく、コロナが背中を押してくれていると実感し、コロナに嘆く時間は終わった、次の時間に充てていくようにとフォーラムで言われていました。私もコロナを通して思うのは、今、地球上の危機を打開するときであり、自身ができることは限られているが、行動を起こすことが大事との思いから、小さなことからではありますが心がけております。飯島町環境循環ライフ構想の実現を目指し、この地域から誰一人取り残さないため、持続可能社会を行政と町民、企業の連携で推進できるよう取り組むことを求め、質問を終わります。

議 長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休 憩 午前9時58分

再 開 午前9時59分

議 長 会議を再開します。一般質問を続けます。

2 番 三浦寿美子議員。

2 番

三浦議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に「住民生活を支えるコロナ対策を」ということで質問をいたします。新型コロナウイルス感染症に関わる住民アンケートを議員有志4名で行いました。300人を優に超える返信があり、切実な声が多く寄せられております。その中で町にとって重要なテーマと受け止めた課題について、解決方法の1つとして提案をしたいと思います。多くの課題について、後ほど同僚議員から一般質問がされると思います。コロナ禍で起きている問題は、まさに財政的な問題だけではないということが、私の想像以上に深刻な状況で表れていることが明らかになりました。コロナ禍で1年間訪問を控えていたこともあり、会えずにいた人が玄関まで出てくるのがやっとになっていたり、私の顔を忘れてしまって「誰？どこの人？」と聞かれる事態も起きています。それも1人2人ではない状況にショックを受けているところです。コロナ禍で家に籠りがち、運動教室がお休み、お隣とお茶に誘ったり誘われたりがなくなった、人と話すことがなくなった、子どもや孫に会えない、帰ってこられない、誰も訪ねてこない、友達と会えないなど、私が直接聞いている声であります。と同様に、アンケートでも、コロナ禍で家に籠りがちになった、対話も減ってしまった、友達に会えないとのお声が複数ありました。町内至るところに生まれている深刻な問題です。特に新型コロナの感染リスクの高い高齢者が抱える深刻な問題であると受け止めます。介護予防策として高齢者を独りぼっちにしないことが大事であり、引き籠もり解消、運動不足解消、フレイル予防、認知症予防を行うため、早急な対策が求められているというふうに感じております。これは猶予ならない事態が既に起きていると感じているところです。最初に、コロナ禍で高齢者が抱えている様々な困難など、町が把握している現状についてお聞きをいたします。また、現在どのような対策を行っているかについてお聞きをいたします。

町 長

質問項目の何番目に当たる質問でしょうか。

議 長

三浦議員。座ったままで。

三浦議員

私は、1番目の質問のことで、その中で現状をお聞きしながら、空気清浄機を町の備品として購入していただきたいという中で、まず現状をどのように把握しているかをお聞きしたいというふうに思いましたが、そのような認識がなければ、私が言いたいことを言いながら次のことに移ってしまうということでもよろしいですか。

町 長

質問要旨に沿った順番でという最初の議長の御指示がございましたので、私どもはそれに従って回答の準備を進めておるわけでございます。一番最初は自治会集会所などに希望に応じて空気清浄機等の備品を準備したらどうかと、こういうお話なんですけれども。

三浦議員

失礼をいたしました。では、ということが前提で次の本題に入っていきます。まずそのところをお聞きしてから次のことを質問したほうが分かりやすいかなと思いましたので、大変失礼をいたしました。

それでは、そうした事態が現実には起きているというところから質問をさせていただきたいと思います。感染リスクを減らして高齢者が集うことができる、私はそうした中で

場所と環境を整えることが重要な課題と今回の中で感じているところです。そこで、人が集まることを前提に、感染リスクを減らし、安全・安心をどのように担保するか、町の重点施策として早急に取り組まなければならないというふうに考えます。そこで提案をしたいと思います。空気清浄機を町の備品として購入し、各地区公民館に数台を無償で貸し付け、各公民館は自治会集会所などの希望に応じて無償で貸出しをすることができ、そうした仕組みづくりを提案するものです。これは私一人の考えではなく、町内を歩いていまして、複数の方から何かいい方法はないかと、このような提案も、私と同じような考えを持っている方もおいでになりましたので、やはり引き籠もりがちになる、また運動不足になる、認知症が進んでしまう、こうした状況を打開するためには、人と会う、会話をする、楽しい一日を過ごす、そうした場所をつくる必要があるのではないかとこのように考え、それを打開するためにどんな方法があるかという中で提案をするものですので、町長と教育長に所見をお聞きしたいと思います。

町 長 お答えいたします。新型コロナウイルスの感染拡大は私たちの日常生活に様々な影響を及ぼしており、行動抑制に伴う住民の皆様の声は、町としても十分承知しているところでございます。各自治会の集会所は、災害時には緊急避難所となっておりますので、そういった観点からも考えていく必要があると思っております。状況の詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

総務課長 各区の空気清浄機の配備、こういうことでございますが、それぞれ各区の公民館につきましては指定避難所となっております。新型コロナウイルスの臨時交付金を活用しまして、現在2種類の空気清浄機を一定数、各区の公民館に配備するよう、現在進めております。議員のおっしゃられた貸出しの方法も一案だなあというふうには思います。それぞれの施設に――集会所ですね、各地区の自治会の集会所に機材の配備ができれば、これが一番いいわけでございます。災害時に必要な備品というのはたくさんありますので、いろいろちょっと調整をさせていただく中で、対応できるかどうか検討をしていきたいなあというふうにも思っているところでございます。

教 育 長 今、総務課長が答えたとおりであります。公民館の運営に関わる部分がございますので御質問いただいたと思っておりますけれども、こういう備品の整備、あるいはその活用については、また公民館と連携しながら話をしていきたいというふうに思っております。

三浦議員 大変にうれしいお話です。災害時もありますけれども、やはり先ほど申しましたように、高齢の方たちが本当に引き籠もりがちになり、また介護予防を進めている中で、なかなかそうならない実態が浮き彫りになりましたので、そうした観点から、ぜひ使い勝手がいいような、持ち運びもある程度、力持ちでなくても移動できるような、そうした機種を選定していただきたいなあ。それと、やはり数なんですけれども、ある程度の要望があったときに使い勝手がいいような、借りて行けるような、そんな個数についても検討を今後していただきたいなあ。一気にというわけにはいかなくても、ぜひそうしたことも含めて対応をお願いしたいというふうに思います。空気清浄機もいろいろありまして、性能が物を言うと思います。中には、まがいものというか、実際には

ウイルスの滅菌がなかなかできなくて、実際にはあっても意味がないというような内容のものも今は出回っているようですので、ぜひ機種の選定にはしっかりとした目でもって選定をしていただきたいなあというふうに思います。そういう中で、私は、今回、飯島流ワーケーションの事業をしばし先送りしても空気清浄機を各公民館に配置をしてほしいと、用意をしてほしいというふうに考えておりました。ぜひ、まずは住民の安心・安全、健康を守り介護予防も進むような対策を実施していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それで、一つ一つというか、私が思いましたのは、介護予防でどんなふうに、この今の事態、なかなか外に出られなくて、そういう状況の中で集まることができるような状況をつくるということについての認識、各課の関係ある部署での認識についてお伺いをしたいなあと思っています。ですので、介護予防の観点から、健康増進の観点から、また生涯学習の観点から、地域の集会施設を利用するという意味での観点からの今回提案をしました空気清浄機の設置についてどんなふうに考えられるのかということについて、それぞれにお聞きをしたいと思います。

議長 質問者にお伺いしますが、通告の中の自治会集会所などに該当する項目ですか、質問項目は。

三浦議員 一つ一つに私は関連していると思ってお聞きをしましたが、準備がなければ、準備がある、答えていただける方がありましたら、ぜひ、これは関連しているので……

議長 なのですかということで私は伺っていますから、そうか、そうじゃないか言ってください。

三浦議員 じゃあ、関連していると思いましたが、いいです。じゃあ、よろしいです。私は関連しているというふうに思っておりましたので……。その点については、また後ほどそれぞれの担当の方からお聞きをすることにします。失礼をいたしました。

それでは2つ目の質問、1―2の質問に移りたいと思います。失礼しました。それでは、2番目の1―2の質問に移りたいと思います。生活保護の扶養照会、これは義務ではないと田村厚労相が1月28日の参議院予算委員会で明言をしております。扶養照会があることで生活保護の申請をためらうケースが多いことに関しての答弁であります。コロナ禍で生活保護を必要としている人が増加をしております。国は、ちゅうちょせず申請をしてほしいと言っております。しかし、扶養照会がネックとなっていて、困窮していても申請をためらう人が相当数いることに対して、扶養照会は義務なのかとの質問に対する厚労相の答弁です。生活保護申請に対する扶養照会の結果、扶養に結びついたのは1.6%とのことです。扶養照会のために費やす職員の手間、その結果、ほぼ全てが扶養につながらず、生活保護申請はその間保留となっているのではないのでしょうか。としたら、これは問題ではないのでしょうか。全ての国民が基本的人権として健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障されております。自立した生活をするのが大前提であり、親族に扶養を求めること自体が自立を阻害することになるのではないかと私は思います。生活困窮者が生活保護を受けることで自立の道を歩むことができるよう支援することが町の福祉の窓口の役割と考えております。実際に申請を受けるのは社会福祉事務所ですが、扶養照会は義務ではないのであれば扶養照会はいらないと考えるの

が普通だと思いますが、それについての認識をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長

生活保護制度につきましては、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度でございます。保護の収入認定につきましては、民法に定める扶養義務者である3親等以内の直系血族、兄弟、姉妹等について扶養の可能性を調査し、扶養義務者からの仕送り等を受けているときは、これを収入として認定することとされているところですが、3親等内の親族全てに一律に行っているわけではなく、扶養を求めることで明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められるものについては照会をしないこととなっております。当町の保護決定事務等につきましては伊那保健福祉事務所が行っているところでございますが、生活困窮の相談等があった際は、伊那保健福祉事務所と連携を密に行い、扶養照会の考え方等の要件も認識した上で相談に応じているところでございます。

三浦議員

ただいま認識をお聞きいたしました。法律に基づいて、飯島町ではなく伊那保健福祉事務所で行っているということですので、当然そういう回答になるとは思っておりました。町の生活保護申請者について、今まで法律に基づいて、そうした形で、先ほど課長のほうからお答えされましたように扶養照会をなされてきたというふうに思いますが、実際に扶養照会で扶養に結びついた件数というのは、国と、全体と同じように1.6%と、ほぼ扶養照会で扶養が成立したということはないのではないかなあというふうに思います。それで、やはり人権を尊重し、生活保護を受けることで自立生活を支えることができるように、福祉の窓口では、申請者の立場に立って、扶養照会は義務ではないということをややはり強く窓口では主張をしてほしいなあというふうに私は思います。それと、やっぱり困窮している中で生活保護を申請したいけれども、やはりそのことがとても心配で申請に窓口に来られないという人が全国には大勢いるというふうに聞いています。ですので、そこまで厳しく扶養照会をしているということではないというふうに今認識をしましたので、そういう点でも広く周知をすることが必要ではないかなあというふうに思います。ためらって、本当に苦しい、最近の報道やなんかでも、生活保護を求められないで、どこに支援を求めていいかわからない中で餓死をしてしまうというような事例も全国的には出ています。そういうことを考えると、本当に困ったときに町に困ったと言えば、そうした手だてで生活も立て直すことができるという手段が、セーフティーネットとして生活保護があるんだという、それは権利だということをぜひ多くの町民の皆さんに知っていただきたいなあと思いますので、ぜひ、その辺は周知を、分かりやすい周知、遠慮しないで、やはり国が言っているように、困ったときに、そうしたときにちゅうちょなく申し出てほしいというのは当然だと思いますので、そんなふうに手配をしていただきたいなあ、周知をしていただきたいというふうに思いますが、どのような方法でそのようにしていただけるか、また今もしているか、お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

生活困窮に関わる相談については、やはり健康福祉課のほうにも相談が寄せられるときがございます。そのときには、その方に沿った相談体制、時には伊那保健福祉事務所とも連携しながら対応をしているところもございますし、場合によっては保健師等々も

入りまして対応を行っているところもございます。また、議員御指摘のありますとおり、生活困窮に関わる方が相談しやすいような周知のほうは、これからも努めてまいりたいというふうに思います。

三浦議員

ぜひ、そのように生活困窮をしながら生活保護を受けられる状況の中でも受けられないという方を出さないような取組をしていただきたいなあというふうに思います。特に心配なのは、私は、飯島町は農村地帯で、資産が結構、土地、林野などを持っていて、年金暮らしで生活もなかなか厳しいと、しかし、生活保護の対象にはならないと言われてしまうような事例もあるというふうに承っているんですけれども、そうしたときに何か対応ができることも方法があるのかどうか、そういうことがあればお聞きをして、それも周知をしていただければと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

健康福祉課長

議員のおっしゃるとおり、生活困窮のための相談っていう部分については月に1件ほどございますけれども、全てが確かにすぐに生活保護の受給者になるわけではございません。やはり、その方その方の状況に応じまして、こちらのほうでは相談に乗っているところがございます。場合によっては社会福祉協議会等々とも連携をしたりして対応することもあろうかと思えます。

三浦議員

ぜひ、いろんな目線で対応をしていただき、困窮しないような、国の制度もいろいろあるとは思いますが、やはり困った人をつくらない、そういうことで対応をしていていただきたいなあというふうに思います。

では、2つ目の質問に移っていききたいと思います。「コロナ禍での飯島ワーケーションより空き家対策を」ということで質問をいたします。空き家対策は、決めたらすぐに住むことができるリフォーム済みの住宅で解消することを提案するというで質問をしたいと思えます。実はコロナ禍でUターンIターンを選択する人が増えているというふうに認識をしております。Uターンでは、急に実家に同居できない、そうした事情や、Iターンは全く住まい探しから始めなければならないということになるというふうに思えます。Uターンで飯島町に戻ってきた私の知り合いから、飯島町の移住対応が悪いと強く言われました。どういうことかというふうに思うわけなんですけれども、その理由は、こんな理由でございました。子どもさん家族がコロナ禍で両親が住む飯島町に越してまいりました。子どもさん家族はIターンです。保育園や学校が家から遠いために、朝夕、お孫さんの送り迎え、それを時間差で何回も行っていると言っておられました。そこで、学校近くに家を借りることにしたそうです。町に空き家の紹介をしてもらったそうですけれども、家族構成や間取りなど、条件に見合う物件がなかったそうです。その中に1件はその家族の構成でもよさそうなのはあったんですけれども、そのリフォームに、なかなか若い人なりのリフォームの在り方がありまして、その家では納得できないということになったようでございます。そんなお話を聞きながら、この一番の問題がリフォームをしないとすぐに住めないということがあるのかなあというふうに私は感じたところです。特に、古い建物でありますから、昔ながらの間取りでは若い子育て世代には受け入れられないということもあるんだなあということを先ほどの方のお話を聞きながら思いました。私なんかですと住めればいいという感覚になってしまいますけれども、やは

り今の若い方たちの考え方はちょっと違うようです。しっかり広いおうちでも、昔ながらのお部屋が幾つもあったり畳敷きではなかなか納得できなかったり、台所がこのような造りでは納得できないなど、様々な若い人なりの思いがあるようでした。そこでです。その方のお話ですと、結局、空き家を探して住むことは諦めたそうです。新築をすることにしたそうですけれども、たまたま子どもさんが飯島の学校に通っているのもう通り始めてしまったので、町外を選択することは諦めた、そうでなかったら飯島には住まないと言われました。これは大問題だと、そのときに思いました。若者世代に住んでほしいと頑張っているこの飯島町が大事なことに気づいていなかったのかもしれない。若者世代のニーズをつかむことができていないのではないかなというふうに感じたところです。特にIターンの若者のニーズに合った住まいの提供は、期待できる施策になるのではないかと考えているところです。先ほど申しましたように、空き家を紹介されたけれども、リフォームしていないそのままのおうちを紹介され、これからすぐに入りたいのに、これからリフォームをして住むという、その間はどのようなことかというように含めて、なかなか問題があるというふうに思いました。それで今回提案したいと思ったのが、まずは若者のニーズに合った住まいにリフォームをして提供をするということを提案したいと思いますが、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

地域創造課長

空き家の利活用につきましては地域創造課の定住促進室が担っておりまして、今年度、1級建築士の資格を持つ地域おこし協力隊を採用しまして、主にDIYをお勧めする改修についての助言や提案を行うサポート体制を整えておりまして、チャレンジショップ等の作業もしているわけですが、議員のお話にありました若い方のニーズという部分については、先にこちらで整えて、これをどうだというやり方でもないわけではないと思いますけれども、御家族の構成ですとか御要望に合った、そういうものを御自分で造り上げていただくというようなやり方も受け入れていただけるものだというふうに思っております。今年度は空き家よりも新築住宅を選択されてUターンIターンをされる方が多く、空き家の成約件数は20件ほどに落ち込んでおりまして、この数年では一番少ない件数でございます。今後につきましても、UターンIターンをされる方々の動向を見ながら空き家の利活用について検討する必要があると思いますし、御相談をいただいた方のニーズに沿った御案内ができれば一番いいわけでありまして、たまたまマッチする住宅の御案内ができなかったということだと思います。御相談はしっかりお受けをする部分だと思いますけれども、決して対応が悪くっていうところではないというふうに思っております。

三浦議員

今状況についてお聞きをしたわけですが、確かに一生懸命やっていたというふうには私も認識をしております。ただ、全ての皆さんがやはりリフォームをしたおうちにすぐに住みたいと言っているわけではないと思います。しかし、先ほど例を挙げましたけれども、すぐに住みたいという家を探している方にとって、結局、新築をすることになってしまったという事例もあるわけで、子どもさんが学校に行っていなければ町外に家を探すというふうにもはっきりと言われておりましたので、やはり、

		そうしたことも含めて、対策について考えていく必要はあるんじゃないかというふうに私は思うところです。というのは、せっかく飯島町に住んでいただけると、子どもさんも一緒に住んでいただけると言いながら、そもそもが新築を目指していたのではなくて、空き家を利活用したいという思いで探されたわけですので、やはり空き家対策としても必要な在り方かなあというふうに私は考えました。そこで、全ての空き家をリフォームして提供するというのではないにしても、ぜひ、そういうことも研究、検討していくべき内容ではないかなあというふうに私は思いますが、その点についていかがですか。
地域創造課長		空き家の対策につきましては、いろいろな方法があると思います。御提案をいただいたことも含めて——これまでも研究をしております。研究、検討、時間がかかってしまいますけれども、しかるべく対応ができるように研究を重ねてまいりたいと思います。
三浦議員		若者が定住できるようないろんな施策を考えていただけるということはよく分かっておりますが、そんな事例もあって、私は本当に、今回は若い人たちのニーズというのが、なかなか、もう私たちみたいな高齢のものとは違うんだなあということを思いましたので、そうしたことも含めた空き家対策の在り方というのはやはり研究していく必要があると。また、そういう取組をしていただけるということでしたので、ぜひ、いろんな若い人たちの考え方、声を聴いていただいたり、また外から飯島町に越してこようというふうに考えている方たちの意見もしっかり聴いていただいて、そうした都会の人たちが新しい斬新な考えでやってきて、自分たちでリフォームして、それを楽しむという今の人たちのスタイルもありますけれども、すぐに住みたいという方たちもいるわけですので、その辺もしっかり検討の中に入れていただいて研究をしていただきたいと、また対策を取っていただきたいなあ、それが空き家対策、空き家解消の方策になるというふうに思っていますので、ぜひそんな取組を要望して、質問を終わりたいと思います。
議 長		ここで休憩を取ります。再開時刻は 10 時 50 分といたします。休憩。
休 憩		午前 10 時 35 分
再 開		午前 10 時 50 分
議 長		会議を再開します。一般質問を続けます。
6 番		6 番 好村拓洋議員。
好村議員		それでは、通告順に一般質問をはじめます。今回の質問は「新型コロナ対策について」の 1 問のみです。さて、1 月末に全町民向けに議員有志による新型コロナウイルスに係る町民アンケートを配布しました。締切り期限の 2 月 14 日までに到着した中から、全て町民の方の不安や疑問の声に基づいて通告し、質問していきたいと思っております。このアンケートは全世帯に向けて発送し、期限までに約 300 通を超える返信があり、様々な御意見を頂戴いたしました。その中でも数多く寄せられたものの中から一部抜粋して質問し

ますので、町民の方にも伝わるような丁寧な答弁を求めます。

それでは質問要旨に入ります。1—1、PCR検査を個人が自分のタイミングで検査できるよう、希望者に検査キットの配布を求める（補助でも可）という質問です。この質問は、ワクチン接種に関することと並びアンケートに一番多く御意見があった内容です。アンケートを実施したのが年明けの1月末頃でしたので、NHKの集計の発表によると、その頃の1日の国内感染者は、今と違って大体4,000人、今なんです、3月に入ってから大体1週間平均で、大体全国で1,000人を少し超えるぐらい、数字上は減少傾向にありますが、コロナの変異株、これは従来の新型コロナウイルスより感染力が大体1.7倍と言われておりますけれども、昨日の夜の報道では25都道府県で確認されるなど、まだまだ油断はできない状況です。また、最近ですと、言葉でいうトリバウンドとか、いつ起きるか分かりません。さて、PCR検査についての質問なんです、町は2月の臨時会で理事者や職員が使用するPCR検査キット30回分10万円の補正があり、当然必要なものとして議決されました。町民へのコロナに係るアンケートでPCR検査を受けたい、検査キットを町で配布してほしい、せめて半額、補助を出してほしいとの声が多くありました。また、アンケートの記載していただいたほかの御意見から推測したんですけれども、やはり年末年始を含め子や孫に会えなくて寂しい、近所の集まりがなくて寂しいなどの御意見が多数あり、継続して町民の方は自粛をされている姿がうかがえました。そこで、町がPCR検査キットを購入し、希望者に配布してはいかがでしょうかという質問なんですけれども、その点について町長の見解を伺います。

町長

お答えいたします。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策につきまして、町民の皆様には御理解と御協力をいただいておりますことに対しまして、まずは感謝を申し上げるところでございます。御提案いただきました検査キットの配布についてですが、この簡易キットでの検査は、性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になることや、感染していないのに結果が陽性になることがあると報じられております。また、厚生労働省から自費検査を提供する者への適正実施について都道府県知事へ協力要請等を実施する旨、通知があったところでございます。このような状況や地域の感染状況を踏まえ対応を検討してまいります。なお、詳細につきましては担当課長から説明申し上げます。

健康福祉課長

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大によりまして自費検査の重要は増加しているところではございますが、検査機関の精度管理の実施状況にばらつきがあること、検査結果が陽性となっても医療機関を受診しないケースがあるなど、全国的にコロナウイルス感染症の拡大につながりかねない状況があるということでございます。そのような状況から、厚生労働省は、都道府県知事等宛てに自費検査の適正実施のための措置を定め、協力要請を講ずるように通知がされたところでございます。この協力要請の内容としては、医療機関以外の者が自費検査を提供する場合、陽性であった場合に受診勧奨するため提携医療機関を定めること、それから検査を提供する前に検査希望者から陽性であった場合に提携医療機関またはかかりつけ医等の医療機関を受診する旨を誓約させること、検査機関の適切な精度管理の徹底などとなっております。今後、また長野県からも当該措置についての通知がされると思いますので、そちらも参考にしながら、や

	はり感染拡大を防ぐためのより有効的な方法になるような検査に関する助成等については検討をしてみたいなというように考えております。
好村議員	そういった通達があるということなんですけれども、そしたら、県から示されたらやるっていう認識でよろしいでしょうか。
健康福祉課長	検討はしてみたいかなというふうに思います。
好村議員	じゃあ、その結論はいつまでに出していただけますかね。県から通達があって、例えば夏までにはやるかやらないか決めたいとか、そういったことはどうでしょうか。
健康福祉課長	その状況に準じまして対応をしてみたいというように考えております。
好村議員	このコロナなんですけど、まだまだ続くと、政府分科会の尾身会長もこの冬までは続くんじゃないかという見解を示しているの、積極的にやってもらいたいんですけども。実際に、これ、私ちょっと、町内の事業者に検査キットを販売しているところがありましたので、聞いてきましたので、一応共有ということで言わせていただきますけれども、仮に全町民——9,300 人ですけれども、約1万セット、もし発注するとすると、じゃあ幾らぐらいかかって納期はどれくらいなのかっていうのを問い合わせしてみました。結果としては、1人当たり1回1,500円、納期は大体3週間で1万セットが入るようでございます。もちろん、今回の質問は希望される方へということだったので、そんな数ではないので単価も変わってきたりとかするとは思いますが、そこまで大きな負担にならずに町民の方の不安が払拭できるのであれば、私は早く前向きに検討してもらいたいと思います。
	次、1—2の質問に移ります。個人検査で感染が疑われた場合、どのような手続になるのか、また町はどう対応するのかという質問です。発熱などの感染が疑われた場合の対処方法についてお尋ねします。町ホームページや先月の「未来飛行」の2月号、県のホームページにも記載されてはいますが、発熱等の症状があった場合を想定して、どのような相談、受診、検査、あるいはまた症状によっては入院等の手続になるのか、ホームページ等を見られない方もいらっしゃると思いますので、その点の説明を求めます。
健康福祉課長	手続についてでございますけれども、まず、発熱ですとかせきなどの症状のある方につきましては、自費検査は行わず、かかりつけ医または県で設定しております受診相談センターのほうに相談をしていただくことをお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の自費検査の場合、検査機関により対応が異なっておりますが、医療機関で検査され、医師の診察により陽性となった場合は、医師が感染症法に基づく届出を保健所に行います。医師の診断を伴わない検査の場合、検査機関の提携医療機関があれば、その医療機関で診断等となり、提携医療機関がない場合については御自分で相談センターのほうまたはかかりつけ医に相談することになります。その際、再度検査が必要になる場合もございます。町へ検査結果が陽性であるとの相談があった場合ですけれども、町としては伊那保健福祉事務所で開設する受診相談センターに連絡をしていただき、指示を仰ぐようお願いをいたすところでございます。
好村議員	最新の南信地域の病床逼迫度は県ホームページを見ると0.8%なんですけれども、その手順を踏んで、必要があれば今は入院できるという認識で間違いないでしょうか。そ

の点の確認をしたいのと、つまり、どこまで情報が町と保健所、医療機関で共有されているのかっていうことをちょっと含んでの質問なので、そういうところができているのかどうか、その点を伺います。

健康福祉課長

検査結果が陽性というように判断がされた場合の対応につきましては、やはり保健福祉事務所での対応となってまいりますので、それから先の情報共有という部分は、ちょっと実際そのような状況、現状がございませんので何ともいえないところなんです。情報共有が全てできるというわけではないかと思います。ですけれども、やはり伊那保健福祉事務所での指示に従って対応することになることには間違いはないのかなあというふうに思います。入院できるかどうかにつきましても、こちらも町でその状況を把握しているということではございませんが、対応はできるんじゃないかというふうに思います。

好村議員

そういうことですので。そうはいつでも、町にやっぱり相談とか来るといいますし、実際、感染が拡大した都市部とかでは、本当に1月とかの段階では、たらい回しといいますか、結局入院もできずに自宅で亡くなられているっていうケースも発生していますので、当町は都市部に比べれば高齢化率も高いですし、65歳以上の方がたしか3,400人を超えているはずですので、そういったところは、保健所の指示を仰ぐというのは確かにそのとおりなんですけれども、やっぱり、今、多少落ち着いているこの段階で、意思の疎通といいますか、情報を取得するような仕組みじゃないですけれども、そういったことを求めたいと思います。これは、答弁は求めませんけれども。

次の1―3にもう入ります。コロナ感染症に対する専門相談窓口の設置を求めるという質問です。保健所、医療機関、町民をつなぐ取組を町職員によるワンストップでということで、PCR検査の質問を含めて、また病床使用率が逼迫した場合、先ほども言いましたけれども、発熱等の症状があつたりしてもたらい回しにされる例があります。今はないと思いますが、今後、またリバウンドだったり、次の冬に向けて増えるのは容易に想像がつきますので、そういった例があります。また、アンケートより、近隣の方へやっぱりどうしても知られたくないという声などもありました。当然、検査を受けたということが知れたらうわさにもなってしまいますし、そういった不安を解消するためにも、案内を相談窓口センターにつなぐとかじゃなくて、そちらにかけてくれとかじゃなくて、町職員によるワンストップでの相談窓口を今後のワクチン接種に併せて設置するほうが良いと考えますが、町長の所見をお伺いします。

副町長

ワンストップでというお話でございますけれども、現在、うちの体制では、新型コロナウイルスの対策相談窓口っていうのは限定をしております。職員全体で当たっております。今御提案をいただきました新型コロナウイルス感染症の専門窓口につきましては、今、実際に保健の専門知識の要るいろいろな問合せだと保健師が相談を行っておりますけれども、当町に医者がいるわけじゃございません。専門的な立場で指導をしていただいておりますのは伊那保健所でございますので、そちらの指示を仰ぐというような格好になってくるんじゃないかというふうに思います。ワクチン接種につきましては、その手続、それから実際にやるというのは市町村の責任になっております。

	それはここで責任を持って対応しなきゃいけないなというふうに思っておりますけれども、相談、それからまた先ほどありました陽性の関係になった場合とは、やっぱり専門的な知識を持った方、情報も県が全部握っておるわけでございますので、保健福祉事務所の指示に従うと、そういうことになるというふうに思っております。以上でございます。
好村議員	そういうことになってしまうとあれなんですけれども……。ちょっと私の思いを多少述べたいと思いますけれども、昨年12月3日付での「町長から町民の皆様へのメッセージ」に「不当な差別や偏見、いじめ等を「しない」・「させない」・「許さない」という気持ちを抱き、思いやりのある町を築いて行きましょう。」とあります。もちろん大切なことで、異論どころか、大いに賛成し、町長よく言ったと思いますけれども、そもそも、そうならないような体制を取れるのであれば、そうすべきなのが町の執行部側と我々なのではと思います。県の専門家が町にはいないということなんですけれども、相談をつなぐっていうところでも、やっぱりどうしても私は町に1つはどこかにあったほうがいいと思いますけれども、設置しませんかという、もう一度答弁をいただきたいと思います。
町長	コロナ対策について、特に陽性者が発生したときの相談というのは、これはウイルスですから、広域的な対応が非常に大事だと思います。伊那で感染して飯島の人間と、こういう広域になるわけですね。そういった情報をしっかりと把握して的確な指示が出るのは、やっぱり保健所だというふうに思っております。町にあれば、それはいいですけども、正確な回答は出ません。保健所を紹介して的確な対応を取ることが一番安全で安心な方法だというふうに理解しております。
好村議員	町長の思いも分かりましたし、理解もしますけれども、そうはいっても町民の方は多分町にも相談があるかと思うので、そのときには可能な限り丁寧な対応を——全職員で今は対応しているということです。求めて、次の質問に行きます。 1—4、新型コロナウイルスの傷病手当金制度の期限が3月末までだが、当面の間、延長すべきだが、考えはという質問です。新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる場合に——これ国保の関係なので個人事業主のことですけど、会社とか休みやすい環境を整備するため、休業中の生活保障として傷病手当金の支給がされております。この適用期間——申請期間ですかね、今月末で切れます。しかし、まだまだコロナは終息しておらず、ワクチンの接種にもかなりの期間を要すると考えます。先ほども申し上げましたが、分科会の尾身会長も今年の冬まではまだまだ感染するだろうと——第4波、第5波になるのか分かりませんが、ワクチン接種が全体に行くまでは油断できないのかなあというふうに思っておりますが、町民の暮らしを守るためにもこの期限の延長を求めますけれども、町長の見解を伺います。
町長	状況をしっかりとつかみながら、いろいろの情報をいただきながら、適切な対応を取っていきたく思っております。経済を含めて、経済にしても健康管理にしても、その都度しっかりと対応を取っていくつもりでございます。
好村議員	今いい返答はいただいたと思うんですけども、コロナは本当に広がる瞬間は一瞬で

すので、12月頭と12月末ではもう感染の拡大のペースが全然違いますので、今のこの落ち着いている時期に、もしまた波が来た、その波をいかに早くつかんで対応するかというところが重要ですので、その点については、ぜひ先手先手で対応していただきたいということを求めて、最後の質問です。

コロナ対策に係るアンケート調査を定期的に町が行うべきと考えます。その考えはあるかという質問ですけれども、さっきからくどいように、町長もお疲れでしょうけれども、まだまだ終息には時間がかかります。これは、もう事実だと思います。昨日からの各課の課長さんの答弁を聞いていると、必要に応じて事業者や個人へアンケートやヒアリングを行っているようですが、橋場議員だったかな、課を越えての連携にはまだまだ課題があるということも昨日の一般質問の中で明らかになっております。個人もそうなんですけれども、事業者も、町長が先手を打って行ったコロナの制度資金、助かった事業者もおられます。しかし、早い事業者は据置期間が終わって10月から返済が始まります。まだまだ運転資金、いつ経済が回復してくるかもわからない状況で不安がある事業者の方もいると思います。個人事業者で同じアンケートとはいかないかもしれませんが、昨日、折山議員からもあったように、これは国難であり、災害でもあるコロナ感染症に対し、今、町民が何を望んで、今、事業者が何を望んで、何を考えているのか把握して、迅速に政策に反映する必要があると思いますが、アンケートに係る町長の所見を伺います。

総務課長

実態調査につきましては、一番影響があると思われます商工業関係につきましては、担当課においてこれまでもその都度調査を行ってまいりました。また、商工会や金融機関とも、その都度、情報交換をしているというふうなところでございます。また、職員も日々の業務の中で町民の皆様の声をお聴きするなど、把握に努めているところでございます。全町民を対象とした実態調査につきましては、実施してまいりたい、その必要性も感じておるところでございます。ただ、その時期につきましては、昨年の所得が確定したりして、自身の生活実態、また事業の決算、こういったものが数字として明確になった頃も1つのタイミングではないかなというふうに思っております。定期的な実態調査をしたらというようなお話もいただきましたけれども、経済情勢を見ながら必要に応じて実施していくことがよいんじゃないかなというふうに今のところは考えておりますので、よろしくお願いします。

好村議員

前と違って大分前向きなことになったのかなと思って歓迎しますけれども、確定申告とか、その結果が出て、前年度の収入が分かってからっていうのも1つの案だと思いますけれども、くどいようですが、また冬にかけて盛り上がるタイミングが絶対来ると、第4波はあると思っていますので、それが終わった、終息したときにまたすぐ手を打てるように、感染が拡大する前とか、そういった——3か月おきとか半年おきにつて私は言っているのではなくて、その節目節目、町の前年度の町民の方の収入とかが分かったタイミングだったりとか、いつ再開されるか分かんないですけど、またG o T oが始まって感染が拡大してきたタイミングで1度行うとか、そこら辺の——やるっていうのは、前向きに検討するっていう感じで私は今受け取りましたけれども、その内容——先

		ほども言いましたけど、本当に感染拡大するのは本当に一瞬なんです。そこでやっぱり間に合うようにするには、ある程度その内容とかを各課で精査していただいて、それを取りまとめるのが総務課の多分役目なのかなと思いますけれども、その点の準備はしていただけますでしょうか。
総務課長		議員のおっしゃるとおり情勢を見ながら、先ほども答弁させていただきましたが、情勢を見ながらという、経済の情勢、それからコロナの蔓延の状況、これら全て情勢を見ながらということで私どもも考えておりますので、お願いしたいと思います。また、アンケートの内容につきましては、今考えているのは、各課でこんなことを聞きたいなっていうのを総務課のほうで各課から出していただいて、それを取りまとめてアンケートの用紙を1つにまとめたらどうかなあというふうに思っていますので、そういうふうにしたいと思いますが、具体的には、内容的にはこれからまた詰めていくということで、よろしくお願いいたしますと思います。
好村議員		やり方自体は、それで私も大いに賛成です。1個だけお願いしておきたいのが、各課から出てきたものを挙げてもらって、それで精査して作るっていうのを、もう一度各課に戻るか、課長会とかで課を越えて、それ、そっちの課でもうちょっと何とかなるんじゃないのかとか、これを聞いておいたほうがいいんじゃないのっていう課長の連携っていうのももっとやっていただきたいなと、そしたら、もっともっと多分いいアンケートになるし——私は、今回、議員有志で行ったアンケート、これ人によったら怪文書じゃないかなんていうぐらい、とにかく聞きたいことをやったんですけれども、行政が行うアンケートでしたら、本当の本音、無記名であれば出てくると思いますので、そこら辺を求めて、早いですが質問を終わります。
議 長		ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。
休 憩		午前11時18分
再 開		午後 1時30分
議 長		会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
11 番		11 番 竹沢秀幸議員。
竹沢議員		それでは、通告に基づき一般質問を行います。私は、2005年の3月、議会議員に当選以来4期16年お世話になり、一般質問は、2020年、昨年の6月定例議会での議長提案もありましてコロナ禍の自粛で1だけお休みをいただきましたが、今回で63回目の質問でございます。最後の質問でもありますので、御配慮いただきまして、飯島町が将来に向かって持続可能な前向きな答弁をお願いしたいと思います。今回は、質問事項4項目について質問いたします。ただし、質問要旨のほうは全部で20項目にわたりますので、項目によりましては一括質問して一括答弁をいただく方式をお願いをしたいと思っております。この間、町民の皆さんが初体験をしたコロナ禍での新しい生活様式の日々であ

りまして、感染者は、町内ではおかげさまに、幸いにも最初にあった1件だと思います。町の新型コロナウイルス感染予防対策事業につきましては、評価がいろいろありますけれども、私もコロナ禍の対策について提案もしてきましたところでもありますけれども、町全体としては、医療対策、経済対策を多岐にわたりまして講じたことにより、私は評価をいたしたいところでございます。

さて、具体的な質問に入ります。質問事項1「村に負ける町政運営に危機感を持て」ということでの——ちょっと表現がきついかもしれませんが、質問事項であります。

1—1であります。近い将来、M村に人口で飯島町は追い越されると、したがって、子育て支援政策もしかり、ほかの政策も含めて飯島町が負けちゃ困りますよと、そういうことでの提案です。お手元に資料を配付いたしました。私が考えた人口分析の資料であります。飯島町とM村の過去8年間の人口動態の実数であります。人口の増減っていうのは、皆さん御承知のように、生まれる方、お亡くなりになる方のいわゆる自然増減と、もう一つは飯島町へ入ってくる転入の方、飯島町から外へ出ていく転出の方、これを社会増減といいます。この2つによって人口動態は確定するものでありまして、この8年間の分析してみますと、飯島町は年平均で75人ほど毎年減っております。一方、M村では13人減少ということで、そこに六十数名の差があるということであります。それで、まず現状を見たとき、2020年12月31日現在の飯島町の人口ですけれども、9,318人です。M村は9,051人でありまして、両町村の年間減少する人口を毎年差し引いていきますと、2025年、飯島町が8,943人、M村が8,986人となりまして、2025年にはM村のほうが43人多いたために、飯島町は人口で負けちゃうと、こういうことが予想されるところであります。一方、飯島町第6次総合計画の中における人口ビジョンの中では、令和2年11月16日、当議会の全員協議会で提案説明がありましたけれども、内容分析をしましたけれども、町の将来人口推計では、2030年で7,835人、これはよく使われる推計ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計です。もう一つは、合計の特殊出生率上昇、それから人口異動が均衡した場合の将来展望ということで、この人口が8,404人というふうに町では推計しております。私の推計でいきますと、先ほど申し上げたように2025年にはM村には人口で追い越されますけれども、町のほうの第6次総の人口ビジョンでいう2030年を想定した場合に町の人口は8,404人まで減少するというふうには、そこまで落ち込まないというふうに私の推計では思っているところであります。また、違う角度から見ますと、去る1月30日報道の信濃毎日新聞の中では、長野県内の人口は転入超過傾向にあるということで、飯島町から出ていく人よりも飯島町に入ってくる人のほうが多い、ということが言われておりまして、飯島町では前年45人転入超過ということであります。これは、コロナ禍の影響もありますけれども、トータルでは地方回帰、あるいは町が進めてきましたこの間の人口増対策というものが評価できるものかなあと思うわけでありまして、いずれにいたしましても、これから先、有効な人口増の政策を展開していかないと、私が申し上げたような予想に近づいていってしまう懸念があるわけです。そこで、下平町長におかれましては、この課題をどう受け止めて、第6次総の重点プロジェクトでもあります、令和3年の予算の中の重点プロジェクトにもなって

町 長

おります人口増対策、ここにどう取り組むのかについてお答えをいただきたいと思います。

お答えいたします。16年間、大変御苦労さまでございました。ただいま、資料をもって、人口数をもって御説明されたわけでございます。7年前、増田元総務大臣が消滅可能性都市ということで全国を対象に発表しました。残念ながら上伊那で飯島町が消滅可能性都市に入ってしまったと、こういうことだと思います。それにはいろいろ要因があると思います。私なりに分析をしているところでございます。それで、M村という表現をされましたけれども、そこに負けるなよと、こういう叱咤激励をいただいたところでございます。トータル的に、これからのまちづくりは近隣町村の競い合いや勝ち負けではないと、基本的には考えておるところでございます。当然、そこら辺のところは御承知のことだと思います。お互いの地域ならではの資源を生かした中で、豊かに暮らせる住み続けたい町を目指すべきだと考えております。また、その効果が効いてくるのは、やっぱり時間がかかるのかなあというふうに思っております。うれしいことは、去年は社会増であったということですよね。社会減、自然減と——自然というのは赤ちゃんが生まれる、お年寄りがお亡くなりになるということで、差し引きして減という場合がある。社会増というのは、移住者とか、あるいは転勤してこられるとか、そういう数字でございまして、社会的な増が増えたということは、これは1つの明かりかなというふうに思っております。しかし、それを、増えたからといって一喜一憂する必要はないと、行政は遠くを見詰めた中でしっかりと魅力ある町をつくっていくんだと、こういう姿勢を示さなければならないというふうに考えております。具体的に住み続けるために必要なものは、まずは経済基盤があること、それと生活基盤があること——経済基盤は皆様方も想像されると思います。生活基盤で一番大事なのは、やっぱり買物をする、そういう場所、あるいは福祉、教育、ここにあるのかなというふうに思っています。飯島町の今一番の弱点は、買物する場所がないと。これ、地元の人が地元のお店で買う率を換算したときに5%~8%ぐらいの数字しか上がってきていないんですよ、飯島町の人口のうち地元で買うというのはね。この数字だけを見ますと、お隣の中川村とか宮田村とかのほうが十数%に行っている。そういった部分で、やはり買物をしにくいという——しかし、駒ヶ根が近くにありますから、そういったところを御利用されていると思いますけれども、やはり1つの生活基盤の要素としては必要な部分だなあというふうに思っております。私が就任して以来、本当に、スーパー、あるいはそういったチェーン店の社長たちとお話ししている中で、ヒルみたいにくつついて、ぜひ来てほしいということをやってきましたけれども、やっぱり駒ヶ根、松川に挟まれたこの地というのが1つのはざまになっているのだなあというふうに感じておるところであります。地域資源を生かして地域の活性化や人口増を図りながら、将来に向けた人口増に邁進してまいりたいと思っております。

竹沢議員

それでは、ぜひ人口増に邁進をしていただきたいと思います。

質問事項2に入ります。これは教育長お願いします。「2025年飯島版教育問題・2022年小学校教科担任制・新学習指導要領への対応策は」ということであります。まずは、

昨日3月9日、長野県内公立高校の試験がございまして、取りあえず飯島中学校の全生徒が合格することをお祈りするものであります。今回の質問は、要旨は3つに分けてありますけれども、一括して質問しますので、答弁も一括でお願いします。

2025年小学校問題っていうのは、皆さん御承知かと思えますけれども、日本全国では団塊の世代が75歳以上になるというのが2025年、飯島版の2025年問題っていうのは飯島小学校の児童数が減ることによって今2学級あるのが1学級になっちゃうということで、2025年になると七久保小学校を含めた統廃合問題というものが浮上してくるのかなあと思うところであります。一方、辰野町では、新聞報道でも明らかなように、町立の全部で5つの小中学校の学区を廃止して選択可能なキャンパスにする、そういう私案を町長自ら出して町総合教育会議に示したところでありまして、動向はその後の新聞報道でも明らかなところでありまして、我が町としては、教育長として——監査委員の指摘もありますけれども、この課題をどういうふうに捉えて、いつまでにどのような手法でもって検討されていくのかをお尋ねします。

2つ目は、ざっくり、中教審答申の中で、2022年、小学校の教科の中で理科、算数、英語につきまして専門の教員が教える教科担任制度を導入することが明らかになっておりまして、これは午前中の同僚議員の質問にもありましたSDGsの新学科設置も含めた取組でありまして、これはどのように準備されていくのか。

3つ目、新学習指導要領、小学校のほうは既にスタートしておるんですけれども、小学校は英語、プログラミング教育、それから道徳も始まっております。それから、その実施状況と課題は何か。それから、2021年から始まる中学校のほうですが、これは技術・家庭とか英語について課題があるわけです。

以上3つの教育の当面する課題について、教育長より答弁をお願いします。

教 育 長

それじゃあ順にお答えします。

まず最初の小学校の統廃合に関した問題なんですけれども、教育施設の新設や廃止は教育委員さんによる教育委員会の専権事項でありまして、権限を教育長に委任することは法的にもできませんので、私が申し上げるのは教育委員会としてどう考えているかということですが、先ほどもお話がありましたように、このことが議会等で話題になるたびに、教育委員会でどうしますかっていう検討は続けております。今年度も同じように検討しましたが、今まで維持していた考え、つまり複式学級が見据えられた時点——これは国基準だと2つの学年で16人ですので、例えば8人8人というようなことになれば国基準では複式基準——もちろん県基準ではなりませんけれども、そうなった時点で本格的に検討を始めたいたいという、そういった見解は変わらずに持っておりますので、まだ8人——今年はコロナ禍ですが、七久保地区はもう既に10人生まれておりますので、即本格的な議論ということは考えておりません。ただ、こういう問題っていうのは、数合わせというよりは飯島に育った子どもたちがどう育成されるべきかという大きなことを見据えてやっていくべきだというふうに思っておりますし、統廃合するにしても、単純に小学校だけの統廃合もありますし、今は小中で統合する場合もありますし、併設型小中学校といいまして9年間の義務教育学校に再編するという例もあります。いろんな

ケースがありますので、そのことについて研究していくことは教育委員会でも認めていますので、今、研究を始めているところでございます。通学区の問題なんですけれども、七久保小通学区と飯島小の通学区の問題なんですけれども、過去にもこちらのほうが近いからっていうので本来の通学区と違う学校へ進学を考えた例もございましたが、非常に地域と密着している学校教育ですので、自治会、あるいは育成会などが非常に子どもたちを応援しているので、その地区が変わってしまうとなかなか応援もできないということで、検討いただいた方も本来の通学区のほうに通われるということがあります。そんなようなことを踏まえまして、数合わせ的な通学区の変更ということは、当面、慎重でありたいというふうに思っております。

2つ目ですが、教科担任制の問題ですけれども、これは、例えば飯島小学校も、つい数年前までは理科の専科がおりました。子どもの数が減って引き上げられてしまったという経過があって、今は七久保小学校も飯島小学校も音楽専科だけになっています。ですから、専科の教員を配置していただければスムーズに対応できると思いますが、定数のほかでいただかないと、定数の中でやりくりするというのは大変難しいです。現在、国は英語の小学校の専科教員の配置を始めていますが、なかなか人材不足で集まりません。長野県でも小学校は300校以上あると思いますが、まだ60人しか確保されていません。予算の問題もあるかというふうに思います。ですので、この問題は、国の配置——実際には県が定数を配置するわけですけれども、それに沿ってスムーズに移行できる体制はあると思いますし、専科でなくても、例えば1組の先生は理科が得意だから2組の理科も教えるというような工夫はできると思いますので——中学校に入ったときに教科によって先生がころころ変わっちゃうもんだから学校に行きづらくなるという、いわゆる中1ギャップという、こういう問題の緩和にも役立つと思いますので、何とかうまくできないかっていうことで、現在、校長会と一緒に研究中であります。

それから、3点目ですが、新指導要領です。小学校では特に英語のことが話題になり、これまでも何回か御質問いただきましたが、英語の支援員を配置して、楽しく英語に親しむというところに力を入れながら現在取り組んでおりますし、学校のほうでも非常にその制度がありがたいという意見をいただいております。道徳の話もありましたが、道徳につきましては、自ら経験を振り返り、物事を多角的に捉えて考え合うことを視点としてやっております。プログラミング教育についても、現在、授業実践あるいは教員研修を積み重ねておりますし、GIGAスクールで1人1台ノートパソコンが配備されますので、それに向けて研修を続けていきたいと思っておりますし、今回の予算の中でICT支援員をお願いしておりますので、そういったところで総合的に力をつけていきたいというふうに思っています。中学校も来年からということでもありますけれども、英語は小学校で既に学んでくる子たちを教えるわけですので、それ相応の体制を整え、小学校での能力を生かすような方法を考えております。技術・家庭ではプログラミング教育が入ってきますので、中学校は中学校で、GIGAスクール構想でタブレットが入りますので、それをしっかり活用して、ICT支援員とともに学力を向上させていきたいというふうに思っております。

以上です。

3つの課題についてそれぞれ検討されておりまして、とりわけGIGAの有効活用、先日も七久保地区の地域づくり委員会でもこれらに対する地域での取組も始めていこうということで始まっておりまして、地域とも協力し合った中での教育の推進を、ぜひ今後とも取り組んでいただきたいと思います。

続いて3番の質問事項に入ります。これは、七久保区からいろいろ要望が上がっている部分について、私もこれが最後ですので、地元の要望を最後にもう一回——同僚議員も今まで一緒になって言ってきておりますけれども、今後の取組ということで、確認をさせていただいたりという意味で質問したわけであります。

まず3-1、町道丸山線についてですが、これは、先般の予算の審議の中でもありましたけれども、具体的な総延長、幅員、構造、あるいは概算の費用等、また令和3年度に調査等が始まるわけですが、実施年度はいつかということと、あと、私の孫もそうですけれども、このところは通学路になっておりまして、通学路としての安全対策も講じていただけるかどうか。

3-2、千人塚へ向かう現在の県道千人塚公園線ですけど、この改良について、幾つかの方法がありまして、以前に同僚議員からも質問があったところです。それで、取りあえず、現在、七久保小学校のグラウンドの北のところで一部工事をしておるところですけれども、1つは七久保のガソリンスタンドから小学校のグラウンドまでの間、これは県道で都市計画道路でありますので、この計画道路として改良したらどうかということで、それは、JAの施設があそこにありますけれども、今はほとんど使われない状況がありまして、もしやるんなら、あそこを解体して道路を開設するにはチャンスなので長野県へ要望するっていうのも1つの方法かなあというのが1つです。これが駄目な場合は、以前に同僚議員からもありましたけれども、町道天神松線、里の菓工房のところから北村に向かっていて、中央道の手前を御堂垣外線で南へ振って、そこからタンジョウ線、短いですが、そこを経由して中央道を通過して千人塚へ行くと、こういうルートはどうかということです。いずれにしても、千人塚公園——昨日も同僚議員から千人塚公園の充実について提案があったところですが、資本投下を今までもしておりますし、これからします。キャンプ客もどんどん増えております。国定公園化もされましたので、この道路改良が必要でありますけれども、いかがかということであります。

3-3、町道芝宮線の改良と町道柏木北線の東部延伸です。芝宮線については、調査費の計上が必要でありまして、年次計画はどうなっておるのか。それから、町道柏木北線ですが、これを東部へ延伸するのにつきましては、長野国体のホッケーサブグラウンドとしての展望もあるわけでありまして、B&Gアリーナの前はドクターヘリポートもあります。毎週土日は少年サッカーでメッカとして柏木グラウンドが利用されております。町道柏木北線の延伸も必要な課題であります。これらについての、これから予算づけ、調査費の見通しとか、そういうものがありましたらお答えいただきたいと思います。

次に、水路と道路側溝、1級河川子生沢の北村地積、宮下副町長さんのおうちの西側の水路ですけど、この改修について区からも要望が上がっておりますが、長野県へも要望していただいてやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。もう一つは、今年の冬、相当寒かったので、町道北街道縦3号線の南側の道路側溝、同僚議員の税理士会計事務所やや東の場所ですけれども、これらにつきましては2月1日付で七久保片桐水利組合、七久保区、荒田自治会から要望書を提出してあります。路面の凍結事故が4回ほど発生した場所でありまして、ここを早急に修復する必要があるかと思います。

以上、七久保地区から出されております細かい項目ですけど、担当課長さんになりますか、御答弁をいただきます。

それではお答えいたします。幾つかいただきましたので、個別にお答えいたします。

まず丸山線であります。丸山線でありますけれども、議員も御存じかと思えますけれども、県道北林飯島線の南信精機製作所から北へ向かいまして、町道荒田線との交差点部分までの200メートルの道路でございます。新設道路改良計画でありますけれども、そちらの荒田線からさらに北へ伸ばしまして、現在あります町道北街道縦3号線を結ぶものでございます。先ほど規模等の御質問がございましたので、現在の計画でありますけれども、総延長で約70メートル、幅員につきましては5メートル、事業費の関係でありますけれども、もろもろを含めまして2,000万円、事業年度につきましては、来年度につきましては調査を行います、以降、用地買収、また工事等を含めまして令和5年度の予定でございます。また、歩行者の関係でございますけれども、今度、そちらのほうに道路が開設されますと県道北林線への通行が縦3号線のほうにまいますので、車両の分散がされますから、歩行者の皆さんにとっては安全が図られるかなと思っております。

続きまして千人塚公園線の関係でありますけれども、こちらのほうは、例年、県のほうへ要望しております。先ほど議員のほうからも申されましたけれども、本年度につきましては学校の交差点から西北に向かいまして200メートルほどの工事をやっていただいております。議員のほうから旧JAのことをいただきましたけれども、都市計画道路でございます。既に計画がございますので、ちょっと県との慎重な協議が必要になってくるかと思っております。また迂回路の関係でありますけれども、県の千人塚公園線も含めまして、総合的に一番いい方法を考えていきたいなと思っております。

続きまして芝宮線と柏木北線の関係でございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたように、本年度につきましては予算がつかず、その代わりといっは何ですけれども、町単独で道路路面の標示を行っております。柏木北線につきましては、以前の回答の繰り返しになりますけれども、柏木運動場の整備構想を含めまして総合的に検討していきたいと思っております。

それから、あと、河川の関係、また水路の関係でありますけれども、河川につきましては子生沢でありますけれども、こちらにつきましては、過日、県のほうで現地を見ていただきまして、要望をしている状況でございます。また、縦3号線の側溝の関係でございますけれども、先ほど申されましたように、確かに水利組合、また七久保区、荒田

自治会からも要望をいただいておりますので、来年度につきましては補修を考えております。

以上でございます。

竹沢議員

それぞれ取り組みできるものと課題も含めて御答弁いただきましたので、必要に応じて整備を、また道路改良をお願いしたいと思います。

質問事項4に入ります。「2050年の将来を見据えた政策と当面するコロナ禍の対策を含め、町民の新しい生活と暮らしへの支援を」ということでありますが、取りあえず4-1と4-2を合わせて、環境問題について町長の見解を求めたいので、申し上げます。

町長のいう環境循環ライフ構想とリンクするであろうゼロカーボン推進政策についてです。これは全世界、我が国、長野県も歩調を合わせて取組をしておるわけでありまして、私が思うのは、飯島町としての地球温暖化対策の実行計画なるものを早期に策定する必要があるのではないかとということを申し上げたいわけです。我が国では菅政権も2050年ゼロカーボンを目指しております。アメリカのリーダーも替わって軌道修正しております。我が国では、本日現在、47都道府県中29の都道府県が2050年に二酸化炭素排出ゼロを表明しております。その中で、本件、長野県は全国に先駆けて長野県議会が長野県脱酸素社会づくり条例なるものを2020年の10月の2日に成立をしたところでありまして、2050年までにゼロカーボンを達成するということを盛り込んだ条例で、全国で初めての条例が10月19日に施行されております。加えて、これの同行動計画なるものも11月17日に審議会に諮問されておるところであります。これは——飯島町もそうですけれども、豊かな自然のある長野県がゆえに、いち早くこういう課題に取り組んだというふうに私は理解しております。さて、この根拠法令ですけど、地球温暖化対策の推進に関する法律という法律がございまして、この第19条第2項において市町村全体の実行計画なるものをつくりなさいという努力義務として規定しております。町の今回の令和3年度の予算の中では、現在あるエネルギービジョンを1,000万円ばかりかけて見直すということでありまして、これは、ざっくり言えば、これから始めようとしておる水力発電や木質バイオマス発電、こうしたものがうまくいくためにはそういうビジョンをつくらんと駄目で、国の財政支援も受けられないということから改正するものだというふうに理解しますけれども、それはそれで当面必要ですけれども、そうじゃなくて町全体の将来を見据えた、2050年を見据えた計画、これが必要じゃないかということを訴えるわけでありまして、これを町長としておやりになるかどうかというのが1つ。

もう一点は、2050年ゼロカーボンに向けて各全国の自治体の中で気候非常事態宣言というものを宣言しておる自治体もございまして、都道府県では全国で今29、長野県の中では10市町村でして、小諸市、佐久市、東御市、松本市、軽井沢町、池田町、立科町、白馬村、小谷村、そして上伊那の南箕輪村であります。南箕輪村は、昨年6月5日、世界環境デーに合わせましてこうした気候非常事態宣言 2050 二酸化炭素排出実質ゼロ表明をいたしたところであります。町長が目指すところの環境循環ライフ構想、こうしたものに当然リンクするものでありまして、1つは町としての上位計画である計画の策定と宣言、これを飯島町としておやりになる気があるかどうか、町長、答弁ください。

町 長	国では、今年夏にもエネルギー基本計画の見直しを予定しており、それを受けて長野県も来年度、長野県地球温暖化防止県民計画の更新を予定しているということを聞いております。町全体の実行計画では、国や県の計画に沿った形で策定していく必要があると考えております。また、来年度改定のエネルギービジョンの整合性を持たせる中で、策定のタイミングを計ってまいりたいと思っております。気候非常事態宣言の御質問につきましては、長野県がこの宣言を行うに当たり、当町は賛同市町村としての意思を表明しておりますので、町としての宣言につきましては、地球温暖化対策実行計画策定時に併せて検討してまいりたいと思っております。
竹沢議員	それじゃあ、策定時に宣言もいただければと思いますので、よろしく願いいたしまして、次の4―3からは細かい項目でありますので、全部は言い切れないので、今までに私の調査した中で感触のあるものについてだけ幾つか問いただしますので、お願いします。 4―3でお伺いします。町税などにつきましてスマホ決済をやるということについて質問します。町民税の普通徴収分、それから固定資産税、軽自動車税、国保税、保育料、上下水道料金などにつきましてスマホで決済することができないかということでありまして、近隣では伊那市が去年の4月からやるということで報道されておりますけれども、これについてはいかがか、担当課長のほうで答弁をいただきます。
住民税務課長	それでは、スマホ決済の導入につきましてお答えをしたいと思います。スマホ決済の導入につきましては、令和3年度の住民税の課税の時期――6月頃になりますけれども、開始ができるように、ただいま準備を進めております。利用可能なスマホ収納は、ペイペイとLINEペイということで進めております。対象になるものは、住民税の特別徴収、法人町民税以外の全ての税になります。また、料金としましては介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料及び保育料をできるように進めているところでございます。
竹沢議員	続いて総務課になりますか。4―4、コロナ禍で――以前にも私のほうからも提案してありますけれども、役場の業務の中でテレワークのできるものがあるんじゃないかなあということで、他の自治体でも取組を始めておりますけれども、我が町としてどのようなことがテレワークでできるのか。こうしたことが現実にあまりあるようでは好ましくありませんけれども、有事の際の対応策として当然研究していく必要があるわけでありまして、こちら辺について総務課長に答弁いただきます。
総務課長	テレワークにつきましては既に導入をしておりまして、3月末まで各課において試行を行うようにということで指示を出しています。簡単に申し上げますと、自宅のパソコンから町のコンピューター、パソコンを遠隔操作するような形で、データの移行とか、そういうことはできません。総務課の何人かの職員が既に試行を行いまして、やってみたんですが何ら業務に支障はなく、こちら、役場のほうも問題なかったということでございます。試行した職員や職場の上司などから状況を聞き取りまして、今後の活用を進めてまいりたいと思っております。
竹沢議員	それでは続いて、昨日も本多議員から質問あったことを確認の意味で、脱判この取組

について、行政手続の押印廃止の取組の推進についてであります。本県では長野市、駒ヶ根市、箕輪町などが既に意思表示をしております、昨日の町長答弁の中では、この課題は行政改革の一環であるので、令和3年度の行革の具体化の中で取り組んでいきたいということでございますので、したがって、行革本部長の副町長からこの課題について答弁いただきます。

副町長 昨日、町長が申したとおりでございますけれども、行政改革の推進本部で令和3年度にやるということを決定いたしましたので、今、順次見直しを行っておるところでございます、3年度には具体的にどういうものやっていくかということを決めて、実施してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

竹沢議員 それじゃあ次の課題、4―6、4―7、2つ一緒にやります。

下水道の加入負担金ですが、当町は農集排と都市公共下水と両方ありまして、新たに町民の方が下水道を引く場合は68万8,000円の負担が必要になりますけれども、例を挙げると、宮田村などは、この額を減額する方向で検討して、既に減額が始まっておりますが、このことについて飯島町としてどう取り組むのか。

もう一点、子育てをする方からの要望がありまして、町として研究は進めておると思いますが、下水道の料金の中でゼロ歳児分の下水道の料金は、一旦料金をもらってもいいんですけれども、子育て支援交付金とか、何かの形でその部分を返して1年間無料にすると、このようなことができないかということで、横断的なプロジェクトチームの中で検討しているはずですので、この2点について担当課長から答弁をいただきます。

建設水道課長 初めに負担金の関係であります。負担金でありますけれども、現在68万8,000円を確かに頂いております。それにつきましては、公共ますの設置工事のもちろんですけれども、あとは施設の維持費としても皆様から頂いたものにつきまして使わせていただいております。ただ、さらに、今、資金の不足もございまして、一般会計からも補助を今貰って運営している状況でございますので、負担金の減額につきましては、現在のところは考えてございません。また、もう一点、こちらの下水道の立場から申し上げます。先ほど申しましたように、今、一般会計からも頂いている状況でありますので、ちょっと厳しいかなと思います。ただ、かねてより固定料金につきまして御意見いただいておりますので、来年度につきましては、従量制への移行の材料として、いろいろもろもろの調査をしていきたいと思っております。

竹沢議員 それじゃあ、徴収料金の方法ですけれども、従量制を含めて検討していくということでありますので、そこら辺の検討結果を期待したいと思います。

それでは、4―8は飛ばしまして、4―9、4―9はたくさん項目がありますけど、要は、飯島流の元気に子どもたちを育てるような形での――現金給付になりますけれども、子どもたちのために税金を一部子育てに充当して、町民みんなで子育てをしませんかということで提案をさせていただいている部分であります。誕生のときの祝い金。それから子育てをする方が飯島町へ転入してきた場合に奨励金をあげる。それから小学校、中学校の入学の祝い金を差し上げる。これは、現在、要保護、準要保護、町内で生活困

窮の方が10人に1人といまして、その方の小学校の入学については保育園の年長児で該当する人、それから中学校は小学校6年生で該当する人などに入学準備金を早めに差し上げているのは評価しますけれども、こういうことの検討はできないか。かばんですけれども、上伊那郡下の中でも飯島町はいち早く小学校のかばんは無償でやることを始めたんですけど、中学校はどうかということ。それから学校の給食費ですが、今度6億8,000万円かけて給食センターを造るんですよね、令和4年に供用開始になるんですけども、その頃にこういう補助について検討できないか。そこら辺について、できるところがありましたら答弁いただきたいと思います。

教育次長

お答えいたします。今御説明いただきました多くの子育て応援金につきましては、当町としても確認をしているところでございます。こういった金品での支援には及んでおりませんが、例えば小中学校へはGIGAスクール構想に基づいたiPadですとか、パソコン教室を用意しておりまして、かなりのハイスペックな環境を用意しているところでございます。また、来年度からはICT支援員の導入をしておるところでございます。さらには、給食センターの建設で、最新の衛生基準でより安全・安心な豊かな学びが得られる学校環境を用意しているところでございます。また、子どもの健康に対する支援といたしましては、保育園ではこりすの会ですとか、学校ではつばさの会を開きまして、発達障害や生活習慣病など、子どもの心の支援と早期対応する体制を整えているところでございます。そのほかにも、読書活動ではブックスタートの充実ですとか、移動図書館車による保育園、小学校で子どもたちが本に親しみを持てるような取組を行っております。このように、当町では金品ではなくて学習や生活環境の整備に力を入れておりまして、ほかの市町村にはないこれらの事業費を試算いたしますと1人当たり7万円強の支援を毎年行っていると算定されます。飯島流元気に子育て支援金制度創設との御提案でございますが、全国的に少子化の折、当町でも出生数が少ない昨今でございますが、祝い金をもって恒久的に飯島町の人口増につながるか、慎重に検討する必要があります。直接祝い金を給付するのではなくて、親がこの町なら安心して子育てができる、その子どもが成長したときに、飯島町に戻って子育てをしたい、そう思えるように、子どもたちが充実した環境で健やかに、より伸びやかに成長できる環境を目指して支援をしているところでございます。提案していただきました内容は触れることはできませんけれども、そういったことで環境の充実を図っているというところでございます。よろしくお願いいたします。

竹沢議員

理解しました。飯島流の環境整備のことについては、十分理解いたしました。

それでは最後に、下平町長が就任して5年が経過いたしました。直近のコロナ禍で、当面は、緊急の課題はワクチン接種をきちんとやるということ、またトータルでの医療・経済対策への対応が求められますし、もう一方で新しい生活様式への転換ということで、飯島町の将来を見据えた布石としての環境循環ライフ構想など、PR不足もあるようでもありますので、未来に向けての行政運営への決意はいかがであるか、思いの丈を述べていただきたいと思います。

私は、議員として未熟も顧みず、この16年間、2人の町長、高坂町長、下平町長さん

はじめ理事者、議員の皆様にご支援をいただき、また町民の皆さん、そして特に私を支えていただきました後援会の他界されました後援会長さんなどにも深く感謝申し上げ、最後に家族にお礼を申し上げたいなと思っております。私も潔く議員を辞職いたしまして、私より若い議員さんたちが大勢登場して飯島町が発展することを心から祈るところであります。長い間お世話になりました。

それでは町長さん、時間は幾らでもいいので(笑声)どうぞ、お待たせいたしました。

これで質問を終わります。

町 長

御配慮いただきました。後もつかえておるもんですから、あまり時間を全部使うっていうわけにはいきませんし、もうちょっと落ち着いてお話ししたいなという課題だと思います。私が5年目になりますね、2期目です。いよいよ2期目こそいろいろできるような状況になってきたなあというふうに思っております。当初、新しい風を民間からというキャッチフレーズで町長にさせていただきました。私の名刺は、「飯島町長」「下平洋一」この間に「飯島町営業部本部長」と書いてあるんです。もうこの名刺は2,000枚以上配っております。どこへ行っても、その部分を見ていただける。こんなことを書く人は誰もいませんね。多分、日本中で「町長」のすぐ隣に「営業部本部長」って書いてあるのは私だけだと思っています。国へ行ってもどこへ行っても、それに気がつかれる。

「これは何ですか?」「私の心意気だ。」と、「町長の仕事だと思っています。」と、みんなに一発で理解していただいております。それで、私が町長になってずっと、やらなければならないことは、一貫して飯島町というブランド力を高めることなんです。議員の皆さんも、あそこの行政はいいぞ、この自治会はいいぞ、見学に行かれると思います。それで、出来上がったところを見てきて、町長、こんなふうにやってみたらどうだとおっしゃっています。しかし、それは、やっぱり長年かかった、非常に苦労して、いろいろ説明しながら、いろいろ苦労して出来上がってきたものを見ているわけでございます。飯島町は飯島町なりのブランド力をつけなければならないというふうに思っています。それで4年経過して、飯島町のいろいろの課題、その時点でできることをやってきました。5年目に入りますけれども、その課題を引き継いで作業しているときに、飯島町のブランドのよって立つところはどこなのかということなんです。これは、町民の皆さん、老いも若きも、みんな共通認識を持っているのは、この自然のすばらしさだと。しかし、自然がすばらしいすばらしいって言うているだけでは、自然の豊かさが暮らしの豊かさにつながらないんです。「ふたつのアルプスが見えるまち」って言うているだけでは暮らしが豊かにならない。この豊かな自然を豊かな暮らしに変えていくこと、これが必要なことであり、それを成就することによって飯島町のブランディングが高まってくると、こういうことだと思っています。まちづくりは、町民が行政に任せてできるものではない、私は最初からそう思っていて、若い連中と常に話をしています。お祭りがなくなっちゃった、町長、何とかしてくれよと、それはあんたたちが盛り上げなきゃいけないんだと、あなたたちの将来の町のために、また小さな子どものために、飯島町を好きになってもらうために、あなたたちがやることなんじゃないのか。飯島町のよさというのは町民がやっぱり見つけるべきであって、町民がそれを発信すること、町内の中でそのすば

らしい魅力に人が集まってくる、その姿を見てよそから集まってくる、これが本当の自然の増だというふうに思っています。それを具現化した、具体化したのが飯島町営業部なんです。いろいろの5部会がありまして、今までにもいろいろの事業をやっていただいております。いろいろの魅力を発見していただいて、発信していただいております。そういったものを、いよいよこの豊かな自然から享受する生活、暮らしぶりというものを環境循環ライフ構想で1つのものにまとめていきたい、姿が見える形にしたい、町民の皆さんがあそこへ行くんですよという印を示したかった、これが環境循環ライフ構想なんです。具体的な事業、4つあります。やっぱり具体的な事業があつてこそ、その理念が成就するわけですから、そのためには、水力発電、バイオマス発電、その廃熱を使ったことを農業に生かすんですよ、そしてこの暮らしぶりを見てください、来てください、私たちはこういう豊かなところで暮らしているんですよ、こういう文化がありますよ、ぜひ体験してみて、そういうことにおいて都市との交流ができる、こういう長期的な計画、若者も参加してくれ——おかげさまで、どうも今回選挙になりそうな雰囲気、若者がたんと立候補していただいた。そういうことは飯島町の1つの明るい未来かなあというふうに思っています。議員定数を減らせ、いろいろ問題がありました。しかし、今回は選挙にしなきゃいけない、若者が立ち上がった。これは1つの大きな成果だなというふうに思っております。10年後のリニア開通、新しい伊那谷、伊那バレーの中での飯島町、このブランド力を高めるために今後もみんなと一緒に精進してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

議 長
9 番
浜田議員

9 番 浜田稔議員。

それでは、通告順にではなくて、1項目しかございませんので、1項目質問いたします。つくづく1項目にしておいてよかったなと今思っておりますけれど、これまでになく短い質問であります。質問の趣旨を最初に申し上げておきます。これは12月議会のとくと全く同じでありまして、議会基本条例に定められた行政の施策についての背景をきちんとお尋ねしたいということでもあります。議会基本条例の第10条には、「議会は、町長等と常に適切な緊張関係を保持し、(中略)政策をめぐる論点や争点を明確にし」と、それから13条には「町長等が提案する政策、施策及び事業について、(中略)次に掲げる事項を明らかにするよう求めます。」ということで、以下順番に書いてあるわけですが、今回の質問は、ほぼこの順番に沿っておりますので、それが質問の細目になっているということでもあります。

質問の1—1、これは13条の1項になりますけれども「政策を必要とする根拠と(中略)提案に至るまでの経緯」ということが1—1であります。この質問の対象は、先ほど町長がお話しになった飯島町環境循環ライフ構想の全体像についてであります。これは、本来であれば予算審査の中で、特別委員会で本来お尋ねするべきだったかもしれませんが、今回、一般質問等の順序関係が逆になったということもありましたし、それから特別委員会も限られた時間の中での審査でありましたので、あまり深くはお尋

ねしませんでした。ですので、一般質問の形を借りて御説明をいただきたいというわけ
であります。先ほど町長から御発言のあったように、これは4つの構想からなっており
ますけれども、これを1つの構想にまとめた意味は何なのか。つまり、この構想の論理
的な立て付けといいますか、それについてすっきり御説明いただきたいと思っています。
といいますのは、今回、重点プロジェクトが2つありまして、1つは環境循環ライフ構
想、もう一つは人口増対策事業ということで、若干定住促進とかが、かぶっているもの
もありますし、一方で、この4つの項目というのは、実は私から見ると非常にばらばら
ではないかという印象もします。ですので、それぞれがどのような関係にあるのか、し
かも、これがどういう意味で循環するのか、これについて必要十分な範囲で簡潔に御説
明していただきたいと思います。

町 長 お答えいたします。環境循環ライフ構想の柱が4つございます。それをどうい
うことで1つにしたかというお尋ねでございます。それは、4つの施策の根本、根が豊かな自
然を豊かな暮らしにつなげると、こういうテーマで一致しているからでございます。

浜田議員 必要にして十分なお答えであったかなあというふうに思います。それでは、個別にお
尋ねしていきたいと思います。それぞれが豊かな自然が本当に豊かな暮らしにつながる
関係についての質問になります。まず水力発電です。この説明は、全体の説明のほかに
個別の説明が以前にあったというふうに思うんですけれども、これは水道用水を活用し
た小水力発電であるということで、北村地積で発電を検討していると、可能性の調査を
行う、こんなことが前提になっておりました。発電出力も160キロワットなんですかね、
発電機が。ちょっと私の見た限りでは、この財政的な根拠は——後でお伺いしてもいい
んですけれども、財政的根拠は実施計画の中にたしか2億円ほど、最初に500万円でし
たか、盛られていたように思います。そうしますと、これは町の事業だということなの
か、つまり事業主体はどうなのかということも含めて、まず、豊かな自然が活用されて
お金に変わっていくそのプロセスについて、もう少し詳しく御説明いただきたいと思
います。

町 長 この質問は1—1の関連質問ということですね？

浜田議員 そうです。

町 長 2には入っていないですね。1—2ではないですね？

浜田議員 そうです。1です。

町 長 水力について関連ということですね？今の4つの柱の1つについて。

浜田議員 はい。そうです。

町 長 まず、飯島町の水は大きな資源であるということですね。豊富な水量と急峻なところ
を流れている、水にパワーがあると、こういうことです。県の企業局もそこに目をつけ
て、発電所を2つも造ろうというふうに思っているわけでございます。そこへ飯島町が
もう一つ造らせてほしいと、一緒にやろうとお話ししています。過去にも水力発電につ
いて区が取り組んだりした経過がありました。そのときに僕も不安だったのは、やっぱ
り水に交じってくる砂利が非常にタービンを削ってコストが高くなってくると、ここな
んですよね。ところが今回は、最初に県の企業局が発電した水を受けてくるということ

は、その分、砂利が減っていると、こういうことなんです。これをうまく使えるかなと——もちろんこれは水道水にも使えるんですけども、ここの部分をもうかる方法で県の企業局と一緒に今後研究して実現していきたいと思っておるところでございます。

浜田議員 町の予算に盛ってあるんで、事業主体はどこだというふうに考えればいいんでしょうか。

町 長 これは町が投資する事業かなと思っていますけれども、この研究の中でどれだけもうかるのかということが一番大事なテーマになりますので、そこは慎重にやっていきたいと思っています。

浜田議員 実は、この話は、そんなに新しい話ではなくて、実は前町長時代に与田切発電所の水をもう一回使わせていただきたいという話がありまして、前町長にも御同行いただいて、いろいろ企業局と話をしたこともありました。動機は全く同じことでした。ただし、残念ながら与田切発電所で発電した水を再度使わせてほしいという要望はかないませんでした。その理由は、水車の位置が非常に低くて川までの落差がないとか、様々な現実的な理由があったわけですけども、そのときに私どもが考えていたのは、さらにそこから下のほうに落として発電したいという要望もあったんですよ。ところが、今回は企業局の計画の中にそれが含まれてしまって、残念ながら町の利益になるような形にならなかったということが大変私としては悔やまれるわけです。要するに、知恵が横取りされたのかなというふうな気がしなくもないわけであります。ともかく、そうはいっても、せっかくの構想ですから、ぜひ実現していただきたいと思いますけれども、ただ、この話が出てきたのは、もう1年半前ですよ。一昨年9月に企業局のほうからそういうお誘いがあったというふうに私は理解しております。1年半、かなりの検討期間があったと思いますけれども、いまだにこれの実施主体が明確になっていないというのはどういういきさつだったのか、もう少し背景について御説明いただけませんか。

町 長 まず、1年半といいますか、いつだったか忘れちゃったけれども、県の計画が先にあったんです。県に紹介されたじゃなくて、この部分は町がやりたいと言ったんです。そういうことは今までにないから、一応考えましょと、こういうことだったんですね。それと、以前もやったっておっしゃいましたけれども、FITのこういう状況は、今がその状況とは違ってきている。そういったことで、ここに絡まれば国からの支援もあるし、コストをあまりかけなくてできるかなあということですね。それで、県の企業局が入ってくれるということは、プロの知恵が、ノウハウが受けられやすい、こういったことで協力してやっていきたいと思いますということになったわけでございます。

浜田議員 あまりよそと比べるのは町長のお好みではないかもしれませんが、これは県の企業局に頼るようなレベルの発電ではないと私は思っています。発電規模は大体100キロワット——実は、昨年末、12月に南木曽町の発電所が完成しまして、今年から発電が開始されました。これは町自身が直接一億数千万円出しまして、30キロワットです。ただ、実力は50キロワット以上の水車を使っています、イタリア製の。別に県の企業局を頼らずに、木曽のエネルギー推進協議会を担っておられるかなり専門的な方がアドバイザーに入って、順調に発電しているというふうに聞いています。それから、もう一つ、

昨年、私どもが主催している飯島町自然エネルギー推進協議会でもって岐阜県北部の石徹白というところに視察に参りました。ここは二百数十人足らずの小さな集落なんですけれども、ここが農協をつくりまして——農協といっても食品加工だけをつかさどる農協なんですけれども、そこを流れる川で、まず県が63キロワットの発電所を立ち上げたと、そのやり方を見ながら、ほぼその倍の116キロワット、つまり今当町が関わろうとしている100キロワット級、これを住民の出資と、それから国、県の補助金でもって既に稼働させています。つまり100キロワット級というのは、言ってみれば町村のレベルでやれるし、やって、その利益を全て町内に還元すべき規模の発電所だというふうに私は思っています。それがなぜ1年半も決まらないのかというのが私は全く腑に落ちないんですけれども、もしも仮にF I Tに当てはまらないとしても、町内で様々に使っている例えば下水処理場の電力ですとか、いろんなところに——現在、買取り価格で使っているのであればそれを埋め合わせるぐらい、つまり町営であれば年間千数百万円の利益が丸々町に入るはずなんですね。それが、企業局に任せた場合に本当に入るのかどうかというのは、大きな差があるというふうに私は考えているんですよ。ですので、もう一回改めて強く求めますけれども、これは本来町営または町に準ずる——私は以前、土地開発公社の新しい事業にしたかどうかという提案もさせていただいた、個人的に副町長に申し上げたこともありますけれども、そういった形で、本当にもうけるのであればきちんと町がやるべきではないかというふうに思いますけれども、再度お考えをお尋ねしたいと思います。

町 長 1年半も何しとったのかということで、誠に申し訳ございません。しかし、一番大事なことを忘れておられる。一番問題なのは水利権なんです。水利権、国交省が持っている。それは、国交省と長野県。まず、最初の発電所で長野県が水利権をもらって発電をする。一旦発電を通したもののほうが水質はいいという条件で、それをもらうわけですから、私たちは県の企業局が取った水利権を町の発電と町の水道に使うと、こういうややこしい問題があるんですよ、実は。県も、このことについては国交省に順を追って説明していかなければならない問題ですと、こういうことです。そういう政治的な許可、申請、民間がやるように、えい、やあというわけには、なかなかまいりません。

浜田議員 そうではなくて、いろんないきさつがあつたにしても直営でやりませんかという御提案に対してお考えをお聞きしたいというふうに最初から、さっきから再三伺っているんですけれども、お考えはいかがでしょうか。

町 長 先ほどもお答えしましたけれども、県の企業局のノウハウがとても重要なんです。

浜田議員 これ以上は水かけ論になると思うので、次に進みます。4つの要素があつて、次にバイオマス発電です。これは予算づけも何もしてありませんので町の事業ではないというふうに思いますけれども、もう少し詳しい構想をお尋ねしたいというふうに思っています。議会で説明されている資料によれば、事業内容は、間伐や伐期を迎えた樹木を伐採するなどで適切な森林整備が行われると、森林整備を促進しながら発電して、廃熱でもって農業施設に——これは次の問題にも関わってきますけれども、そういうことだというふうに町側の資料には説明がありました。ところが、一方、聞こえてくるのは、実は町

	の森林の間伐はこれには使えないんじゃないかというふうに私は理解しているんですけども、この資料にあるように、これは町有林もしくは少なくとも町内の森林の間伐材を使うバイオマスエネルギー事業なのかどうなのかということが第1点。それから、事業主体は一体何なのかという点。それから3番目は、その事業主体が何であるかに関わるんですけども、それがどういう意味で町を豊かにするのか。まず3番目のアグリイノベーションの話一旦切り離して、バイオマス発電が町にとってどのような経済効果になるのか、この3つをお伺いいたします。
町 長	バイオマス発電の事業主体は、どこまで明確に言うかという状況ですけども、進捗状況がありますし、それぞれの進み具合がありますけれども、どういう表現をしますかね、大手企業が計画を——5年ほど前からこの伊那谷でやりたいということ、それは、松川でその情報を得て、その企業に食らいつきました。それで、だんだんに進んできておるところでございます。2メガワットですから、バイオマスのペレットで3トン必要です。原木で6トンになるそうでございます。それは下伊那を中心に上伊那のできるところまで集めたい——最近、バイオに興味といいますか、志向が、そういう脱炭素の影響で石油からそういう自然エネルギーに変わってきているという状況で、県も塩尻でその事業を始めているわけですけども、そちらでも、そちらは丸々もう燃やすんですね、チップを燃やす。こっちはバイオマスを、気化して煙が出ない形の中で燃やすということで、きっとそのせめぎ合いがあると思いますけれども、最初の計画を一段落、落として飯島町でやると、ですから、その材は飯島町を含めた中で下伊那全域から集めてくるというお話を聞いております。そして、事業主体と原料はということと、もう一つは何でしたっけね？
浜田議員	町にとっての収益です。
町 長	それは、直感的、うちで、飯島町で発電してくれると廃熱が出るなということ、この熱はプラスにしたいなと、そういうことでございます。
浜田議員	今3件お伺いしたんですね。1つは飯島町の森林材が使われるのかという点がまず第1点でした。ここはあまり明確に私には理解できなかったんで、その点をお伺いしたいということですね。2番目の事業主体は、いろいろビジネスの関係があるでしょうから、それはこれ以上深入りしないことにします。3番目は、廃熱の利用を別にすれば、これは普通の法人が来ることによる収益があるという理解でよろしいんでしょうかね。ですので、もう一回、2点、最初は、本当に、本当に飯島町の森林がきれいになる使い方をするんですかと、これをもう一度確認させていただきます。
町 長	飯島町の森林資源が全部使えるわけではございません。おっしゃるとおり、カラマツが多分主体になってくると思います。しかし、森林整備計画をする中でその事業を進めていきますから、ほかの廃材は当然出てきますよね。そうしたときに、その材を燃料として使う名古屋のほうへそれを送れるルートもあるわけですから、総体的には飯島町の森林の資源というものがお金に変わって、燃料として流れるんじゃないかなというふうに思っております。——何しろ覚えが悪くてねえ。廃熱、廃熱かな？
浜田議員	いや、そこは次に行きます。それは次にお伺いします、廃熱は。

町 長 ああ、そう。廃熱はね。今の答えでいい？

浜田議員 廃熱以外の収入は何かということです。

町 長 ああ、廃熱以外の収入ですか。廃熱以外の収入は……。ああ、そうか。大事なことを忘れておった。役場の町長がこんなことを忘れとっちゃいかんね。固定資産税がでかく入るということですかね。そういうことで企業とつながりますから、交流ができますからね、それが大手の企業ですから、いろいろの形の中で飯島町に参画してくる、ここが今ワーケーションに入りたいと、私たちもそこに望みたいと、こういうお話も聞いておるわけでありまして。いろいろ広がってくると思っております。

浜田議員 これ以上しつこくお尋ねしませんが、実は、飯島町の森林材が使われるのかっていうのは、ストレートに申し上げますけれども、塩尻の発電所と材の取り合いになっているような状況でもって、その縛りでもってせつかくのバイオマス発電が飯島の山をきれいにしないような、そこに制限がかかると私は残念なので、大丈夫ですかというお尋ねです。それは、いきさつがあるでしょうから、これ以上はお伺いしません。それから3番目、お待ちかねのアグリノベーション、廃熱による農業、この具体的な姿です。私の試算では、これ膨大な廃熱が出てくると思っています。今のディーゼルエンジン方式の発電方式ですと、発電が4割、廃熱が6割です。2メガワットだとしても、1.2メガワットの熱が毎秒毎秒出てくるわけですね。だから、1.2キロワットのIHが1,000台並ぶ姿、2.4キロワットの家庭用のIHでやれば500台たきっ放しというぐらいの熱が出てくるわけです。それでざくっと計算しますと、恐らく、ビニールハウスに使った場合に、多分10ヘクタールぐらいのビニールハウスを温めてもまだ過剰なぐらいの熱ですね。前の4メガワットのときにざっと計算したら、恐らく本郷第1の広々とした農地を全部ビニールハウスで埋め尽くすぐらいの熱が出るんじゃないかと。ですので、この構想の大きさはそれでいいんですけれども、一体このアグリノベーションの担い手は一体誰なのかと。つまり、それだけのビニールハウスで作れる農作物っていうのは当然限定されてくるわけです。そこらの路地でやる野菜やなんかではないはずですよ。当然、販売経路から、それから事業の担い手から、様々な条件が整わないと、投資だけが巨大な額になるというふうに思っているわけですが、そのあたりの全体的な事業計画はどうなのかということをお伺いしたいというふうに思っております。

町 長 その莫大なエネルギーをどのように使うかというお話ですね、御質問。浜田さんはそこら辺に造詣が深いもんですからね、どれだけの熱量っていうのがお分かりになると思っています。私が聞いたお話は、ドイツ製の機械が11基並ぶそうでございます。そこでペレットを燃やして、気化して発電し、廃熱。それで、分かりやすい話が、普通、温泉に行きますよね、温泉、湯沸かししている温泉のことを考えると、2基あればその温泉の経営ができると、こういうお話を聞いております。それでございますので――皆さんは、もうさっと今計算されたと思いますけれども、全部温泉に使ったら5つの温泉場ができるかなと、こういうような感じでございます。そして、その熱を利用して農業に使うんですけれども、この具体的な話が本当ならもう半年早くできていた。ところがコロナで移動禁止になったもんですから、皆さんのお住まいとか企業が大阪、名古屋、東京なんで

すよ、企業からこちらへ出てはいけないっていう命令が出ていたもんですから、この話は進まなかった。しかし、その間に東京本社が大阪本社へ移ったということもありますし、名古屋の方もおりますから、この議会が終わった十数日のときにみんなで集まって、どういう方向で、どういう方向性でというお話をさせていただきます。加工会社も一部上場の会社でございます。そして、そこが農業生産の経営のノウハウもある企業なんですけれども、地域でどのようにそういった土地を確保したり就労者を募集するかというようなことについては、そこへ資本参加できたり、あるいは従業員として一緒に仕事ができるかなという希望を持った若い経営者も入ってきております。片や、農地でございますから、JAの方々にも協力していただきながら——できた製品は少しじゃないです。大量でございます。東京、大阪、名古屋の市場を見詰めた中で、どの商品、どういう加工をしたら高くもうかる商品ができるかというところは、市場と直結した中で加工の製品も考えると、こういうシステムでやっていきたいと思います。しばらくすると、それがだんだんに明らかになってくるのかなあというふうに思っています。

浜田議員

まだあまり具体化されていないっていうことなんじゃないかな。夏場も温室が要る作物って私にはあまり想像つかないんですけれども。実は、2メガワット、4メガワットクラスの廃熱でもって大規模な団地でもって栽培をしている地域は幾つかありました。多分成功例だと思っているのは北海道です。ここではキュウリやトマトを地熱かなんかでもって栽培しているっていうことをやっていました。これは北海道ならではの非常に理にかなったやり方で、内地からそういった野菜を移動させるよりは、地域内で通年的に必要な普通の野菜を栽培するっていう点では理にかなっていたと思うんですけれども、長野県では、そういう需要はまずあり得ないっていうふうに思っているわけですね。そうすると、パッションフルーツなのかバナナなのか、何か分かりませんが、当然品目は限られてくるわけなんですけれども、そういう品物を既に企業がある程度選定して事業にするという構想を固めておられるのかどうか、それだけの販路を持っているのか、それは例えば輸入品に対して競争力があるのか、それから、この企業は——要するに、今のお話だと、もう既に誘致というのは前提になっているように思いますけれども、そういう理解でいいのか、このあたりをもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

町長

この事業に参画するグループのまとめ役が日本食農連携機構でございます。これは、都市の食に関わるビジネスをやっているレストラン、ホテル、スーパーマーケット、そういうところへ地域の農産物を結びつけると、こういうお仲人役をされている方でございます。そういったことでございますので、そういったどんなものを作ってどういうふうに採算を取るかということは、ちゃんと計算されてくるのかなというふうに思っております。以上です。

浜田議員

今の話だと、具体的な検討は町の中でなされていないようには聞こえましたが、後の中で折りに触れて御説明いただいてもいいかなあというふうに思います。もう一つは、飯島流ワーケーションは、これは随分この場でも議論させていただいたので、今回は省きたいと思います。

1—2は、町長の選挙公約やその結果との関連は反映されているかという話だったん

ですけれども、先ほどの質問の中でお話がありましたので、今回はいいですね、省略させていただきたいと思います。

次に1―3、構想を練るに当たって住民参加はあったのかということであります。率直に言って、飯島町環境循環ライフ構想も飯島流ワーケーションと同じように至って唐突に、私から見ると出てきたように思うわけであります。飯島流ワーケーションも説明不足だという同僚議員からの話もありましたし、それから町長の同僚議員への答弁の中でも、まず議会の承認を得てから町民に説明するというふうな流れのお話がありましたけれども、私は、それは大きな間違いではないかというふうに思っているんです。議会も町も、まず構想の検討の段階から町民にオープンにすべきではないかというふうに思います。そうでなければ、我々議員は町民からの反応を聞く機会さえもないわけです。つまり、予算もそうですけれども——予算は少なくとも一緒に流していますよね、議会に報告するのと同時に。短い期間ではありますけれども、我々も町民の皆さんからいろいろ御意見をお伺いして予算審査に関わると、こういうことになっているわけです。もっと前、12月の時点で私の要求で実現しましたけれども、3か年ローリング計画を早めに発表して、そこに大体予算の骨格が見えてきますから、そういったことも見ながら予算審査に入ると、こういうことになっているわけです。ですので、本来、密室の中であるこの議場でもって町と議会が賛成、反対の討論を繰り広げて、その後で町民にお知らせするというのは、地方自治の順序からいって逆ではないかというふうに思います。ということも前提に置いて、この構想を練るに当たって住民参加はあったのかどうか、これについてお尋ねいたします。

町長 環境循環ライフ構想というのはネーミングです。それによって何が果たされるかということ、どんな課題を解決するのか、その課題は、もうずっと飯島町の皆様方、議員も役場も町民の皆さんも取り組んできた課題でございます。移住・定住、新しい農業の価値観は何なのか、そういうことを解決することを1つにまとめた、その呼び名です、呼び名。事業ではなくて、呼び名ですよ。こういうことを御理解いただきたいなあというふうに思います。

浜田議員 構想として町民の皆さんに働きかけたわけではなかったと、こういうことですね。断続的にいろんな意見が聞こえてきたものをまとめて呼び名をつけたと、こういう説明だったというふうに私は理解しました。

4番目、6次総との整合性は考慮されているか、それから、もう一つ続けて言ってしまうけれども、財源とその根拠、実施計画との関連を問うと、この2つを時間も押しておりますのでまとめてお尋ねしたいと思います。というのは、財源について、さっき申し上げました3か年ローリングの中で出てきたのは、ほとんど水力発電だけだったというふうに私には見えただけですね。バイオマスについては企業がやるから特に町としては何もしないということによろしいんでしょうかね。それから、アグリイノベーションについても、これも企業がやるからいいということでしょう。要するに、町の事業としての計画は持っていないと、こういう理解でいいのかどうかということも含めてお尋ねしたいと思います。

町 長

先ほど竹沢議員の御質問の中でお答えしましたが、私の大きな1つの目標は、飯島町のブランド力を高めることにあります。この飯島町で発電し、バイオマスを使って、その熱で農産物を作り、それが都市へ運ばれ、それで暮らし自体も癒やしが得られるメニューでお迎えできると、これは全て飯島町のブランド力を高めることで、ここで育った若者が非常に魅力的に思う——私はこの事業をほかの自治体の方々が研修に来るような場所にしたいと思っています。そういう動きを取っておりまして、農水省へ6月の皆様方の御理解をいただいた後にすぐ飛びました。事務次官です、もう直接。この構想を語りました。その構想を語った後1週間たって、農村振興局の農村政策部の部長さんからお話があつて、飯島町のワーケーションあるいは環境循環ライフ構想についてお話をいただきたいと、私は熱を入れて、初対面だけれど45分話をしてきました。呼ばれて、その話を説明させていただきました。それから2週間後に、自民党のワーケーション関係部会、ここへ飯島町のワーケーション並びに環境循環ライフ構想について情報を提供してもいいかということです。もちろん、やってくださいと、飯島町のブランド力を高めるためですから。日本政府が扱っていただけるこの計画、もっと自信を持っていたきたいなというふうに思います。そして、一番最初に45分をいただいたときに、事務次官さんに、このワーケーションの本丸の仕事をする課——都市農村交流課というところですよ。そこへ飯島町の職員を派遣したいんですよというお願いをしてまいりました。この2月に連絡がありました、受け入れると。4月1日から、その本丸で飯島町職員が働かせていただきます。そこにいるということのメリットは、もう御想像できると思います。最先端の情報が入り、あるいはそれが予算につながる可能性がある。こういう状況を布石として打ってまいりました。皆さんも御理解いただいて、協力いただきたいなというふうに思います。

浜田議員

大変あちこちからお褒めいただいて、結構なことだと思います。ちょっと冷ややかな言い方をしますと、ただ補助金を出す部門って大体そうなんですよ。県でも何でも、補助金がどういうふうに使われたかっていうメニューがたくさんあつて、それがにぎやかなほどいいんで、いろんな省庁にはそういう実施事例が山ほどあふれかえっているんで、くれぐれもおもちゃにされないような、確実な事業展開をお願いしたいというふうに思っています。

7番目ですけれども、ブランド力が上がるのはいいんですけれども、それなりのマンパワーを使って事業をやるわけです。議会基本条例の13条の第6項には、次のようなことを議会は行政に対して明らかにするように求めるということが書いてあります。これは何かというと、「将来にわたるコスト計算」はなされているかということです。大変失礼ですけれども、町長いつも大変夢のある話をされるんですけれども、結果について指標が非常に分かりにくいんです。その結果——定住人口がどうなるかという人数は人の心もありますんで簡単にはいかないとしても、先ほどの2億円なりの実施計画あるいは——ほかのところは予算化されていませんけれども、そうはいっても様々な調整をはじめ、実際に事業が動き出すとなれば、それなりのマンパワーが必要になると思いますし、実際の経費もかかってくると思います。そういったことを全部合わせた場合に、

この重点プロジェクトの成否を最終的にはかるのは、やはり行政でありますから、最後はコストだというふうに思います。これについてはどんなお考えをお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

町 長

コストというと、単純に原価ということですよ。事業をやれば、当然、事業者が原価計算して、それに利益を重ねて販売価格が決まってくるということでございます。それらの事業をするところが、飯島町だったら水力発電、ほかのところはちゃんとしたコスト計算をされるべきだと思っています。飯島町ができることは、行政ができることは、その整備をする、環境をつくるということが大きな仕事です。これは、もうからないかもしれない。だけど、環境を整備して、そういうところに誘致してくるということです。過去にも企業局が土地を整備して、売れ残ってしまった、そういうこともあるでしょう。だけど、今回は事業者がもう決まっておられます。よく議員は、コスト、コストをしっかりと考えなさいと、もちろんそうですけれども——千人塚のセンターハウスを造るときもコストの話をされました。あれは千人塚の環境をよくするために、きれいなトイレ、床をなめてもきれいなトイレ、きれいなシャワー、そういう環境を町が整備しなければならないということの中での投資なんですね。行政がやらなければならないですよ。ほかに誰もやってくれません。そこへ来る。委託された事業者がしっかり集客をして、キャンプ場に人が増えてきました。トイレも、当初よりも浄化槽を増やさなきゃならない状況です。おまえコスト計算できとらんじゃねえか、できておりません、トイレですから、そういうことだってあると思います。御理解いただきたいと思います。

浜田議員

今のは全く根拠のない話だと思います。私、センターハウスに対してコスト計算をしろなどという発言をした覚えは全くございません。そうではなくて、その前のグランピングとアウトドアスポーツ事業について報告書がありまして、これは2面あったわけですね。1つは、プロが現地を実際に体験してつくった計画という点では、これまでにない優れた計画だったという面と、一方で、事業計画のほうがあまりにも子どもじみた事業計画だったということはお話ししたことがあります。ただ、センターハウスについては、そういう発言をした覚えはございませんので、念のために申し上げておきたいと思います。収支計算については、これは、自治体がやる以上、どこかでは求められることだと思います。私も以前、土地開発公社について、企業誘致のプラスマイナスについて報告を求めたことがありますけれども、どんな事業であれ、町が税金を使ってやる事業である以上、それは何らかの形で、成果を見える形で報告する義務はあるというふうに思っています。単純に収入がある場合もあるでしょう。それから、それ以外の形で、もちろん人口増も含めてプラスになる場合もあるでしょう。だけれども、それが何であれ、やはり何らかの形で——事業の進捗に伴ってでも結構ですけれども、これが自分たちの目標であるということをはっきり言わなければ、単にやっている感を出すだけに終わってしまうんじゃないでしょうか。ですので、私は、その都度、それぞれの事業の目指すところ、できれば金額的なものも含めてきちんとした計画を出すべきだということを申し上げているので、今の段階でどこまでライフ構想についての目標といいますか、経済的なものも含めた目標があるのかということをお尋ねしているわけです。もし追加の御

町 長

浜田議員

町 長

浜田議員

れども、私が見ている限り、大半は国の補助金です。財政調整基金にどれだけ手をつけたのかについては極めて疑問です。国のコロナ対策の金額を全部まとめたからといって、町が努力したということにはならないと思います。やはり必要なときには大胆な財政出動をする必要があると思います。でも、それは重点プロジェクトの1の中にも2にもなかった。要するに重点プロジェクトではないのかということを私はお尋ねしているわけです。もう一度答弁をお願いします。

町 長 重点プロジェクトではないんです。しかし、別枠で、全集中でやっている枠なんです。もしかしたら10年かけてやる仕事を、ここ数年、足元で集中的にやる、このお金はどの色をつけたお金を使っているんだと申されましたけれども、どこから来たお金でも飯島町に入ったお金です。それを6億6,000万円使ったんです。あんた飯島町の一般会計で金使っていないじゃないか、それが評価ですか？——取り崩さずに済んだ。国から来た。国から来たお金をコロナに使ったんじゃあ町がやったことにならないという発言は、理解はできません。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散 会 午後3時16分

令和3年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月11日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第12号議案 令和3年度飯島町一般会計予算

日程第 3 第13号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 第14号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 第15号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 6 第16号議案 令和3年度飯島町水道事業会計予算

日程第 7 第17号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計予算

日程第 8 第55号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 第56号議案 令和2年度飯島町一般会計補正予算（第12号）

日程第10 議会閉会中の委員会継続調査について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（１２名）

１番	滝本登喜子	２番	三浦寿美子
３番	久保島 巖	４番	中村 明美
５番	橋場みどり	６番	好村 拓洋
７番	折山 誠	８番	坂本 紀子
９番	浜田 稔	１０番	本多 昇
１１番	竹沢 秀幸	１２番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 久保田浩克 企 画 政 策 課 長 堀越 康寛 住 民 税 務 課 長 大島 朋子 健 康 福 祉 課 長 藤木真由美 産 業 振 興 課 長 座光寺満輝 建 設 水 道 課 長 那須野一郎 地 域 創 造 課 長 松澤 京子 会 計 管 理 者 松村 和夫 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町農業委員会 会 長 片桐 孝明	飯 島 町 農 業 委 員 会 事 務 局 長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳	教 育 次 長 片桐 雅之
飯島町代表監査委員 羽生 收一	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

本会議再開

開 議	令和3年3月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。町当局並びに議員各位には、大変御苦労さまです。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日をもって最終日となりました。会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会において提出されました案件につきまして大変御熱心に審査に当たられ、感謝を申し上げます。 去る2月26日の本会議において特別委員会へ付託をしました新年度予算案件6件につきまして、委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。本日は、この委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いをします。 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第12号議案 令和3年度飯島町一般会計予算 日程第3 第13号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計予算 日程第4 第14号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算 日程第5 第15号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計予算 日程第6 第16号議案 令和3年度飯島町水道事業会計予算 日程第7 第17号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計予算 以上、第12号議案から第17号議案までの令和3年度会計予算6議案を一括議題といたします。本案につきましては予算特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。滝本予算特別委員長。
予算特別委員長	それでは予算特別委員会の審査報告を申し上げます。 去る2月26日の本会議において本委員会に付託されました第12号議案 令和3年度飯島町一般会計予算、第13号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第14号議案 令和3年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第15号議案 令和3年度飯島町介護保険特別会計予算、第16号議案 令和3年度飯島町水道事業会計予算、第17号議案 令和3年度飯島町下水道事業会計予算については、3月1日から分科会を開き、説明員として関係所管職員の出席を求め、内容を慎重審議しました。 3月8日には、分科会の主査報告と質疑、また理事者の出席を求め総括質疑を行い、結果、お手元の報告書のとおり全て可決すべきものと決定しましたので報告いたします。 なお、審査の過程において出された第12号議案の主な質疑について申し上げます。問い「新年度施策の新エネルギー普及対策事業と環境循環ライフ構想推進事業は、題名が

同じようなのに2場所に分かれている。どちらがリーダーシップを取り、責任はどちらになるのか。新エネルギー事業の下に環境循環ライフ構想があるのか。それとも環境循環ライフ構想は、いわゆる水力、バイオなどを進めて、それをワーケーションとつなげる施策の1つなのか。すみ分けは。」ということです。答えとしまして「新エネルギー事業は住民税務課がエネルギービジョンを行ってきました。新年度、見直しをするということです。また、循環ライフ構想は実戦部隊で、地域創造課に環境循環ライフ構想推進室を新たに設け、各課連携しやすい体制の中で進める。」。問い「歴史資料館の改善や図書館のエアコン、生涯学習施設の文化館の活用など、関係事業が先送りとなっている。教育委員会を文化館に置くとなると部屋が狭いことなどの対応が必要で、移動はできないということだが、並行して行うことに人や費用の問題があるのか。見解は。」答え「教育、文化、福祉など、問題や課題も多い。やらなければならないことが多く、まずは給食センター建設で、だんだんと今後着手していかなければならないと思っている。」。問い「コロナの状況の中で、一旦ワーケーション事業は縮小して、本当に必要性が見えてきたとき補正でということもできるが、なぜそうしないのか。」答え「コロナ対策は当然行うが、ワーケーションは将来に向けての布石である。この2つのことは別立てで同時に行っていきたい。」。問い「ワーケーションにコーディネーターとマネージャーのどちらが関わるのか。」答え「コーディネーターは町内の組織やつながりなどをまとめる役割がある。マネージャーは今後事業を始めるとマネジメントも発生してくるので必要になると考える。」。問い「成人式のピロリ菌検査は3年度予算にない。効果があつたのなら継続すべきで、廃止するならデータ報告があつてしかるべきだが、廃止の理由は。」答え「効果は意識づけができたこと、ピロリ菌の保有者が減ってきていることから廃止とする。」。問い「病児・病後児保育施設を4,000万円かけて建設する必要性はどこにあるのか。また、大きな組織のバックアップがあるとのことだが、どこか。また、赤字の可能性が大きい事業への補助はどこがするのか。」答え「保護者からは近くに欲しいという要望が前からあつたが、主体となる医師がいなかった。しかし、ここに来て主体となる医師が出てきた。そこに連携する大きな施設は町内の医療福祉機関であるが、まだ協定はできていない。建設費用の10分の3は町負担だが、国、県の補助もある。過去の例では、初めは利用者が少なく赤字だと聞いているが、利用者はある程度あり、医院の他の業務と合わせれば運営できるという話をいただいているので、進めていきたい。」。問い「コロナの影響で飲食・宿泊・サービス業などの回復が今年の秋になった場合、債務の返済などが20年にわたるだろうと金融機関では見ていて、現状の把握と金融機関の情報は得ているか。」答え「金融や起業家と話はしている。工業関係は固く推移しているが、町内の飲食・サービス業などは深刻であると認識している。」。質疑は以上です。

討論ですが、第12号議案の討論です。分科会の審査の中で多くの指摘や問題点があつた。文化活動に対する消極的な姿勢、ワーケーションでは先が見えない中での実施に対しての実質的な答えがなかった。様々な問題を抱えた予算ではあるが、真っ先にコロナ対策を優先して町政も前に進めなければならぬと理解し、賛成し、可決すべきものとする。

	第 13 号議案から第 17 号議案の討論はありませんでした。 以上、報告いたします。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。滝本委員長自席へお戻りください。 以上で令和 3 年度予算関係 6 議案に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
	これから議案ごとに討論、採決を行います。 初めに第 1 2 号議案 令和 3 年度飯島町一般会計予算について討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 (なしの声)
議 長 3 番 久保島議員	次に討論はありませんか。 賛成する立場で討論させていただきます。 私、注目しているのは、4141 の観光費の中、私ども実行委員会がやっている米俵マラソンもあるわけですが、ワーケーション事業、これにつきまして、町内外から参加者、また利用者を募集するという事業でございます。これに関しましては、新型コロナウイルス感染症の不安や恐れも町民の間に広がっているという中であって、この推進に当たっては、この進行の都度都度、周辺の状況やワクチン接種の普及等に注視しながら注意深く進めていっていただきたいというふうに思います。町長答弁だと、どうも行け行けどんどんに聞こえてしまうので、そこは慎重にするんだよということも前面に押し出しながら、受入れ農家や住民の皆さんの負担や心の負担、重荷にならないように、ぜひとも配慮をいただきたいというふうに思います。
議 長 8 番 坂本議員	また、実施の際は感染症対策には十分配慮していただいて安心・安全を担保するということが心掛けていくということは当然だというふうに思いますが、私が老婆心ながら申し上げるわけでございますけれども、そんなことを付しまして、賛成させていただきます。 ほかに討論はありませんか。 賛成の立場で討論いたします。 空き家対策では、数年前から議員が様々な政策を提案してきております。国にも特措法があり、それを使い活用を中心に考えるか、取り壊しを中心に考えるかを明確にし、安全な地域となるよう、空き家が少しでも減少できる方向に進めていただきたいと思います。
	もう一点は、日曽利地区の圃場整備のことですけれども、事業費の全体が 10 億円と大金を投入する事業となります。そのうち町は 2,400 万円余り、地元負担は 172 万円ということで、有利と言われておりますけれども、10 年後に完成であり、町の急速な高齢化を思うと、担い手不足に対して心配と思われま。担い手の法人化や運営の在り方に町

議 長
11 番
竹沢議員

もししっかり関わっていただき、この投資が生きるような尽力をしていただきたいと思います。

以上 2 点を求めまして、賛成といたします。

ほかに討論はありませんか。

議案第 12 号、令和 3 年度一般会計予算について賛成の討論を行います。

本予算は、飯島町第 6 次総合計画の将来像でうたっております「新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし」を目指す第 1 年次の予算であります。総額 49 億 8,100 万円で、飯島町環境循環ライフ構想と人口増対策事業を重点プロジェクトとする予算であります。

予算の中で、私がこの間、一般質問等を通じて提案してきました 2 つの事業について、議員各位にも理解を深めていただくためにも申し上げたいと思います。

まず病児・病後児保育施設建設補助金ですが、3,613 万 8,000 円であります。

これは子育て環境充実のための事業でありまして、7 年前から取組を始めてきて、当時、議会社会文教委員会で箕輪町の先進事例を視察などしてスタートしたものであります。当時、適切な場所が町内になかったため、飯島町の利用希望者につきましては駒ヶ根市のすずらん病児保育室を今も利用しておるところであります。

その後、時も流れまして、地元金融機関の後押しによりましてこの事業が再燃いたしまして、2020 年 2 月に飯島に病児保育を作る会を立ち上げまして、3 週間に 1 度程度の会議を持って研究を進めてまいりました。メンバーは、事業主体の小児科の医師、設計担当の商工会長、本事業のノウハウの持ち主でありますところの医療生協、それから教育委員会、健康福祉課の職員の方々、保育士の O B、それから私で、この間、取組を進めてまいりました。

この間、建設場所の選定、建物の基本設計、運営方法、財政シミュレーションなどの検討を重ねまして、令和 3 年度の事業採択となるように教育委員会に依頼をいたしまして、県を通じ国へ子ども・子育て支援法に基づく補助金申請をいたしまして、2 月、交付内示があり、長野県も今議会において予算を計上していただいております。

事業開始につきましては令和 4 年 4 月を目指しておりまして、駒ヶ根市、中川村、松川町への利用呼びかけを今後行ってまいります。

利用開始後の運営費は、一定の国庫補助が毎年あるんですけれども、経営黒字化を目指しまして、町内の金融機関と連携しながら全国からの支援を受けるクラウドファンディングを行ってまいります。

本事業採択の御理解をいただきました町長、副町長、教育長及び関係職員の皆様、議会社会文教委員の皆様、地元選出長野県議会議員の皆様に感謝を申し上げるところであります。

次に、ひなどり奨学基金への 120 万円の支援であります。

これは御案内のとおり N P O 法人ひなどり奨学基金が行っている事業でございまして、

	全国でもまれな返済を求めない一方的に給付を行う奨学金寄附、加えて、給付の時期は、入学前にお金がかかりますので入学前に給付をする、その原資は町民の皆さんからという仕組みでございまして、これは日本で唯一の制度であります。 ホームページを立ち上げまして、奨学金の応募につきましては、上下伊那の各高等学校に、教育長を中心に御協力いただきまして応募、募集をかけまして、理事会で応募のあった方々について慎重に審査をして給付決定をしております。 それから、この奨学基金でありますけれども、地域創造課の御理解をいただきましてふるさと納税の使い方のプロジェクト、現在3つあるんですけれども、1つは飯島町学校給食センター建設プロジェクト、2つ目は飯島町米俵マラソン応援プロジェクト、そして3つ目に我がひなどり奨学基金応援プロジェクトを令和2年度から加えていただきました。12月の15日現在で全国から141件、243万6,000円の寄附をいただいております。このうちの返礼品や諸経費を除き、今回120万円をいただくことになったところでありまして、米俵マラソンより多かったようで……
議 長	発言者に申し上げます。 要約して発言……
11 番 竹沢議員	はい。もうじきまとめますので、もうしばらくお付き合いください。 当基金の2年度は2月2日現在で町民の皆さんから155万円ほどいただいております、3名の方に各50万円を交付したところでございます。信州大学、新潟大学、島根大学へ進学をそれぞれ行うわけで、この13日の日に生徒、保護者との激励会を開催するところであります。 当基金の趣旨に賛同していただいております町民の皆様、そして全国から応援してくれている皆様に心から感謝申し上げ、貴重な浄財を大切にに使わせていただきたいと思います。 以上2つの事業を取り上げましたけれども、4月1日以降、喫緊の事業でありますコロナワクチン接種などを完璧に行っていただき、幅広い事業を確実に執行することを求めて、本予算案に賛成するものであります。
議 長	以上、長くてごめんなさい。 発言者に申し上げます。 これは討論でありますので、経過説明ではありませんので、趣旨にのっとり討論をお願いいたします。 ほかに討論はありませんか。
4 番 中村議員	私は、令和3年度飯島町一般会計予算、賛成の立場で討論をいたします。 まず、コロナ禍において町税が1億85万円余の減収になる中、町は基金を切り崩しながら町民の要望に応えるべく施策を盛り込んだことを評価いたします。 しかしながら、大変危惧いたしますのは、子育て支援に対する町の考え方をしっかりと、どこに焦点を置いて子育て支援をするのかというところをしっかりと見極めてとい

うか、していつていただきたいということでもあります。

今、病児・病後児保育の設立に向けて4,000万円余の予算が盛り込まれました。このお話が、今、竹沢議員のほうからありました。住民要望もあるということでもあります。

また、今後、この予算においてはいろいろ変動もあるということです、ぜひとも見極めていただきたい。

また、町は企業に子育て世代が働きやすい環境をとということで推進し、町の企業が何件か声を上げ取り組んでおります。育休を取れるとか、子どもが病気のときには親が子どもを見るという、そういう親の配慮に立った、また子どものために何が一番大事なのかということを見極めた企業が大変増えてまいりました。そういう企業を応援している、推進しているのが町であります。

片や病児・病後児保育は、そういう中にあってもどうしても子どもさんを預けなければ経済的にやっていけない、そういう皆さんを助けるというのですか、支援するというか、そういうのが病児保育だとは思いますが、私は、近隣に15分ほどのところにあることで、飯島で果たして本当に必要なのかということを考えるわけなんです。

それで、病児・病後児保育を進めるのと、企業が子育てしやすい環境、そういう企業を増やしていつてほしいという町の中のはざまにあるお母さんたち、またはお父さんたちの悩みになるのではないかとということを危惧いたします。それはどういうことかというと、企業は病児・病後児保育が町にあるんだから子どもが病気のときは預けて仕事に来るべきじゃないか、または回りで同じに働いている人たちが、何かそういう人たちの目を気にして、子どもが病気のときに親が寄り添ってあげたいんだけど、そういう目があるから病児・病後児に預けて仕事に来る、そういうような親御さんが出てきたとしたら、大変、町のこの両方の事業がマイナスになっていくということを私は大変危惧するわけです。そういうところをしっかりと町は認識をして、そうならないための推進をしていくことを強く求める次第でございます。

どうか、何のための子育て支援なのか、子どものためなのか、親のためなのか、経済のためなのか、そこをしっかりと見極めて、飯島町はこういう手法で子育て支援をしていくんだというものをしっかりと持っていただきたい。

また、飯島町は自立を選択したわけです。自助、共助、公助、そういう中で自分たちができることは何なのか、そういうことをしながら町の発展に努めていくという、そういう観点で今後しっかりと子育て支援に努めていただくことを求めて、賛成いたします。

議長
2番
三浦議員

ほかにありませんか。

それでは、令和3年度飯島町一般会計予算について賛成の立場で討論をしたいと思います。

私は、今回の予算の大枠としては同意ができるということで賛成をいたすものです。

しかし、町民のための新型コロナ対策を優先しなければならないという時期であります。

議長
5 番
橋場議員

また、一般質問にありましたように、全町民対象のPCR検査を行うなど、まず住民のコロナに対する不安解消の取組や収入減に苦しむ経営者などへの支援策を優先すべきと考えております。

飯島流ワーケーション事業に盛られた予算の執行を先送りしても、町民の抱える喫緊の課題解消のために優先をすることを求めて、賛成といたします。

ほかにありませんか。

令和3年度飯島町一般会計予算に賛成する立場で討論いたします。

今回の予算に、飯島流ワーケーション、それから日曽利地区の圃場整備事業、この2つの事業、将来を見据えた事業であります。この事業に非常に期待し賛成するものですが、この事業の将来性を見たときに、若い方たちが飯島に戻ってくるという魅力を非常に感じるものであると、それに期待をし、また、そうあってもらいたいという思いで賛成をいたします。

コロナ、コロナという中で、やはり将来を見据えていかなければ、飯島町は、今後、何をすることもできないと思います。子育て支援もそう、高齢者もそう、お金がなくなっていく。今やらなければいけないことはやらなければいけませんが、将来に対する希望というものがなかったら、この町は駄目になると思います。若者たちも戻ってきません。

この2つの事業が私は将来非常に飯島町の魅力になるものと大変期待をします。そして、そうあってほしいという皆様の協力も必要だと思います。

飯島流ワーケーションに対しましては、一部分だけ、5台のトレーラーハウス、この部分が非常に取り沙汰されまして、闊歩しております。これから説明をしていくという中で、どうかその説明を——庁内の職員の皆様もそうですが、町内の一般の皆様に対しても納得がいくように、これからしっかりと説明をしていただきたいと思います。これは将来のために非常に魅力のある事業になると私は考えております。

そんな意味で、今回の予算には賛成をいたします。

議長

そのほかにありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第12号議案 令和3年度飯島町一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案 令和3年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

(なしの声)

議	長	次に賛成討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第 1 3 号議案 令和 3 年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 1 4 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 4 号議案 令和 3 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 1 5 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 5 号議案 令和 3 年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 1 6 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 6 号議案 令和 3 年度飯島町水道事業会計予算を採決します。 お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。 次に第 1 7 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

		討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 17 号議案 令和 3 年度飯島町下水道事業会計予算を採決します。
		お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 8 第 55 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第 55 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例は、介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴い令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における第 1 号被保険者の保険料に係る基準所得金額が定められましたので、それに伴い一部を改正するものでございます。細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。
健康福祉課長		(補足説明)
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
2 番		
三浦議員		それでは質問をしたいと思います。
		条例改正によって段階が変わるということで、対象となる方が所得によって変わってくるのではないかというふうに見受けられるんですけども、その影響について伺います。
健康福祉課長		現段階の所得において影響を計算いたしましたところ、やはりおおむね 70 万円近くの影響額が見込まれております。やはり基準所得金額のほうが引き上げられておりますので、その分の影響は今の段階ですと 70 万円ほどを見込んでおります。
議	長	ほかに質疑ありませんか。——ありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから第 55 号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、第 55 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 9 第 5 6 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計補正予算（第 1 2 号）
町 長	を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
議 長	第 5 6 号議案、令和 2 年度飯島町一般会計の補正予算（第 1 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 75 億 8,689 万 9,000 円とするものでございます。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少が生じる地方行政への影響を緩和させるために国が減収補填債の拡充を図る措置を行っており、このたび県との調整が整い補正を行うものでございます。歳入につきましては減収補填債 300 万円を計上し、歳出につきましては町道整備事業と飯島小学校管理費に減収補填債をそれぞれ充当し財源組替えを行うとともに、予備費で調整するものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。
企画政策課長	（補足説明）
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。——ありませんか。
議 長	（なしの声）
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議 長	これから討論を行います。討論はありませんか。
議 長	（なしの声）
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議 長	これから第 5 6 号議案 令和 2 年度飯島町一般会計補正予算（第 1 2 号）を採決します。
議 長	お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
議 長	（異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 56 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 0 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。
議 長	会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。
議 長	お諮りします。申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
議 長	（異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。
議 長	本日の会議を閉じます。
議 長	ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。
町 長	3 月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る2月26日から本日まで14日間の会期をもって開催されました3月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました案件の全てを原案のとおり御議決いただきまして、誠にありがとうございました。

あわせて、議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な御意見や御提案などを心に置き留め、今後の町政運営に全力で努めてまいりたいと思っております。

本日3月11日は東日本大震災から10年を迎える日となりました。お亡くなりになられた方約1万6,000人、行方不明の方約2,500人、避難者の方々約4万1,000人と、今もなお大きな爪痕を残す大惨事となりました。被災された多くの方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

先日、石巻市長より10年の区切りとしての感謝のお手紙を頂きました。これを紹介したいと思います。

2011年3月11日、あの日、全てが変わってしまいました。「行ってきます。」と出てきた家も、「行ってらっしゃい。」と——見送ってくれた家族も——見慣れた景色も、さっきまで働いていた職場も仲間も、一度に全てを失ってしまった人があの日どれだけいたことでしょうか。——現状を知れば知るほど絶望と深い——悲しみに暮れる私たちに、震災後すぐに国や県、他市町村をはじめ様々な企業、団体、個人の方々が国内外からたくさんの手を差し伸べてくださいました。こんなにも私たちを思ってくれる温かい手があることを、私たちは震災を通じて知ることができたのです。その温かい手があったからこそ今日の私たちがあり、石巻市があります。私たちは差し伸べられた手を決して忘れてはならない、そう心に刻み、生き残った者の使命として後世へとこの震災を伝承し、手を差し伸べてくださった方々へ感謝の心を忘れずに、これからも歩んでまいります。

震災から10年、復興完結まであと一歩となりました。10年目の区切りとして、ここに石巻市民を代表して心より感謝を申し上げます。令和3年3月 石巻市長 亀山紘。

以上でございます。

令和2年度は世界中が新型コロナウイルス感染症に振り回された年度となりました。世界各国では多くの方が貴い命を落とされ、また長い時間、後遺症に悩まされている方もいるとの報道もあります。

飯島町においては、町民の皆様の御努力と御協力により新型コロナウイルスの蔓延を防ぐことができました。多くの皆様に感謝を申し上げます。

間もなくワクチン接種が進められます。一安心ではありますが、今後も状況を注視してまいります。

新年度は少しずつ前進していける、そんな世の中になるよう期待するところでございます。

暦は3月となり、春の訪れを感じられるようになりました。例年より早く梅やフクジュソウが開花し、桜の開花も平年より早まる予想が出されております。

このような中、保育園の卒園式、小中学校の卒業式も新型コロナウイルス感染防止を徹底しながら行うこととなりました。例年のようには行えませんが、先生方も保護者の方々も精いっぱい心を込めて送り出したいと思っておりますので、卒業される皆

さんは残念な気持ちもあろうかと思いますが、新たなステージに向かって大いに羽ばたいていただきたいと思います。

また、当町にとっても新年度は第6次総合計画の初年度となります。新たな町のスタートの年となります。新型コロナウイルスの終息がまだまだ見えない中でのスタートとなりますが、住民の皆様の安全・安心を第一に、地域経済の復興も併せて進めていかなければなりません。

その一方で、未来の飯島町の目指すべき姿を実現させる取組にも力を注いでいかなければ、町の発展はないと思っております。本会議で御議決いただいた第6次総合計画、国土利用計画、また令和3年度予算を着実に実行してまいります。

議員はじめ町民の皆様には、令和2年度の町政運営に御協力賜りましたこと、心より感謝を申し上げ、来る令和3年度が災害もなく飯島町がさらなる発展を遂げられますよう一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、議員各位の任期も残り僅かとなってまいりました。任期4年間をお務めいただいた議員の皆様には、変化の厳しい時代にあって、それぞれのお立場で共に喜び、共に憂い、そして共に活力あるまちづくりのために日夜御尽力をいただくなど、町政の車の両輪を担っていただきました。この御労苦に対しまして衷心より感謝と御礼を申し上げます。長い間、本当に御苦勞さまでございました。

お伺いいたしますと、今期をもって――御勇退される方もいらっしゃると思っております。今後、議席を離れましても町の発展のために従来にも増して御指導、御鞭撻を賜りますよう――心からお願い申し上げます。

また、来る3月21日執行の町議会議員一般選挙に引き続き立候補される皆様におかれましては、久しぶりの厳しい選挙戦も予想されております。御健闘をお祈り申し上げます。

最後になりましたが、本定例会に御出席いただきました羽生代表監査委員さん、片桐農業委員長さんには、大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。

議員をはじめ皆様方には、ますます御健勝で御活躍されることを心からお祈り申し上げまして、3月議会定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

議長 任期最後の定例会の閉会に当たりまして、一言私のほうからも御挨拶を申し上げます。

春本番を思わせるような今日この頃の陽気となりましたが、本日は東日本大震災から10年目の節目の日であります。被災されました皆様、お亡くなりになりました皆様には、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

また、先ほどは議員の任期満了に対しまして下平町長より御慰労のお言葉をいただき、ありがとうございました。

我々12名は、平成29年4月から4年間、議会と町は車の両輪を合い言葉にしまして、下平町長のバイタリティーあふれる多彩なまちづくり政策に、時には激論を交わしながら、安全で安心、将来を見据えた活力あるまちづくりに町長と一体となって取り組んでまいりました。

また、議会運営につきましては、公正、公平を基に取り組んでまいりましたところでございます。

議会活性化では、今までの取組に加えまして、住民懇談会、休日議会、ユーチューブによる情報発信など新しい取組も進め、一定の評価をいただいておりますところでございます。

しかし、今年度は、昨年１月からのコロナ禍の中、入学式、卒業式など町の行事などには出席ができず、また議会活動も含めまして多くの行事や事業が中止になるなど、思いうような活動ができない残念な最期の１年となってしまいました。

さて、議員各位には、今期限りで引退する人、再度挑戦する人と様々でございますが、健康には十分留意されて、今までの議員経験を生かし、それぞれのお立場で地域、町、社会のためますますの御活躍をいただきますよう御祈念を申し上げます。

結びに当たり、コロナ禍の厳しい中ではありますが、下平町長を中心に理事者、職員が一丸となって安全で安心な活力あふれるまちづくりに邁進されることを御祈念申し上げます。

議員各位、町理事者、職員、それから行政機関の皆様など、多くの皆様の御協力をいただく中で議長の重責を終えることに感謝を申し上げまして、令和３年３月定例会閉会に当たっての挨拶といたします。

以上をもって令和３年３月飯島町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

閉 会	午前１０時１１分
-----	----------

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員